

# 北海道議會時報

第 4 卷 第 2 號

昭 和 27 年 2 月



北海道議會事務局

北海道議會時報第4卷第2号(昭和27年)

# 目次

## 議會の動き

常任委員会……………一

## 會合

八大都道府縣議會議長會……………四

全國都道府縣議會議長會幹事會……………四

## 資料

最近の地方行政に關する諸問題について……………四

國の昭和二十七年豫算案について……………七

昭和二十七年北海道開發豫算について……………九

昭和二十七年北海道開發（公共）事業費豫算と全國平均との比較について……………二一

昭和二十七年地方豫算の編成について……………二三

昭和二十七年地方財政計畫について……………二三

第十二國會において補正された昭和二十六年政府豫算について……………二七

昭和二十六年度十二月末道稅徵收狀況について……………三三

昭和二十六年度道及び市町村普通平衡交付金交付基準額について……………三六

「時報」既掲載各種資料についてのその後の動きについて……………三八

昭和二十六年度釐米推定實收高について……………三三

昭和二十七年農林漁業資金計畫について……………三五

地方財政と競馬競輪の収益について……………三六

國立病院の地方移管をめぐる動きについて……………三七

昭和二十六年度一般會計歳出豫算（累計）明細表について……………四〇

## 雜錄

地方行政疑義問答集……………四二

關係一部の更迭と衆議院役員の一部改選について……………四九

道人事異動……………四九

## 日・イ賠償中間協定案

## 圖書室便り

・表紙寫眞説明・

樹 氷

國鐵札幌地方營業事務所提供

# 議會の動き

## 常任委員会

### ▲総務委員会

○一月十四日、午前十一時、自由黨控室において開議。行政機構並びに事務簡素化の問題を議題とし、各都府縣職員、教職員の定数及び出先機關の機構等に關する資料について議事課長からの説明を聴取、次いで今後の調査方針について諮り(1)出張調査は概ね一月中にお知らせる。(2)次期議會までに結論を出す。ことを決した。

次に、付加價值稅施行について參議院地方行政委員會よりの照合を議題とし、稅務課長のこれに對する説明を聴明、慎重審議の結果(1)付加價值稅施行は延期する。(2)事業稅は存續するが徵稅の簡素化を圖り繰越欠損は國稅同様とすることの二點を回答することに決し、午後二時三十分散會。

### ▲文教委員会

○一月十二日、午前十一時四十分、自由黨控室において開議。冒頭、桑野委員(自)から過般焼失せる函館市千代田小學校の早急復舊方についての發言があり、次いで教育委員會昭和二十七年要求豫算についての説明聴取に入り午後零時四十分一旦休憩、午後一時十分再開引續き豫算について各課所管事項について説明を聴取、質疑應答の後、道立高校移管問題を議題としたが、本件については教育委員會においても未だ検討中のものでもあり、委員會としてはその結論を待つて審議すべきであるとして午後三時四十五分散會。

## ▲水産委員会

○一月十八日、午前十一時五分、自由黨控室において開議、冒頭歸道中の川村衆院水産委員長より、中央の水産狀況、特に日、米、加漁業條約にもとづく、出漁の問題、二十七年の漁港費豫算の問題につき説明あり、水産部長よりも、北洋漁業の實態調査及び出漁についての説明があつた。ついで委員長より、北洋漁業の許可の問題について諮つた結果、これは重要な問題であるため、上京委員をあげて中央に折衝せしむることとし、その委員に松平(自)、三浦(農)、濱森(社)の三委員を決定して一旦休憩した。

午後一時三十分再開、昭和二十七年水産部關係豫算につき水産部長より説明を聴取、ついで北海道漁業協同組合連合會安藤孝俊氏より昭和二十七年水産關係事業施行について陳情があり、午後四時五十分散會。

## ▲民生委員会

○一月二十八日、午前十一時五十分、自由黨控室において開議。冒頭本多委員長(農)から中央における民生部門國費豫算の折衝經過についての報告があり民生部長の補足説明の後、國保直營診療所設置補助、生活保護費、國保長期融資、遣族對策等について活潑なる意見がかわされ、民生部長からも失明者に對する職業輔導機關設置について強い要望があり午後零時五十分休憩、午後一時二十五分再開、昭和二十七年要求豫算を議題とし、民生部長の説明を聴取、質疑應答の後民生部長より再び國保直營診療所補助の件について發言があり、光明寮誘置の問題と共に審議の結果、政府並びに國會等に折衝のため委員を派遣することに決し、派遣委員は本多(農)新川(勞)金澤(自)の各委員、期間は三十日より十日間の豫定とすることに決定して、午後四時二十分散會。

## ▲農政委員会

○一月八日、午後一時三十八分、社會黨控室において開議、欠員中の委

員長に、宮本委員（農）を選任して午後二時二十分散會。

### ▲開拓委員會

○一月十一日、午前十一時十五分、自由黨控室において開議、開拓部長より、昭和二十七年開拓部國費豫算の折衝經過につき説明あり、右につき上京委員を選任することと決し一旦休憩、休憩中に新篠津村長より、新篠津、北村地區造田開發事業促進に關する陳情を聴取した。再開後上京委員に、村上（自）、池田（農）、原田（公）の三委員を決定、午後二時五分散會。

### ▲林務委員會

○一月十一日、午後二時五分、自由黨控室において開議、大久保副委員長（民）、委員長に代り、中央折衝中の國費豫算の増額要望につき諮り、林政課長及び道有林課長、林産課長より説明があつた後、木材需給の見越し、金融關係、金融對策専門委員會等につき質疑應答があつた。なお堀田委員（自）及び副委員長より林務部と委員會の結びつきについて要望するところあり、ついで林務關係上京折衝委員として、堀田、福島（公）、田呂（農）、大久保の四委員を決定、開拓、林務管外視察委員には岡林（社）吉田（自）、原田（公）、堀田の各委員に決定し、午後三時四十五分散會。

### ▲土木委員會

○一月八日、午後零時四十分、土木小委員會を第六議員室において開議、建設機械整備に要する豫算折衝について、中央の見透しを得るため一月十日から十九日まで委員を上京せしむることに決し、これに宮津（自）、西田（正）（民）、笠井（農）の各委員を選任して午後一時三分散會。

○一月九日、午後二時、土木小委員會を第五議員室において開議。直ちに昭和二十七年土木部要求豫算について土木部長の説明を聴取、質疑應答の後、次の事項を明十日知事に對して申入れることとして午後三時二十分散會。

- (1) 道路維持修繕費について善處を求める。
- (2) 港灣簡易工事費は要求の通り認めてもらう。
- (3) 現業所費を大中に取上げてもらう。
- (4) 建設機械整備費について一層の努力を求める。

### ▲建築委員會

○一月九日、午前十一時二十分、第五議員室において開議。付託請願第二百四十四號並びに陳情第二百五十九號、いずれも公營住宅法に基く住宅建設に對する道費補助の件を一括議題に供し、審査に入り道財政の現状からこれを不採擇と決し、全道都市建造物に對する基本方針を、小都市、市町村も含めて不燃質とすることを申合せ、昭和二十七年豫算について工營課長の説明を聴取した。次で管外視察について諮り、この豫定地及び日程を事務局に一任、新保（公）、池戸（勞）、榊原（社）、清水（自）の各委員を派遣することに決した。又、昭和二十七年建築部關係豫算の中央折衝についても委員を派遣することを決し、これに川人（社）、大竹（農）、旭（自）の各委員を決定した。なお道費豫算についても小委員會を設け検討することとし旭（自）、清水（自）、道下（農）、時田（社）、菊地（民）、土山（公）、池戸（勞）の各委員を選任し一旦休憩の後午後零時四十分再開し、さらに二十七年豫算について建築指導課の説明を聴取、質疑應答あつて午後二時散會。

○一月十七日、午後零時十五分、自由黨控室において開議。建築部長から中央折衝の経緯報告を聴取、次いでブロック生産事情等を中心に種々意見の交換があり、この結果、現状について検討を加えることとなり、その方法として先ず一月十八日から八日間の豫定をもつて東京近郊のブロック工場の實地視察を行うこととし、これに旭（自）、時田（社）、新保（公）、道下（農）、池戸（勞）の各委員を派遣することを決して午後二時三十分散會。

○一月二十五日、午後一時三十分、自由黨控室において開議。冒頭、次

の陳情を聴取した。

一、東洋硬質煉瓦會代表より機械貸與方について

一、北海道ブロック協會代表より新聞報道によるブロック、モデル工場設置反對について

次いで、ブロック生産對策について審議に入り、さきに實施した現地調査の報告を行い午後二時二十五分一旦休憩、午後二時四十分再開、報告を中心に種々審議が行われたが結論を得るに至らず明二十六日再開しこの際北海道大學西教授の参考意見を聴取することを決して午後四時十五分散會。

○一月二十六日、午後十時三十五分、第五議員室において開議。直ちにブロック工場設置問題を議題として審議に入り次の三案を中心に種々意見がかわされた。

一、建築部において監督する模範的工場を作り普及指導に努める。

二、道において、整備せる會社を厳選の上これを助成、育成強化する。

三、既存會社を厳選の上機械を貸與する。

午前十一時十分休憩（休憩中、北海道大學朝倉、西兩教授からブロックについての専門的参考意見を聴取、これに對する質疑應答がなされた。）  
午後二時三十分再開、本件について更に豫算化するためには検討を要するものがありとして、千歳、苫小牧所在の既存工場を視察することを決して午後二時四十五分散會。

○一月二十八日、千歳、苫小牧の既存工場視察。

○一月二十九日、午前十一時十分、第五議員室において開議。直ちにブロック工場設置問題を議題として審議に入り、先ず旭委員長（自）から千歳、苫小牧の火山灰ブロックの生産状況視察經過についての報告があり、種々意見交換の結果、次の三案を中心に更に検討が加えられた。（1）道營とする。（2）公社とする。（3）機械貸與の方法で行く。この結果委員會としては道營とすることに意見が纏まり、起債等の見透のこともあり知事の意向を確かめた上、更に検討を加えることとして午後零時五分休憩、（この間知事と話し合ひする。）午後一時四十五分再開、知事と話し合ひの經過報告が

あり、結びよく、現在のブロック工場をこの儘放置することは將來に大きな影響を残すので、道營をもつて指導工場を設置し、これ等の向上に寄與させるといふことを、知事も善處するといふことであり、委員會の意見とも一致するので、委員會としてはこの経緯を廣く公表し、世論を喚起することにも大いに啓蒙させるべきであるとして、その文案を作成し、これを決して、午後三時四十分散會。

# 會 合

# 資 料

## 八 大 都 道 府 縣 議 會 議 長 會

○二月十八、十九日、愛知縣（名古屋市）において開催、左記の事項を協議決定した。

- 一、戦争犠牲者援護対策早急樹立について
- 一、社會保險制度の改善について
- 一、義務教育費の全額國費負擔について
- 一、昭和二十七年道路路費豫算増額計上方について
- 一、住宅復興について

右はいづれも會議の決議となし、内閣總理大臣外關係方面に陳情した。

## 全 國 都 道 府 縣 議 會 議 長 會 幹 事 會

○二月二十二日、東京都において開催、左の事項を協議決定した。

- 一、選舉法の改正特に兼職立候補について
- 二、平衡交付金の増額について
- 三、起債の枠の撤廢について
- 四、教育委員會制度特に委員の公選の廢止について
- 五、國立病院の地方委譲反對について

右はいづれも再度陳情することに決定。

## ◎ 最近の地方行政に關する諸問題について

この資料は、一月二十二日全國都道府縣議會議長會幹事會の席上、地方自治廳鈴木次長の説明されたものの要旨と質疑應答の要領である。

最近の地方行政の諸問題について昨年中の中央方面の動きを申し上げた。

昨夏以來、地方行政簡素化の問題が中央の行政簡素化と並行して行われていることは、御承知の通りである。政府は中央の行政簡素化のために、中央行政簡素化本部を、地方行政簡素化のために地方行政簡素化本部を設けて作業を續けている。これに關連して二、三申し上げたいと思うが、地方自治制度は終戦後大きな變遷をした。この地方制度について二つの點で再検討を加えることになつてゐる。第一は現在ばら／＼になつてゐる地方制度を手直しかつてゐることである。終戦以來今日まで行われてゐる各種の制度は、原則としては極めて妥當であるが、民主化と云ふことを絶對の要件としたために、合理性の點からも能率の點からも問題があつたと云う反省に基いて、わが國の國力と國情にふさわしくないものはこの際思い切つてこれを修正する必要があるということである。但し、これはあくまでも地方自治制度に與えられた民主主義體制の基本原理解を尊重しつつ補正する意味である。

第二の問題は、行政の規模を縮小して實質的に、日本の國力や地方公共團體の能力に應じたものとしていくことである。例えば六・三制の強化についても高い標準の理想を百パーセント生かすことは困難である。今のままではどうしてもやつていけない運営上混亂を引き起すこととなるので、これを簡素化する必要がある。

これは地方行政簡素化本部が中心となり、研究を重ね第一次の検討がほぼ終了した段階にあり、一應の案を得たから司令部の諒解を得たならばこ



れを各省に連絡した上で閣議で正式に決定となるだろう。この第二の地方制度の改革にも合理的な改革と暫定的な改革の二通りある。

地方自治の根本的改正に當つては、國の行政機構の簡素化との關連もあり、廣く各方面の知識を結集し、公正妥當な判斷の下に改正案を立案するといふ趣旨で地方制度調査會というものを設置し、國會議員はもとより、地方團體、學識経験者の各層をもうらし、各方面の意見を總合して中央の制度や地方制度について充分に検討が加えられた上で政府案として成立するという過程をとるわけであるが、これは恐らく二十七年年度の今度の通常國會には間に合ふぬかも知れぬが二十八年年度の國會には審議され纏められるものと思う。

地方自治法や選舉法の検討に當り、例えば憲法のなかで知事、市町村長は直接選舉となつており現在そのように行われているのであるが、この首長を住民の直接選舉によつていふところは世界でもなく、アメリカでもない。これは連合國の占領政策から出て來たものであろうが、こう云う制度についても例えば議會が間接に選舉をすることが認められてよいのではないかと、少くとも地方自治の本旨に合つた適切な方法もあると思う。又例えば一地方團體のみに適用する法律の問題についても、總べて住民投票にしなければならぬという制度も今までに行われたところから考へて大した意義がないようである。また、國と地方公共團體、府縣と市町村との協力關係についても現行地方自治法では觸れるところが極く表面的であり更に特別市の問題等今後の地方自治が均整のとれた合理的統一的な形に發展するための検討が地方制度調査會で行われるわけである。しかしこれ以前においても差當つて暫定的な改革、地方行政の簡素化または合理化の上からみて緊急に措置しなくてはならない事項や、早急に改正を加える必要が認められる事項等については適當な案を検討し今通常國會へ提出して二十七年年度から實行したいと考へる。

例えば都道府縣行政の育成について現在の組織を若干小さくして行きたい。しかし必ずしも小さくしなければならぬというわけではないが、必

要な總合的な部局の整理をそれぞれの都道府縣で決めて行く。

或は委員會制度にしても人事委員會、選管委員會、監査委員等は必置するといふことでなしに又委員の數を減少する。事務組織も長の補助機關（事務部局）が委託されて行ふ。即ち市町村の職員が兼任して事務を行うことができるように簡素化したいと思う。この點も法律で規定しないで弾力性をもたせたいと思う。

議會制度についても、定例會は通常豫算を議する通常會一回とし、その他は臨時會制度をもつてするのがよいと思う。國會では通常と臨時に別れているが、これが合理的な考え方ではないかと思うのである。議員定數の問題であるが、神戸勸告や政令諮問委員會では二分の一とか、三分の一とか相當窮乏な改革が考へられているようであるが、これも若干現在の線より下廻ると云う考え方、議員數について一つの標準を示すに止め、都道府縣それぞれでこの標準に従つて自主的に決めて行くようにしたらよいと思つてゐる。

議會の委員制度についても論議があるが、大體右のような考え方から、議員、委員數、その構成なりは若干減らすことになる。

一般職員數の縮小であるが、部局の廢止、百以上の法令を改正しこれに應ずる職員が必要數を考へるについてもある程度の弾力性をもたせるようにし、勿論國が強制する氣持は全然ないが、合理的な基準を決めたらよいと考へる。

以上は草案でしかなく總司令部の意向を打診する程度に過ぎないが、この案を用意して、地方行政簡素化が行われることになれば本年度は地方において相當の節約がなされる。各省においては諸經費を減らすといふことは相當反對もあり總合的な最後案はどういうことになるか想像できない。

昨年中の地方行政簡素化に對する動きは以上のようなところである。ついで鈴木次長を中心に次のような質疑應答が行われた。

## 質疑 應答要領

### 一、議員定数の縮減について

問 議員の縮小についての考え方、一率に減らすのはどうか、又制度や定数が區々となれば混亂が起る憂はないか。

答 法律（自治法）では人口比率で基準を決めるだけとし、府縣はそれぞれ基準から餘り離れない程度に自主的に定数を決めるといふ弾力性あるものとしたい。一率にと云うよりできるだけ簡素化にしたいといふことである。

### 二、委員會制度について

問 委員會制度についてどう思うか。

答 新しい仕事について委員會制をとり、學識經驗者をもつてやることは意義があると思うが一般の行政事務については、今の委員會制度は合理的でないと思う。執行に責任をもつ市町村長がやるべきだと思う。

問 農業委員會の直接選挙はやめてもらいたい。

答 直接選挙制が議會任命制にするかは検討している。

### 三、議會の委員會制度について

問 参事會制度は合理制がないと思うがどうか。

答 参事會制度と委員會制度を比較して將來總合的根本的な問題として研究したい。

問 今でさえ、月々請願陳情、受理件数の多いところは、委員會に付託審議しても、なかなか消化しきれない現状であるから、これが参事會制度となつたら、なおさら收しゆうがつかず切角の民間の要望を處理することは困難とならう。

答 運用次第で議會の閉會中でもできると思う。國でもそれぞれの常任委員會でやつているようである。

### 四、公選法の改正について

問 現行公選法中公務員の立候補制限について本會では地方議會議員の

現職立候補制限は不當である旨を主張しているのであるが自治廳としての見解を伺いたい。

答 現職のまま立候補できない現行法にも若干の理由がある。

議員を認めるとなれば、首長の或は他の非常勤のものを認めてよいというものまででてくると思う。要するにどこに線をおくかということが難しい。

問 大都市は速急に人口増加するにかゝらず國會議員の定員は五年間そのままとする現行選挙法は、改正する必要があるが、政府にその意志ありや。

答 選挙法について、その都度人口の比率によつて選挙するとすれば、仲々問題があり昔から五年なり十年となつてゐる。

しかし、この點は地方制度調査會、で第一に検討してもらいたいと思ふ。

### 五、行政事務の簡素化について

問 1 縣の翌年度豫算は概ね三月開催の議會で審議するが國の豫算は四月から五月に決定するので、國の財源と直結している地方財源豫算の決定が不可能となる。國會の會期を大中に繰り上げ十二月に終らせるか會計年度を變えるようにしてはどうか。

2 神戸勧告によれば市の設置の人口要件を五萬としているが某縣の町村は、三萬に達しないところは附近の町村を統合して市の設立運動をしている。市としての人口標準はどうなつてゐるか。

答 1 會計年度を國と地方と違ふことについては若干の弊害もあるが今後研究すべき問題と思う。

2 勧告の通り人口五萬とすれば、今までのように市は出來ないこととなるが、五萬以上でなければ絶対にいけないとすれば、現在の三萬の市についてはどうするか等の點について地方制度調査會の研究することになるだらう。



(第1表) 大 藏 省 原 案

歳 出 入 項 目

(単位億圓)

| 歳 入                     |       |
|-------------------------|-------|
| 税 收 入                   | 6,335 |
| 専 賣 益 金                 | 1,200 |
| 前 年 度 剩 余 金             | 268   |
| そ の 他 と も 計             | 8,460 |
| 歳 出                     |       |
| 公 共 事 業 費               | 1,207 |
| (うち災害復興)                | (500) |
| 平 衡 交 付 金               | 1,200 |
| 出 資、投 資                 | 750   |
| 農 林 漁 業 特 別 會 計         | 50    |
| 外 爲 特 別 會 計             | 400   |
| 國 民 金 融 公 庫             | 30    |
| 輸 出 信 用 保 險             | 10    |
| 住 宅 金 融 公 庫             | 50    |
| 輸 出 銀 行                 | 50    |
| 開 發 銀 行                 | 80    |
| 電 源 開 發 そ の 他 費         | 80    |
| 國 債 入 費                 | 260   |
| 郵 便 貯 金 特 別 會 計 ぐ り 入 れ | 32    |
| 價 格 調 整 費               | 300   |
| 生 活 保 護 費               | 215   |
| 結 核 對 策 費               | 90    |
| 社 會 保 險 費               | 42    |
| 失 業 對 策 費               | 125   |
| 引 揚 援 護 費               | 20    |
| 遺 家 族 援 護               | 280   |
| 國 立 學 校 運 營 費           | 200   |
| 育 英 事 業 費               | 28    |
| 國 警 費                   | 185   |
| 海 上 保 安 費               | 50    |
| 徴 稅 費                   | 120   |
| 豫 備 費                   | 50    |
| その他雜件750などとともに計         | 6,430 |
| ほ か に 講 和 關 係 費         | 2,000 |
| 合 計                     | 8,430 |

◎國の昭和二十七年年度豫算案について

國の明年年度豫算案は、一月十八日の閣議において最終決定をなし且下開會中の第三回國會に提案された。つきにその概貌を掲記した。

第一表は、十二月十八日にまとまつた大藏省原案であつて、歳入八千四百六十億圓に對し、歳出は、八千四百三十億圓であつた。この原案に對し、各省からの復活要求の査定があり、さらに總司令部との折衝を終つて閣議決定となつた政府原案は第二表で歳入八千五百二十七億圓(大藏省原案に對し)歳出同額(大藏省案に對し)となつてゐる(六十七億圓の増)(九十七億圓増)

政 府 原 案

(第2表)

歳 入

| 項 目             | 前年度     | 27年度    | 項 目      | 前年度     | 27年度    |
|-----------------|---------|---------|----------|---------|---------|
| 租 税、印 紙 收 入     | 560.809 | 638.177 | 雑 收 入 等  | 95.757  | 67.202  |
| 日 本 專 賣 公 社 益 金 | 117.586 | 120.500 | 前年度剰余金受入 | 19.554  | 26.873  |
|                 |         |         | 計        | 793.707 | 852.753 |

歳 出

| 項 目                       | 前年度     | 27年度    | 項 目           | 前年度     | 27年度    |
|---------------------------|---------|---------|---------------|---------|---------|
| 防 衛 支 出 金                 | —       | 65.000  | 地方財政平衡交付金     | 120.000 | 125.000 |
| 安 全 保 障 諸 費               | —       | 56.000  | 生 活 保 護 費     | 21.213  | 25.051  |
| 平和回復善後處理費                 | 10.000  | 11.000  | 社 會 保 險 費     | 3.953   | 5.327   |
| 連合國財産返還補償費                | —       | 10.000  | 結 核 對 策 費     | 7.864   | 9.351   |
| 公 共 事 業 費                 | 99.787  | 123.986 | 内 結核療養所經費     | 5.742   | 7.150   |
| 一 般 公 共 事 業 費             | 85.822  | 108.760 | 内 そ の 他       | 2.121   | 2.200   |
| 内 行 刑 施 設 費               | 1.098   | 1.023   | 失 業、對 策 費     | 12.936  | 12.949  |
| 文 教 施 設 費                 | 6.633   | 7.382   | 内 失業應急事業費     | 7.750   | 7.600   |
| 厚 生 施 設 費                 | 2.063   | 2.655   | 失 業 保 險       | 4.886   | 4.999   |
| 官 廳 營 繕 費                 | 1.487   | 1.264   | 譯 政府職員等失業手当   | 300     | 350     |
| 事 務 費                     | 2.682   | 2.899   | 同 胞 引 揚 費     | 3.759   | 2.531   |
| 出 資 及 投 資                 | 155.341 | 69.773  | 遺 家 族 等 援 護 費 | 100     | 25.755  |
| 外 國 爲 替 資 金               | 80.000  | 35.000  | △ 2.588       |         |         |
| 造 幣 廳                     | 696     | 741     | 國 立 學 校 運 營 費 | 17.012  | 20.519  |
| 貴 金 屬                     | 3.721   | —       | 學 校 等 給 食 費   | 2.496   | —       |
| 開 拓 者 資 金 融 通             | 1.423   | 1.531   | 育 英 事 業 費     | 2.430   | 2.890   |
| 内 食 糧 管 理                 | 10.000  | —       | 食 糧 増 産 經 費   | 30.521  | 39.975  |
| 農 林 漁 業 資 金 融 通           | 5.000   | 6.000   | 警 察 豫 備 隊 經 費 | 31.000  | 54.000  |
| 系 價 安 定                   | 3.000   | —       | 國 家 地 方 警 察 費 | 15.800  | 18.686  |
| 中 小 企 業 信 用 保 險 基 金       | 1.000   | 500     | 海 上 保 安 廳 經 費 | 5.863   | 8.667   |
| 緊 要 物 資 輸 入 基 金           | 2.500   | —       | 微 税 費         | 14.144  | 13.225  |
| 輸 出 信 用 保 險               | 1.000   | 1.000   | 租 税 拂 戻 金     | 4.855   | 4.000   |
| 國 民 金 融 公 庫               | 3.000   | 3.000   | 刑 務 所 費       | 4.953   | 5.027   |
| 住 宅 金 融 公 庫               | 8.000   | 5.000   | 職 員 宿 舍 費     | 1.200   | 1.000   |
| 譯 日 本 輸 出 入 銀 行           | 7.000   | 4.000   | 年 金 及 恩 給     | 7.895   | 9.587   |
| 日 本 開 發 銀 行               | 7.000   | 13.000  | 海 外 拂 諸 費     | 2.000   | 500     |
| 國 際 通 貨 基 金 及 復 興 開 發 銀 行 | 20.000  | —       | 豫 備 費         | 1.000   | 3.000   |
| 日 本 國 有 銀 行               | 2.000   | —       | 終 戦 處 理 費     | 94.333  | —       |
| 國 債 費                     | 21.201  | 26.113  | 賠 償 施 設 處 理 費 | 543     | —       |
| 特 別 會 計 等 損 失 補 填         | 7.663   | 428     | 特 殊 財 産 處 理 費 | 506     | —       |
| 内 郵 政 事 業                 | 2.968   | —       | 解 除 物 件 處 理 費 | 117     | —       |
| 郵 便 貯 金                   | 3.004   | 428     | 計             | 723.094 | 773.760 |
| 譯 公 團                     | 1.690   | —       | 雑 件           | 70.612  | 78.993  |
| 價 格 調 整 費                 | 22.500  | —       | 合 計           | 793.707 | 852.753 |

備 考 △印は恩給年金、生活保護費などの経費のうち差引き減少する部分があるため並列した。  
單位百萬圓。端數切捨て。

## ◇昭和二十七年度北海道開発豫算について

昨年8月、北海道総合開発第一次五カ年実施計画案（北海道開発案）が発表されて以来、本計画の初年度たる昭和27年度北海道開発豫算の獲得については、道をあげて時に應じ機に乗じてぬかりなく手を打つてきた。舊懸案その折衝もいよいよ最終的段階にはいり上京委員は徹宵敷夜に及ぶ最後の折衝にはいつていたが、去る1月18日の政府決定によつて、一應の終結を見た。とりあえずその決定案の概要つをぎに掲記した。

政府決定の北海道開発関係公共事業費  
 一般公共事業費 1,064,000萬圓  
 産業経済費 24,000萬圓  
 事務費その他 74,000萬圓  
 計 1,162,000萬圓  
 外に災害費20數億圓の見込

### 昭和27年度北海道開発公共事業費一覧

（單位千圓）

（昭和27年1月18日政府決定）

| 項 目      | 昭和27年度豫算額 |         |           | 昭和26年度<br>豫算額 | 比較増減<br>△は減 |
|----------|-----------|---------|-----------|---------------|-------------|
|          | 直轄（國）     | 補助（道）   | 計         |               |             |
| 河 川      | 1,535.100 | 286.700 | 1,821.800 | 1,636.000     | 185.800     |
| 調 査      | 27.000    | 900     | 27.900    |               |             |
| 改 修      | 1,508.100 | 269.800 | 1,777.900 |               |             |
| 海岸堤防修築   | —         | 16.000  | 16.000    |               |             |
| 幾春別川総合開発 | 500.000   | —       | 500.000   | 293.500       | 206.500     |
| 開 發      | 495.000   | —       | 495.000   |               |             |
| 事 務 費    | 5.000     | —       | 5.000     |               |             |
| 砂 防      | —         | 40.200  | 40.200    | 25.000        | 15.200      |
| 調 査      | —         | 200     | 200       |               |             |
| 砂 防      | —         | 40.000  | 40.000    |               |             |
| 山 林      | 480       | 544.677 | 545.157   | 245.649       | 299.508     |
| 山林調 査    | 480       | —       | 480       |               |             |
| 治 山      | —         | 119.851 | 119.851   |               |             |
| 造 林      | —         | 350.851 | 350.851   |               |             |
| 林道施設     | —         | 73.975  | 73.975    |               |             |
| 土地改良     | 835.828   | 774.570 | 1,610.398 | 1,111.611     | 498.787     |
| 調査計畫     | 23.239    | 3.000   | 26.239    |               |             |
| 灌漑排水     | 761.134   | —       | 761.134   |               |             |
| 農業機械整作   | 51.455    | —       | 51.455    |               |             |
| 土地改良     | —         | 771.570 | 771.570   |               |             |
| 開 拓      | 1,068.213 | 846.489 | 1,914.702 | 1,241.722     | 672.980     |
| 計 畫      | 68.739    | —       | 68.739    |               |             |
| 開墾建設     | 999.474   | —       | 999.474   |               |             |
| 開 拓      | —         | 846.489 | 846.489   |               |             |

|   |           |           |           |            |           |           |
|---|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|
| 水 | 産         | 223.758   | 358.042   | 581.800    | 304.100   | 277.700   |
| 漁 | 港 調 査     | 800       | —         | 800        |           |           |
| " | 修 築       | 222.958   | 267.400   | 490.358    |           |           |
| 作 | 業 船 整 備   | —         | 42.600    | 42.600     |           |           |
| 魚 | 田 開 發 施 設 | —         | 48.042    | 48.042     |           |           |
| 道 | 路         | 1.680.745 | 349.096   | 2.029.841  | 1.510.480 | 519.361   |
| 調 | 査         | 5.000     | —         | 5.000      |           |           |
| 改 | 修         | 1.675.745 | 349.096   | 2.024.841  |           |           |
| 港 | 灣         | 487.000   | —         | 487.000    | 313.050   | 173.950   |
| 調 | 査         | 2.500     | —         | 2.500      |           |           |
| 改 | 修         | 407.500   | —         | 407.500    |           |           |
| 作 | 業 船 整 備   | 77.000    | —         | 77.000     |           |           |
| 航 | 路 標 識     | 95.465    | —         | 95.465     | 98.150    | △ 2.685   |
| 調 | 査         | 500       | —         | 500        |           |           |
| 整 | 備         | 94.965    | —         | 94.965     |           |           |
| 都 | 市 計 畫     | —         | 38.400    | 38.400     | 24.210    | 14.190    |
| 都 | 市 復 舊     | —         | 1.600     | 1.600      |           |           |
| 街 | 路         | —         | 25.000    | 25.000     |           |           |
| 都 | 市 水 利 施 設 | —         | 11.800    | 11.800     |           |           |
| 水 | 道         | —         | 44.000    | 44.000     | 20.100    | 23.900    |
| 上 | 水 道 施 設   | —         | 28.000    | 28.000     |           |           |
| 下 | 水 道 施 設   | —         | 16.000    | 16.000     |           |           |
| 住 | 宅         | —         | 286.762   | 286.762    | 200.491   | 86.271    |
| 住 | 宅 建 設     | —         | 286.762   | 286.762    |           |           |
| 建 | 設 機 械 整 備 | 246.770   | 200.000   | 446.770    | 140.000   | 306.770   |
| 調 | 査         | 400       | —         | 400        |           |           |
| 土 | 木 機 械     | 246.370   | 200.000   | 446.370    |           |           |
| 附 | 帶 事 務 費   | 197.911   | —         | 197.911    | 192.450   | 5.461     |
| 旅 | 費         | 129.351   | —         | 129.351    |           |           |
| 應 | 費         | 59.112    | —         | 59.112     |           |           |
| 會 | 議 費       | 9.448     | —         | 9.448      |           |           |
| 合 | 計         | 6.871.270 | 3.768.936 | 10.640.206 | 7.356.513 | 3.283.693 |

▲昭和27年度北海道開発(公共)事業費豫算と全国枠との比較調

(単位:千円)

| 區 分         | 昭 和 2 7 年 度  |        |             |        | 前 年 度        |        |             |        | 27年度<br>26年度(100) |       |
|-------------|--------------|--------|-------------|--------|--------------|--------|-------------|--------|-------------------|-------|
|             | 全 國 枠 (A)    |        | 北 海 道 (B)   |        | 全 國 枠 (A)    |        | 北 海 道 (B)   |        | 全 國 枠             | 北 海 道 |
|             | 金 額          | 比 率    | 金 額         | 比 率    | 金 額          | 比 率    | 金 額         | 比 率    |                   |       |
| 河 川 總 合 開 発 | 1,769,500    | 21.0   | 1,867,900   | 17.5   | 14,687,500   | 23.2   | 1,671,500   | 22.7   | 114               | 111   |
| 河 川 防 林     | 1,978,500    | 2.5    | 500,000     | 4.7    | 1,391,500    | 2.2    | 293,500     | 4.0    | 142               | 170   |
| 砂 防         | 4,016,000    | 5.0    | 40,200      | 0.7    | 3,429,600    | 5.4    | 25,000      | 0.3    | 117               | 160   |
| 山 林         | 9,012,000    | 11.3   | 545,157     | 5.1    | 8,279,077    | 13.1   | 245,649     | 3.3    | 108               | 221   |
| 農 業         | (21,584,500) | (27.0) | (3,580,678) | (33.6) | (15,033,187) | (23.8) | (2,435,833) | (33.2) | (143)             | (147) |
| 土 地 改 良     | 12,363,168   | 15.5   | 1,609,590   | 15.1   | 8,524,329    | 13.5   | 1,146,111   | 15.6   | 145               | 140   |
| 開 拓         | 9,221,332    | 11.5   | 1,971,088   | 18.5   | 6,508,858    | 10.3   | 1,289,722   | 17.6   | 141               | 152   |
| 水 産         | 1,883,000    | 2.3    | 589,300     | 5.5    | 1,348,232    | 2.1    | 304,100     | 4.1    | 139               | 193   |
| 道 路         | 8,625,200    | 10.8   | 2,093,641   | 19.6   | 6,754,280    | 10.7   | 1,564,480   | 21.3   | 127               | 133   |
| 港 灣         | 4,385,560    | 5.5    | 510,500     | 4.8    | 3,059,822    | 4.8    | 333,500     | 4.6    | 143               | 153   |
| 航 路         | 442,000      | 0.5    | 95,915      | 0.9    | 325,000      | 0.5    | 98,150      | 1.3    | 136               | 97    |
| 都 市 計 画     | 4,092,300    | 5.1    | 38,400      | 0.3    | 3,174,872    | 5.0    | 24,210      | 0.3    | 128               | 158   |
| 水 道         | 471,000      | 0.6    | 44,000      | 0.4    | 285,647      | 0.4    | 20,100      | 0.2    | 164               | 218   |
| 住 宅         | 5,000,000    | 6.2    | 286,762     | 2.7    | 4,394,187    | 6.9    | 200,491     | 2.8    | 113               | 143   |
| 建 設 機 械     | 1,740,440    | 2.2    | 447,753     | 4.2    | 1,202,000    | 1.9    | 140,000     | 1.9    | 144               | 319   |
| (一 般)       | 80,000,000   | 100.0  | 10,640,206  | 100.0  | 63,364,904   | 100.0  | 7,356,513   | 100.0  | 126               | 145   |
| (災 害)       | 50,000,000   |        |             |        | 37,080,096   |        |             |        |                   |       |
| 過 去 年 度     | 42,000,000   |        |             |        | 29,545,096   |        |             |        |                   |       |
| 常 年         | 8,000,000    |        |             |        | 7,535,000    |        |             |        |                   |       |
| 合 計         | 130,000,000  |        |             |        | 100,445,000  |        |             |        |                   |       |

(註) 1, 對比の關係上、附帯事務費は各事業費に含めてある。

2, 別掲「國の豫算」の一般公共事業費は1,087億6,000萬圓になつてゐるが、これは従来一般公共事業費に計上された、農業関係費が27年度は食糧増産費組替へとなつたため、この分の212億3,900萬圓を加えると實質的には、本来のように1,300億になる。

## ◎昭和二十七年地方豫算の編成について

この資料は、昭和二十七年地方豫算編成について地方財政委員会より、國の豫算、税制の改正、行政規模の再編その他地方行政及び地方財政と密接な關係を有する諸般の事項に關し最終的な決定が行われていないので、これらの決定に伴う修正を保留しつゝとりあえず他の方針により編成するよう知事宛に通達されたものである。

### 第一、一般に關する事項

一、中央地方を通じその豫算の編成は、國の經濟運営の基本方針に適應して行ふ必要のあることは論を俟たない。國庫豫算の編成方針は公表されていないが、わが國經濟の安定と發展を企圖し財政においてはその收支の均衡保持と國民負擔の調整輕減を圖る方針が原則的に踏襲されることは疑いないところであり、地方豫算の編成も亦基本的にはこの方針に即應すべきであることはいうまでもない。而して地方行政の圓滑な運営を期して行くためには地方財源は總體として不足している事は當委員會のつとに指摘している處であるが、今直ちに明年度地方財政に積極的な財源増加の措置を期待して不確定な財源を豫定し、或いは緊要經費につき必要な財源を留保することなく、漫然これを今後の追加豫算に委ねる等の措置を講ずることは適當ではない。近時財政收支の適合を欠き、決算に當り、後年度歳入の繰上充用を行い、會計年度獨立の原則を紊り、累を後年度に及ぼしてあやしまない風潮の生じていることは誠に遺憾のことである。依つて豫算の編成に當つては、豫め確實に見込み得る財源の程度を勘案して年間財政規模を精密に策定の上、その範圍内において行ひ、以て健全財政の確立を期すること。

二、明年度地方財政は依然として窮乏であることが豫想されるので、その經費の計上に當つては、經費の緊急性及び其支出の効果を充分検討し苟しくも不要不急と認められる經費は、これを削除し、重點を現下緊急の經費に強く指向し、直に効率的な豫算を編成し、その膨脹の防止に務める事三、法令に基き施行を必要とする緊急行政費にして、地方財政平衡交付金

の算定に用いる基準財政需要額に算入せられるものについては、その行政の適正規模を確保するよう財政の運営上意を須い、これがため、その行政の規模と内容に低下を來し、國政事務の遂行に支障なきを期するとともに、爾余の經費については、歳入の規模を考慮し、自主的判斷により地方團體の實情に即する豫算を編成し、地方自治の昂揚刷新に努める事四、法令の根據なくして紊りに國からの分擔金、寄附金等の求めに應じ、又はその團體の事業費の財源を分擔金、寄附金等に求め、法令の根據なくして事實上強制的又は半強制的に他の地方團體その他の團體又は住民に課しているものが、多いがかくの如きは經費の負擔區分をみだし、乃至住民の負擔を混亂せしめる不適當な措置であるのみで嚴にこれをいましめること。

五、豫算の形式は、取敢えず現行様式によるも、可及的平明にして、一般住民の理解の便を圖ること。

### 第二、歳入に關する事項

一、地方税收入については、一應現行税制に基き現下の經濟事情に即して更に課税物件の捕捉と徵税率の向上を期し、一層の増收に努めるとともに併せて徵稅事務の能率化を圖つて徵稅費を節減し、税收入の實質的増加を企圖すること。

二、地方財政平衡交付金は、一應左の算式により算出した額を超えない範圍内において計上すること。

(昭和26年度基準財政需要額十歳入改訂の平年度化に伴う増額十自治體事務廢止又は生活保護費の負擔確保に伴う行政事務の増減額)一(昭和27年度基準財政收入見込額)

なお、地方税は、總體としては「給與改訂の平年度化に伴う増加額」程度以上の増收があることを前提として地方財政計畫を策定しているものであること。

三、地方債は、本年度地方債の詮議方針を参照の上、その充當費目を選定するとともに、災害復舊事業費を含む公共事業費の地方負擔額に對す

る起債の限度は、本年度における起債充當率を参酌し、追つて決定せられる政府公共事業費豫算額及び地方債の總枠との關係を勘案して定め、これらの事業について豫算に計上するものは當初において必要な限度の一般財源を充當し、これが計上を追加豫算に委ねるものについては、所要一般財源の留保を行うこと。

四、使用料、手数料等については、経費増嵩に對應し、實情に即して料率の引上げ等の措置を講じ、これが増収を圖ること。

五、所謂獎勵補助金については、確實なる内示又は指令を得たものにつき、更に地方の實情に即して取捨を行つた上、地方負擔額の財源につき充分なる用意を有するものに限り計上すること。

六、國の委託事務費に對する所謂委託金は總てこれを豫算に計上すること

### 第三、歳出に關する事項

一、給與費については、現行給與の實態を究明し、今次給與改訂に際し、國家公務員の給與基準に準じ、その適正化を圖つた後の給與單價を基礎として年間分を計上すること。

二、職員費については、欠員の不補充、増員の配置職換による充足等を圖り、職員の豫算定数の増加を抑制し、又地方團體獨自の施策に關する行政規模の縮小については、追つて政府から勸奨せられる豫定であるが、これが勸奨を俟つまでもなく、進んでその事務の廢止又は縮小を行い、更に行政機構の整理、事務の能率化等の措置を講じて冗員を整理し、可及的その縮小を圖ること。

三、旅費、食糧費その他雜費については充分その内容を検討し、諸物價昂騰に伴う一般物件費の増嵩を原則として、既定規模の縮小、按配により處理し、可及的にその増嵩を抑制すること。

四、公共事業、失業對策事業その他一般國庫補助事業に關しては、地方團體の實情に即し、その施行事業の生産に及ぼす効果並びに雇傭問題の解決等を充分考慮し、自主的見地より事業内容と保有財源の狀況を勘案して取捨を行うこと。

五、國が企圖している各種の立法的措置による新たな行政施行又は既定行政の縮小廢止等に伴う豫算措置は、之が立法措置の完了を俟つて行う事六、地方債を財源とする單獨事業については、これを豫算に計上する場合においてもその實施は起債の承認をまつてすること。

### ◎昭和二十七年地方財政計畫について

この資料は本年一月二十二日全國都道府縣議會議長會幹事會の席上地財委の奥野財務課長が「最近の地方財政に關する諸問題について」の演題で講演せられたものの内昭和二十七年地方財政計畫につき説明せられた要旨であるが、その後地財委の平衡交付金勸告の一部修正及び附加價值稅實施の一年延期許可等新たな事實の發生に即するよう特に當局の乞を容れて當日の説明を一部修正せられたものである。なおこの説明は席上配布の別添昭和二十七年における地方財政平衡交付金の總額に關する勸告書（一月十二日附地財委員長より總理大臣宛）に添付の昭和二十七年地方財政計畫の數字を骨子として述べられたのであるが上述の如き事情で勸告の一部が修正されるため金額の一致しないところがあるので豫め諒承されたい。

#### 付記

この説明後に起つた附加價值稅の實施延期については本資料欄に後述したとおりであり、又地財委の平衡交付金の總額に關する勸告のその後の修正及び當時政府との交渉書類（一月十八日付一月二十二日付）を参照されたい。

### 昭和二十七年地方財政計畫

一、來年度において地方負擔の増加するもの。

#### (1) 給與關係費の増加

昨年十月給與改訂の平年化に伴う増及び年末手當を給與月額額の八割から十割に引き上げることに伴う増を合せ二百十七億圓の増加財源を見込んでゐる。給與改訂については、地方公務員の給與が國家公務員に比し高すぎるとされてゐる如だけ引き下げられた上で、國家公務員に準じ改訂されるものとして計算してゐるが、若し引き下げられないでそのまま横すべりで改訂される場合には、この財政計畫の外に、なお約七十億圓の追加財源を必要とする。

#### (2) 國庫支出金の増加に伴う地方負擔の増



一般公共事業、災害公共事業、新制中學校建築、失業対策事業を合せた所謂公共事業の系統で國の支出金が増加し、事業分量も擴大されるので、地方純負擔が百三十七億圓増加するものとして計算している。なお、右の内には結核豫防費、生活保護費等に對する國の支出金が増加するので、地方純負擔も三十四億圓増加するものと見込んでゐる。

(3) 従來國庫補助を伴つてきた行政に係る經費で昭和二十五年度の制度改正に際し、又その後においてその經費の全額を地方負擔に振替えられた所謂A系統行政費においては、兒童福祉行政費その他を合せ三十三億圓の増加を見込んでゐる。

(4) 地方單獨公共事業も物價騰貴等の關係から前年度に比し、二十一%増の九十億圓を増加するものと見込んでゐる。

一般物件費（公共事業系統、給與費及びその他の政府施策に伴う事業關係分を除く。）については一昨年度、即ち昭和二十五年に比し、二十五%増の三百億圓の増加を見込んでゐる。

(6) 行政整理による負擔減は、未だ地方行政簡素化の具體的要領がきまらないので、假に全職員の五%の整理を基礎として計算することとして、四十八億圓の地方負擔の減少を見込んでゐる。

(7) その他の増減を整理すると、國庫支出金を除く地方財源の増加を要するものが、七百六十三億圓となる。

二、來年度において地方歳入の増加するものは、國庫支出金（地方財政平衡交付金を除く。）の増三百二十三億圓を除き、

(1) 來年度地方財政平衡交付金 五十億圓  
(2) 地方債 百五十億圓

來年度において、地方債に充當される資金運用部資金は、昭和二十六年度五百億圓に對し百五十億圓増しの六百五十億圓と計畫されている。このうち、一般會計分としては、昨年度の四百五十億圓に對し、百億圓増の五百五十億圓を、また電氣、水道その他の公營企業會計分としては、昨年度の九十五億圓に對し、五十億圓増の百四十五億圓を割り當てられる豫

定である。

これに對し、來年度地方財政計畫では、一般會計分だけで、前年度に比し百五十億圓増の五百五十億圓の地方債收入を見込んでゐるわけであるから、資金運用部資金以外に、なお公募等による地方債收入を五十億圓内外見込んでゐることになつてゐる。

公營企業分の地方債收入としても前年度に比し百億圓増の百九十五億圓程度を見込んでゐるので、資金運用部資金以外に、公募等による地方債收入を五十億圓程度見込んでゐることになる。

(3) 使用料手数料その他雜收入についても、一昨年度の昭和二十五年に比し、二十五%増の百四十九億圓の増加を見込んでゐる。

(4) 殘餘の不足財源四百十四億圓程度は、地方税において増収が得られるものと計畫してゐる。

府縣税においては、附加價値税を實施するかどうかということについて、相當問題があつたが、更に一年延期して、昭和二十七年でも、事業税及び特別所得税を繼續することになつた。附加價値税を實施する場合よりも、百七十五億圓程度の増収となる。然し、個人事業税については免稅點の制度に代えて基礎控除の制度をとるべきであらうから、その場合には、それだけ減収を來すこととなる。

資料第八號 地財委財第三六號

昭和二十七年一月十二日

内閣總理大臣殿 地方財政委員會委員長

地方財政委員會は、地方團體より提出された資料及び地方行政に關係のある國の行政機關より送付された資料等を參考とし、昭和二十七年に於ける地方財政平衡交付金の總額を千三百億圓と算定した。

内閣は、これを同年度の國の豫算に計上することを必要と認める。

なお、地方團體の財政需要に關係のある法令の制定改廢、國の豫算の確定等により、算定の基礎に異動があるときは、右の交付金の總額の所要の變更を加えるものとする。

右地方財政平衡交付金法第六條第二項の規定により報告する。

| 事 項                   | 金 額       | 内       |         | 備 考                                                                        |
|-----------------------|-----------|---------|---------|----------------------------------------------------------------------------|
|                       |           | 道府縣     | 市町村     |                                                                            |
| 1 既定財政規模              | 606,977   | 312,943 | 294,034 |                                                                            |
| 2 昭和27年度新規財政需要額       | 93,599    | 79,954  | 13,645  |                                                                            |
| (1) 給 與 改 訂 に よ る 増   | 16,427    | 11,539  | 4,888   | 26年10月に行われた給與改訂に伴う経費の増加額。以下給與改訂について同じ給與月額8割を10割に上げるに要する経費                  |
| (2) 年末手當支給に要する経費      | 3,343     | 2,268   | 1,075   |                                                                            |
| (3) 給與改訂に伴う共済組合費の増    | 495       | 455     | 40      |                                                                            |
| (4) 同 恩給費の増           | 792       | 663     | 129     |                                                                            |
| (3) 同 健康保険組合費の増       | 129       |         | 129     |                                                                            |
| (6) 同 議員委員等報酬の増       | 215       | 57      | 158     |                                                                            |
| (7) 寒 冷 地 手 當 の 増     | 289       | 209     | 80      |                                                                            |
| (8) 政府施策に伴う増          |           |         |         | A系統行政費とは従来國庫補助を伴っていた行政に係る経費で昭和25年の制度改正に際し又はその後においてその経費の全額を地方負担に振替えられたものをいう |
| (イ) A 系 統 行 政 費       | 3,258     | 2,138   | 1,120   | B系統行政費とは國庫補助金を伴う行政に係る経費をいう                                                 |
| (ロ) B 系 統 行 政 費       | 27,513    | 13,669  | 13,844  |                                                                            |
| (9) 児童人口等増加に伴う經常物件費の増 | 725       | 444     | 281     |                                                                            |
| (10) 公 債 費 の 増        | 2,814     | 1,632   | 1,182   |                                                                            |
| (11) 地方選挙に要する経費減      | △ 2,007 △ | 724 △   | 1,283   |                                                                            |
| (12) 自治體警察廢止による減      | △ 1,600   |         | 1,600   |                                                                            |
| (13) 物價騰貴に因る一般物件費の増   | 15,052    | 6,215   | 8,837   | 地方職員の給與費公共事業費等を除く一般物件費について12.5%の増加額を見込む。                                   |
| (14) 行政整理による減         | △ 4,757 △ | 3,591 △ | 1,166   | 地方職員の5%の減を見込む。                                                             |
| 計                     | 48,844    | 48,818  | 26      |                                                                            |
| (15) 臨時事業費の増          | 44,755    | 31,136  | 13,619  |                                                                            |
| (イ) 公 共 事 業 費         | 35,940    | 26,225  | 9,715   | 國の直轄公共事業に対する分擔金及び國庫支出金を財源の一部とする公共事業費の増加額                                   |
| 普通 (6.3厚生を含む。)        | 20,663    | 17,078  | 3,585   |                                                                            |
| 災 害                   | 15,277    | 9,147   | 6,130   |                                                                            |
| (ロ) 失 業 對 策 事 業 費     | △ 185 △   | 89 △    | 96      | 國庫支出金を財源の一部とする失業對策費の増加額                                                    |
| (ハ) 單 獨 事 業 費         | 9,000     | 5,000   | 4,000   | 國庫支出金を受けないで地方團體が單獨で行う公共事業に係る経費について約21%の増加を見込む。                             |
| 合 計                   | 700,576   | 392,897 | 307,679 |                                                                            |

B 歳 入

| 事 項                 | 金 額         | 内        |         | 備 考                           |
|---------------------|-------------|----------|---------|-------------------------------|
|                     |             | 道府縣      | 市町村     |                               |
| 地 方 税               | 277,692     | 118,263  | 159,424 | 現行税法により標準税率を基礎に確定した法定税目の収入見込額 |
| 地 方 財 政 平 衡 交 付 金   | 120,000     | 81,500   | 38,500  | 26年度の見込金額を掲げた。                |
| 國 庫 補 助 金           | 150,370     | 95,945   | 54,431  | 昭和27年度國庫豫算概算案により推定した額。        |
| 普 通 補 助 金           | 45,172      | 29,734   | 15,438  |                               |
| 一 般                 | 50,864      | 32,125   | 18,739  |                               |
| 公共事業費補助金            | 46,740      | 30,489   | 16,251  |                               |
| 災 害                 | 7,000       | 3,597    | 4,003   |                               |
| 失 業 對 策 事 業 費 補 助 金 | 40,500      | 26,100   | 14,400  | 26年度の見込金額を掲げた。                |
| 地 方 債               | 77,264      | 39,386   | 37,878  | 25年度に比し概ね25%の増加額を見込んで推定した。    |
| 雑 收 入               | 19,486      | 11,226   | 8,260   |                               |
| 使 用 料 及 び 手 数 料     | 57,778      | 28,100   | 29,618  |                               |
| 雑 入                 |             |          |         |                               |
| 合 計                 | △665,832    | 361,194  | 304,638 |                               |
| C 収 支 過 不 足 (△) 額   | △ 34,744    | △ 31,703 | △ 3,041 |                               |
| D 同 上 補 填 方 法       |             |          |         |                               |
| (1) 地方財政平衡交付金の増額    | 10,000      |          |         |                               |
| (2) 地 方 債 の 増 額     | 15,000 (註1) |          |         |                               |
| (3) 地 方 税 の 増 収     | 9,744 (註2)  |          |         |                               |

(註1) 地方債については別に電気水道その他の公営企業において200億円程度を必要とするものである。

(註2) 地方税の増収は、市町村民税の所得割の増徴等による増収見込である。

(備 考)

- この地方財政計画中には下の如き未確定事項があるのでこれらの確定を俟つて相当修正される予定である。
  - 給興費、26年10月の給興改訂は地方公務員の給興が國家公務員に比し高すぎるとされる額を引上げた上で行われたものとして算定したが、この高すぎるとされる額については異論が多いのでその調査の確定を俟つて修正しようとするものである。
  - A及びB系統行政費 公共事業費、失業対策事業費の増加額は26年末における國庫豫算概算額の決定を基礎として推定したものであるから法令の制定改廢又は國庫豫算の確定を俟つて修正を必要とするものである
  - 行政整理による不用額は一應の概算であつて行政整理の方針の確定を俟つて修正する。
- 規定財政規模は昭和25年度決算見込額を基礎として算定替を行つた。
- 地方税収入は現行法定税目について標準税率による収入見込額の概算を掲げた。國税収入見込額の確定等を俟つて精査の上修正する。なお國民健康保険税の見込額は含まれていない。
- 使用料手数料及び雑収入は一般物件費の物價騰貴による増加額と同一の増率により増収を見込んだものである。

地財委財第四四號 昭和二十七年一月二十二日

内閣總理大臣吉田茂殿

地方財政委員會委員長長野村秀雄

昭和二十七年地方財政平衡交付金の總額に關しては一月二十二日内閣大甲第八號をもつて御申越の趣旨を了承し、地方財源不足額の補填につき別途適切な措置を講ぜられることを期待して、さきに勸告した地方財政平衡交付金の總額を千二百五十億圓に修正する。即ちさきの勸告に附けた昭和二十七年地方財政計畫における收支不足額の補填方法中地方財政平衡交付金の増額「百億圓」を「五十億圓」に「地方税の増収九十七億四千四百萬圓」を「地方税の増収地方行政の改革による地方負擔の輕減等による額百四十七億四千四百萬圓」に改める。

内閣大甲第八號 昭和二十七年一月二十二日

地方財政委員會委員長長野村秀雄殿

内閣總理大臣吉田茂

昭和二十七年一月十八日付内閣大甲第六號をもつて地方財政平衡交付金法第六條第三項の規定に基き貴委員會の意見を求めたのに對し、地財委財第四三號をもつて貴委員會から回答があつたが、國の財政の情況にかんがみ、地方財政平衡交付金の總額を國の豫算に千二百五十億圓をこえて計上することは困難であるので内閣としては、右回答中の申し出での措置についてすみやかに成案を得るよう努力するとともに委員會に對し勸告額を修正されるよう希望する。

地財委財第四三號 昭和二十七年一月十八日

内閣總理大臣吉田茂殿

地方財政委員會委員長長野村秀雄

國の豫算に計上する昭和二十七年地方財政平衡交付金の總額に關し一月十八日内閣大甲第六號をもつて意見を求められることに對し次のように回答する。

## 記

一、昭和二十七年地方團體の財政需要の増嵩の原因は主として政府豫算における國庫支出金の増加、地方職員の給與改訂の平年度化及び一般物價の高騰に存するものであつて、地方行政の圓滑な運営と政府の企圖

する諸施策の遂行するためには、昭和二十六年度において不足する地方財源を補填したる上、少くともさきに勸告した地方財政平衡交付金の總額に相當する額はこれを國の豫算に計上せられる必要があると認めらる。

二、若し、國庫財政の都合により地方財政委員會が期待する地方財政平衡交付金の額を豫算に計上することが困難である場合は、別途速かに次の如き措置を講ずる必要があると認める。

(一) 地方税法を改正して地方税の收入を増額すること。

(二) 臨時建設事業に對する地方債の發行額を更に増額すること（資金借入先を預金部以外にも求めることも併せ考慮すること）

(三) 公共事業費等における國庫負擔率を引き上げ、その地方負擔額の輕減を図ること。

四 地方財政に關係のある法令の改廢を行い、行政規模の縮少を行うこと。

内閣大甲第六號 昭和二十七年一月十八日

地方財政委員會委員長長野村秀雄殿

内閣總理大臣吉田茂

貴委員會は、地方財政平衡交付金法第六條第二項の規定により、昭和二十七年地方における地方財政平衡交付金の總額を千三百億圓と算定して内閣に勸告せられたが、内閣としては、昭和二十七年地方における地方財政平衡交付金の總額を千二百五十億圓として國の豫算に計上する豫定であるので地方財政平衡交付金法第六條第三項の規定により、貴委員會の意見を求めらる。

## ◎第十二國會において補正された昭和二十六年政府豫算について

昭和二十六年度補正豫算については「時報」第三卷第十二號に一應その概略を報じたが、今回全國都道府縣議會議長會事務局から、さらにつきのような資料が流されその詳細を知るに便なのでここに登載した。

## 昭和二十六年年度豫算補正について

昭和二十六年年度豫算補正は、二十六年十月十七日第十二回臨時國會に提出され同年十一月三十日に可決成立した。

### 第一 昭和二十六年年度豫算補正の概要

昭和二十六年九月平和條約の調印を終え、わが國が主權を回復し國際社會に復歸する日も間近かとなつた。變轉する國際情勢の中にあつて、わが國の前途には、困難が豫想されるほか、講和に關連して多くの負擔が加わつて來ることを覺悟しなければならぬが、他方米國を始めとする友好諸國との經濟協力ないし、東南アジア地域開發への協力等を通じて廣く世界經濟の安定と發展とに寄與しつつ、わが國經濟の發展を圖る機會もひらけている。従つて、財政金融政策の面においても、從來の基本方針すなわち健全財政方針の維持、資本の蓄積、金融の適正化、國際收支の改善、現行爲替レートの堅持を一層堅實に推進するとともに、新狀勢に對する充分な配慮が必要である。

今回の豫算補正は、右のような考え方に基いて、明二十七年以降の財政事情をも充分考慮しつつ、新しい事態に對應する經費を計上するとともに當初豫算で主眼とした財政收支の均衡、國民負擔の調整並びに産業合理化育成のための政府資金の活用等に意を用いて編成したものである。なお、今回の補正によつて、一般會計の豫算の總額は相當膨張したものであるが、國民所得の増加によつて、租稅收入等の著しい増加が見込まれる結果、稅制において相當な調整輕減の措置を講じても財政收支の均衡は完全に保持されているのである。

次に、この豫算補正の主たる内容は

#### (1) 平和回復關係

終戰處理費は、去る七月一日以降、從來わが國の負擔となつてゐた米國關係の所要經費のほか半ばを米國側が負擔することになつたため、一七五億を減少しているが、一方連合國軍に提供する勞務及び物資等の調達のために設けられた特別調達資金に七五億圓を繰入れるほか、

接收解除財産の補償等に必要な經費一三億圓を計上した。また平和の回復に伴う諸般の支出に備えて平和回復善後處理費百億圓を計上した。

#### (2) 公共事業費

積雪寒冷單作地帶對策として經濟的に遅れた積雪寒冷單作地帶における農業生産の基礎條件をすみやかに整備するため、灌漑排水事業、開拓事業及び土地改良事業を行うに必要な經費二十億圓及び未開發森林資源の活用を圖るため奥地幹線林道を新設する經費七億五千萬圓、また六・三制校舍の整備に必要な經費は九億三千萬圓を計上した。

#### (3) 治安確保關係經費

警察豫備隊の裝備、充實、施設の改修、隊員給與の改善等のため一五〇億圓並びに國家地方警察について警察法の改正に伴う自治體警察の國家地方警察への編入のための經費及び警察職員の給與改善等に必要な經費三六億圓を計上した。

#### (4) 政府出資及び投資關係

(イ) 輸出貿易の伸長に伴う圓資金の不足に對處するため、外國爲替資金特別會計への繰入三百億圓を計上した。

(ロ) 食糧價格の改訂に伴う運轉資金の不足額を補てんするため、食糧管理特別會計への繰入百億圓を計上した。

(ハ) 農林漁業資金融通特別會計への繰入三十億圓を計上した。

同特別會計は本年度當初豫算において、農林漁業の開發保全を圖る目的をもつて、長期低利資金融通のため設置され一般會計から二十億圓、見返資金から四十億圓、計六十億圓を出資したのであるが、今回積雪寒冷單作地帶振興のための土地改良資金奥地林道の開發資金、森林法改正に伴う伐採調整資金、及び製氷冷凍施設資金その他の資金需要の増加に應ずるよう、一般會計から三十億圓を追加出資するほか、資金運用部から三十億圓を借り入れ當初豫算と併せて百二十億圓の資金により農林漁業資金融通の擴充を行うこととした。

(二) 米價安定特別會計への繰入三十億圓を計上した。

この會計は、生米價格の異常な變動を調整することにより、輸出の増加と蠶糸業經營の安定を圖るため、今回新たに設置されたものである。

(三) 輸出信用保險法を改正して、代金決済が長期にわたるプラント輸出を対象とする新種信用保險を實施することとし、これに必要な資金として、輸出信用保險特別會計への繰入十億圓を計上した。

(四) 國民金融公庫への出資金十億圓を計上した。

同公庫には、別途資金運用部から二十億圓を融資して最近の庶民金融需要の増大に對處するほか、新たに中小企業金融の一翼としての活用を圖ることとした。

(五) 住宅金融公庫への三十億圓を計上した。

同公庫には、このほか資金運用部から三十億圓を融資することとしこれにより同公庫の融資住宅の計畫は當初に比して、五、〇〇〇戸を増加し、計四六、〇〇〇戸の住宅の建設が確保されることとなつた。

(六) 輸出産業資金及び經濟開發資金の積極的擴充を圖ることとし、日本輸出銀行に對し二十億圓を、また日本開發銀行に對し、七十億圓を出資金として計上した。

(七) 國際金融機構への加入のため、國際通貨基金及び國際復興開發銀行への出資、二百億圓を計上した。

(5) 地方財政平衡交付金

本年度の地方財政は、當初の見込に對し、職員給與の改善等により歳出の増加が豫想される一方、法人事業税その他の稅收入等の相當な増加が見込まれているが、財政需要の増加は、名地方團體につき概ね平均的に豫想されるに對し、收入の増加は、地方團體より相當な不均衡があつて、この結果歳入不足となる團體も生ずると豫想される。このような歳入不足は、各地方團體が、今後經費の徹底的な節減と地方稅收の確保に努める一方、地方財政平衡交付金の配分を適正にすれば、

相當程度は補てんし得られるものと考えられるが、さしあたり、これによつては調整し得ない部分を補うため、今回地方財政平衡交付金を百億圓増額することとした。

(6) 特別會計損失補てん

(イ) 郵政事業特別會計は、業務量の増加、給與の改善及び物價の騰貴等のため相當な經費増加を豫想されるので、人員整理、物件費の節約等により、極力經費の壓縮に努めることとしても、なお相當の赤字が豫想される状態であるが、今回郵便料金の改訂を行い、獨立採算制を維持する方途を講ずることとしたため、本年度における赤字は當初の見込に比して若干減少することとなり、これに伴い一般會計から同特別會計への繰入額は、當初の三十五億圓を二十九億圓に改めることとした。

(ロ) 郵便貯金特別會計は、業務取扱職員の給與改善等の結果生ずる歳入不足を補てんするため一般會計から十四億圓を増加繰入れることとした。

(7) 在外公館借入金返済

在外公館借入金の處理については、整理準備審査會の確認に基いて返還を實施することとし、これに必要な經費を國債整理基金特別會計へ繰入れることとした。

(8) 學校給食費

學校等給食は、從來米國の援助によつて行つていたのであるが、對日援助の打ち切り後においても、本年度に限り、その繼續を可能ならしめるため、昭和二十六年十一月以降本年度内の分として、必要な經費を支出することとした。

(9) 公務員の給與改善

公務員の給與は、民間に比して相當低位にあるが、特に米價の改訂等による最近の生計費の上昇に鑑み、その引上げの必要があるもので、昭和二十六年十月から平均月額約一、五〇〇圓の増額を行うとともに、

年末手當を○・五ヵ月から○・八ヵ月に引き上げることとし、このた

めの所要額として一般会計八十七億、特別會計七十一億圓國鐵その他

政府關係機關の一〇七億圓、合計二六六億圓を計上した。

また、政府は、今回行政事務の簡素合理化を図り、定員の整理を斷行  
することとし、これによる定員減少数は、一般会計、特別會計及び國  
鐵その他政府關係機關をあわせて九三、〇〇〇餘人に達するが、これ  
に伴つて、退官退職手當所要額四十七億圓、職員基本給の不用額四億  
圓、差引四十三億圓を計上した。

#### (10) 既定物件費等の節約

政府は、本年度豫算の實行に關し、昭和二十六年六月閣議において一  
般事務費豫算の節約を行うことを決定したが、これに基く節約による  
不用額として、一般会計十三億圓、特別會計二十五億圓、專賣、國鐵  
四億五千萬圓、合計四十三億五千萬圓の經費を削除した。

#### (11) 歳入豫算補正の内容

租税及び印紙收入を、當初豫算では四、四四五億圓と見込んだのである  
が、主として、朝鮮動亂後の法人の収益の飛躍的な増大に伴つて、一  
五六八億圓と著しい増収を見込み得るに至つた。この主なるものは、  
法人税の約八五五億圓、源泉徴收所得税の約五七九億圓である。

政府は、昨年度末、二度にわたつて租税の輕減を實行して來たが、今  
回更に、その合理的調整を行うこととした。まず所得税については、  
昭和二十六年八月にさかのぼつて基礎控除額及び扶養控除額を引き上  
げるとともに、税率を緩和し、國民生活の安定を図ることとし、また  
法人税については、最近の法人企業収益状況等にかんがみこの際税率  
を百分の四十二に引き上げる等の措置をとることとしたが、これら  
の措置により本年度四百五億圓の減税額を見込んだのである。

このほか、租税外の歳入については、煙草の賣行増加による日本專賣  
公社益金の増加四五億圓、日本銀行納付金の増加三二億圓、公團納付  
金の増加二〇億圓、貿易特別會計整理收入の増加八五億圓等の補正を

計上した。

#### 附 表 目 次

1 昭和二十六年政府豫算會計別一覽表（本表は次の各表により當會が作  
つたものである）

2 昭和二十六年度一般会計歳入出本豫算及び補正豫算額調

3 昭和二十六年度特別會計豫算補正額調

4 昭和二十六年度政府關係機關豫算補正額調

### 1. 昭和26年度政府豫算會計別一覽表

（本表は次の各表により當會が作つたものである）

（單位千圓）

| 區 分  | 摘 要   | 既 定           |               | 更 正           |               |
|------|-------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|      |       | 歳 入           | 歳 出           | 歳 入           | 歳 出           |
| 一般会計 |       | 657,420,747   | 657,420,747   | 793,707,112   | 793,707,112   |
| 特別會計 | 3.4會計 | 1,275,752,187 | 1,240,508,475 | 1,403,291,180 | 1,366,254,718 |
| 關係機關 | 1.9機關 | 456,156,293   | 341,563,820   | 564,355,775   | 444,296,796   |
| 合 計  |       | 2,389,329,221 | 2,239,493,042 | 2,761,354,067 | 2,604,258,626 |

## 2. 昭和26年度一般會計歳入歳出本予算及補正予算額調

(單位千圓)

| 區 分             | 本 豫 算 額     | 補 正 豫 算 額   |              |             | 改 豫 算 額     |
|-----------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
|                 |             | 追 加 額       | 修正減少額        | 差引補正額       |             |
| (歳 入)           |             |             |              |             |             |
| 租税及び印紙收入        | 444,504,000 | 158,427,000 | △ 42,122,000 | 116,305,000 | 560,809,000 |
| 官業及び官有財産<br>收 入 | 151,452,091 | 14,609,880  | △ 1,015,833  | 13,594,047  | 165,053,138 |
| 雑 收 入           | 41,903,638  | 9,426,119   | △ 3,038,801  | 6,387,318   | 48,290,956  |
| 前年度剩餘金受入        | 19,554,018  | 0           | 0            | 0           | 19,554,018  |
| 計               | 657,420,747 | 182,462,999 | △ 46,176,634 | 136,285,365 | 793,707,112 |
| (歳 出)           |             |             |              |             |             |
| 皇 室 費           | 144,712     | 0           | 0            | 0           | 144,712     |
| 國 會 費           | 1,944,227   | 319,116     | △ 9,193      | 309,923     | 2,254,150   |
| 裁 判 所 費         | 5,874,139   | 598,480     | △ 46,042     | 552,438     | 6,426,577   |
| 行 政 部 費         | 52,555,072  | 10,316,934  | △ 1,374,816  | 8,942,118   | 61,497,190  |
| 司法及び警察費         | 39,399,167  | 19,643,124  | △ 153,700    | 19,489,424  | 58,888,591  |
| 教育文化費           | 27,529,900  | 6,064,149   | △ 340,715    | 5,723,434   | 33,253,334  |
| 社會及び勞働施<br>設 費  | 47,194,392  | 1,045,229   | △ 1,469,979  | △ 424,750   | 46,769,642  |
| 保 健 衛 生 費       | 12,160,213  | 562,941     | △ 26,610     | 536,331     | 12,696,544  |
| 産業經濟費           | 89,236,478  | 52,529,896  | △ 231,740    | 52,298,156  | 141,534,634 |
| 公 共 事 業 費       | 100,126,499 | 4,318,084   | △ 1,161,727  | 3,156,357   | 103,282,856 |
| 價 格 調 整 費       | 22,500,000  | 0           | 0            | 0           | 22,500,000  |
| 地 方 財 政 費       | 110,038,670 | 10,000,000  | 0            | 10,000,000  | 120,038,670 |
| 年金及び恩給          | 7,173,968   | 721,402     | 0            | 721,402     | 7,895,370   |
| 出資及び投資          | 15,721,415  | 33,000,000  | 0            | 33,000,000  | 48,721,415  |
| 國 債 費           | 20,969,951  | 850,000     | △ 618,196    | 231,804     | 21,201,755  |
| 終 戦 處 理 費       | 102,742,253 | 9,217,787   | △ 17,526,108 | △ 8,308,321 | 94,433,932  |
| 特殊財産處理費         | 473,323     | 50,239      | △ 16,719     | 33,520      | 506,843     |
| 賠償施設處理費         | 518,573     | 30,644      | △ 6,115      | 24,529      | 543,102     |
| 解除物件處理費         | 117,795     | 0           | 0            | 0           | 117,795     |
| 平和回復善後<br>處 理 費 | 0           | 10,000,000  | 0            | 10,000,000  | 10,000,000  |
| 豫 備 費           | 1,000,000   | 0           | 0            | 0           | 1,000,000   |
| 計               | 657,420,747 | 159,268,025 | △ 22,981,660 | 136,286,365 | 793,707,112 |



## 3. 昭和26年度特別會計豫算補正額調

(單位千圓)

| 會計名        | 歳入            |             | 歳出            |               |
|------------|---------------|-------------|---------------|---------------|
|            | 當初豫定額         | 補正豫定額       | 當初豫定額         | 補正豫定額         |
| 外國爲替資金     | 1,705,906     | 14          | 1,705,920     | 14            |
| 解散團體       | 208,334       | 80,000      | 288,334       | 80,000        |
| 財產收入金      | 2,370,341     | 631,380     | 3,001,721     | 631,380       |
| 造幣         | 4,053,052     | 911,419     | 4,964,471     | 772,831       |
| 印刷         | 16,027,723    | 188,180     | 16,215,902    | 188,180       |
| 資金運用部      | 201,201,193   | △ 195,882   | 201,005,311   | 201,201,193   |
| 國債整理基金     | 18,230,576    | 0           | 18,230,576    | 0             |
| 厚生保險健康勘定   | 15,505,325    | 1,839,348   | 17,344,673    | 2,009,221     |
| 〃 年金勘定     | 2,272,483     | 72,057      | 2,344,540     | 72,057        |
| 〃 業務勘定     | 2,164,857     | 134,014     | 2,298,871     | 1,710,847     |
| 船員保險       | 4,427,614     | 568,838     | 4,996,452     | 4,427,614     |
| 國立病院       | 556,344,625   | 82,564,492  | 638,909,117   | 82,564,492    |
| 食糧管理       | 2,504,500     | 0           | 2,504,500     | 0             |
| 農業共済再保險再   | 8,011,449     | 466,062     | 8,477,511     | 466,062       |
| 保險金支拂基金勘定  | 1,036,180     | 749,548     | 1,785,728     | 749,548       |
| 〃 農業勘定     | 24,387        | 861         | 25,203        | 816           |
| 〃 家畜勘定     | 78,971        | 0           | 78,971        | 0             |
| 〃 業務勘定     | 310,282       | 53,600      | 363,882       | 53,600        |
| 森林火災保險     | 6,189,932     | 6,107,800   | 12,297,732    | 6,189,932     |
| 漁船再保險      | 14,430,820    | 6,034,579   | 20,465,399    | 14,430,820    |
| 農林漁業資金融通   | 4,902,810     | 3,080,200   | 7,983,010     | 4,902,810     |
| 國有林野事業     | 1,327,384     | 816,675     | 2,144,059     | 1,327,384     |
| 國營競馬       | 0             | 3,025,374   | 3,025,374     | 0             |
| 投票券勘定      | 3,913,005     | 540,174     | 4,453,179     | 3,117,478     |
| 〃 業務勘定     | 68,549,154    | △ 7,471,383 | 61,077,771    | 68,549,154    |
| 糸價安定       | 1,449,501     | 827,689     | 2,277,190     | 1,449,501     |
| アルコール專賣事業  | 383,111       | 419,007     | 802,118       | 383,111       |
| 米穀對日援助物資   | 1,974,288     | △ 66,709    | 1,907,579     | 1,974,288     |
| 等處處理       | 75,066        | 6           | 75,072        | 75,066        |
| 輸出信用保險     | 57,064,245    | 9,117,745   | 66,181,990    | 57,064,245    |
| 特別災害復舊     | 11,653,033    | 1,059,038   | 12,712,071    | 11,653,033    |
| 中小企業信用保險   | 41,865,300    | 1,293,179   | 43,158,479    | 21,475,548    |
| 緊要物資輸入基金   | 501,160       | 0           | 501,160       | 392,847       |
| 郵政事業       | 62,151,683    | 16,340,625  | 78,492,308    | 62,151,683    |
| 郵便貯金       | 10,999,153    | 2,433,509   | 13,432,662    | 10,999,153    |
| 簡易生命保險及び   | 20,716,314    | △ 4,082,395 | 16,633,919    | 20,716,314    |
| 郵便年金保險勘定   | 5,277,222     | 0           | 5,277,222     | 0             |
| 〃 年金勘定     | 2,711,656     | 0           | 2,711,656     | 0             |
| 電氣通信事務     | 119,417,000   | 0           | 119,417,000   | 0             |
| 労働者災害補償    | 2,056,733     | 0           | 2,056,733     | 0             |
| 失業保險       | 1,665,814     | 0           | 1,665,814     | 0             |
| 貴金屬        |               |             |               |               |
| 財産税等收入金    |               |             |               |               |
| 米穀對日援助見返   |               |             |               |               |
| 資自作★創設特別措置 |               |             |               |               |
| 開拓者資金融通    |               |             |               |               |
| 合計         | 1,275,752,181 | 127,538,999 | 1,403,291,100 | 1,240,508,475 |
|            |               |             |               | 125,746,242   |
|            |               |             |               | 1,366,254,718 |

4. 昭和26年度政府関係機関豫算補正額調

(単位千圓)

| 機 關 名               | 入           |             |                   | 出           |             |                   |
|---------------------|-------------|-------------|-------------------|-------------|-------------|-------------------|
|                     | 當初豫算額       | 補正豫算額       | 改 26 年 度<br>豫 定 額 | 當初豫算額       | 補正豫算額       | 改 26 年 度<br>豫 定 額 |
| 日 本 専 賣 公 社         | 168,410,627 | 19,902,161  | 188,312,788       | 55,324,079  | 15,402,161  | 70,726,240        |
| 日 本 國 有 鐵 道         | 232,116,036 | 85,888,984  | 318,005,020       | 232,116,036 | 85,888,984  | 318,005,020       |
| 連 合 國 軍 人 等 住 宅 公 社 | 544,272     | 0           | 544,272           | 544,272     | 0           | 544,272           |
| 價 格 調 整 公 團         | 1,644,838   | 0           | 1,644,838         | 1,644,838   | 0           | 1,644,838         |
| 食 糧 配 給 公 團         | 5,687,232   | 0           | 5,687,232         | 5,687,232   | 0           | 5,687,232         |
| 肥 料 配 給 公 團         | 8,363,498   | 0           | 8,393,498         | 8,363,498   | 0           | 8,363,498         |
| 油 糧 砂 糖 配 給 公 團     | 10,665,128  | 0           | 10,665,128        | 10,665,128  | 0           | 10,665,128        |
| 産 業 復 興 公 團         | 1,130,335   | 0           | 1,130,335         | 1,130,335   | 0           | 1,130,335         |
| 鑛 工 品 質 易 公 團       | 3,470,077   | 0           | 3,470,077         | 3,470,077   | 0           | 3,470,077         |
| 織 維 貿 易 公 團         | 2,897,988   | 0           | 2,897,988         | 2,897,988   | 0           | 2,897,988         |
| 復 興 金 融 金 庫         | 13,871,945  | 0           | 13,871,945        | 13,871,945  | 0           | 13,871,945        |
| 國 民 金 融 公 庫         | 510,266     | 0           | 510,266           | 510,266     | 0           | 510,266           |
| 住 宅 金 融 公 庫         | 1,072,796   | 56,842      | 1,129,638         | 493,111     | 201,108     | 694,219           |
| 日 本 輸 出 銀 行         | 712,596     | 0           | 712,596           | 187,843     | 0           | 187,843           |
| 日 本 開 發 銀 行         | 526,666     | 2,351,495   | 2,878,161         | 125,179     | 1,240,723   | 1,365,902         |
| 商 船 管 理 委 員 會       | 3,790,308   | 0           | 3,790,308         | 3,790,308   | 0           | 3,790,308         |
| 持 株 會 社 整 理 委 員 會   | 98,428      | 0           | 98,428            | 98,428      | 0           | 98,428            |
| 閉 鎖 機 關 整 理 委 員 會   | 617,206     | 0           | 617,206           | 617,206     | 0           | 617,206           |
| 證 券 處 理 調 整 協 議 會   | 26,051      | 0           | 26,051            | 26,051      | 0           | 26,051            |
| 計                   | 456,156,293 | 108,199,482 | 564,355,775       | 341,563,820 | 102,732,976 | 444,296,796       |

▲昭和二十六年度十二月末道税徴収状況調 (税目別)

| 税 目        | 豫 算 額            | 調 定 済 額          | 収 入 済 額          | 不 納<br>欠 損 額 | 収 入 未 済 額        | 豫算對<br>收入済<br>收入済<br>歩 合 | 調定對<br>收入済<br>收入済<br>歩 合 | 同左<br>前年<br>同期 |
|------------|------------------|------------------|------------------|--------------|------------------|--------------------------|--------------------------|----------------|
| 普通税        | 4,951,518,700.00 | 6,108,979,808.25 | 7,50,770,020.90  | —            | 2,358,209,788.06 | 75.7                     | 61.4                     | 46.2           |
| 入場税        | 775,287,400.00   | 697,352,254.47   | 519,537,639.58   | —            | 117,814,614.89   | 67.0                     | 74.5                     | 63.4           |
| 遊興飲<br>食 税 | 741,719,200.00   | 710,717,053.80   | 430,786,043.09   | —            | 279,931,010.71   | 58.0                     | 60.6                     | 64.7           |
| 自動車税       | 76,320,000.00    | 93,179,341.22    | 67,245,622.29    | —            | 25,933,718.93    | 88.1                     | 72.1                     | 57.1           |
| 鑛區税        | 82,208,000.00    | 186,149,528.39   | 67,773,127.95    | —            | 118,376,400.44   | 82.4                     | 36.4                     | 29.9           |
| 漁業權税       | 16,666,700.00    | 20,195,184.40    | 10,881,754.30    | —            | 9,313,430.10     | 65.2                     | 53.8                     | 54.1           |
| 狩獵者税       | 8,641,000.00     | 13,189,833.00    | 13,183,317.00    | —            | 6,516.00         | —                        | 99.9                     | 99.7           |
| 家畜税        | 58,008,000.00    | 69,516,949.70    | 55,962,028.85    | —            | 13,554,920.85    | 96.4                     | 80.5                     | 65.9           |
| 事業税        | 3,122,642,600.00 | 4,222,477,139.48 | 2,518,107,727.66 | —            | 1,704,369,411.82 | 80.6                     | 59.6                     | 38.3           |
| 特別所<br>得 税 | 68,975,400.00    | 96,202,524.50    | 67,292,760.18    | —            | 28,909,764.32    | 97.5                     | 69.9                     | 57.3           |
| 舊法に<br>よる税 | 78,050,400.00    | 236,947,099.29   | 43,700,306.16    | 2,370.00     | 193,244,423.13   | 55.9                     | 18.4                     | 46.9           |
| 道税計        | 5,029,518,700.00 | 6,345,928,608.25 | 3,794,470,327.06 | 2,370.00     | 2,551,454,211.19 | 75.4                     | 59.7                     | 46.3           |

昭和二十六年度道及び各市町村  
普通平衡交付金交付基準額表 (単位千圓)

| 團體名   | 昭和26年度<br>決定 |              |                    | 比較                 |        |
|-------|--------------|--------------|--------------------|--------------------|--------|
|       | 基準財政<br>需要額A | 基準財政<br>収入額B | 交付基<br>準額C         | 假決定                | 25年度   |
| 常 別 町 | 26,415       | 10,688       | 15,727             | 3,431 <sup>△</sup> | 3,016  |
| 千 歳 町 | 26,600       | 13,365       | 13,235             | 2,450 <sup>△</sup> | 1,875  |
| 木古内町  | 17,550       | 5,035        | 12,515             | 2,308 <sup>△</sup> | 1,834  |
| 上 磯 町 | 26,442       | 16,609       | 9,833 <sup>△</sup> | 484 <sup>△</sup>   | 2,018  |
| 森 町   | 32,226       | 11,402       | 20,824             | 3,806 <sup>△</sup> | 178    |
| 長萬部町  | 18,708       | 5,913        | 12,795             | 1,920 <sup>△</sup> | 1,395  |
| 江 差 町 | 14,168       | 5,199        | 8,969              | 1,419 <sup>△</sup> | 487    |
| 瀬 棚 町 | 11,023       | 1,788        | 9,235              | 1,265 <sup>△</sup> | 500    |
| 今 金 町 | 22,219       | 5,516        | 16,703             | 2,947 <sup>△</sup> | 1,415  |
| 壽 都 町 | 10,628       | 2,853        | 7,775              | 1,067 <sup>△</sup> | 1,480  |
| 俱知安町  | 26,090       | 12,747       | 13,343             | 3,692 <sup>△</sup> | 647    |
| 岩 内 町 | 29,210       | 14,478       | 14,732             | 2,227 <sup>△</sup> | 1,301  |
| 古 平 町 | 14,684       | 3,570        | 11,114             | 1,663 <sup>△</sup> | 941    |
| 余 市 町 | 35,694       | 15,000       | 20,694             | 3,241 <sup>△</sup> | 1,840  |
| 栗 澤 町 | 35,654       | 29,613       | 6,041 <sup>△</sup> | 2,120 <sup>△</sup> | 6,950  |
| 砂 川 町 | 32,906       | 32,161       | 745                | 4,806 <sup>△</sup> | 7,408  |
| 澁 川 町 | 35,187       | 26,045       | 9,142              | 1,319 <sup>△</sup> | 6,639  |
| 赤 平 町 | 59,518       | 58,486       | 1,032              | 3,527 <sup>△</sup> | 12,705 |
| 芦 別 町 | 69,271       | 64,894       | 4,377              | 6,397 <sup>△</sup> | 17,162 |
| 栗 山 町 | 30,477       | 21,683       | 8,794              | 3,700 <sup>△</sup> | 2,430  |
| 沼 田 町 | 27,600       | 18,455       | 9,145              | 2,223 <sup>△</sup> | 1,858  |
| 美 瑛 町 | 38,202       | 11,615       | 26,587             | 4,614 <sup>△</sup> | 2,440  |
| 美 深 町 | 25,574       | 7,916        | 17,658             | 4,910 <sup>△</sup> | 1,455  |
| 増 毛 町 | 25,828       | 6,732        | 19,096             | 3,271 <sup>△</sup> | 2,015  |
| 枝 幸 町 | 15,989       | 4,788        | 11,201             | 5,576 <sup>△</sup> | 670    |
| 津 別 町 | 22,698       | 10,668       | 12,030             | 8,400 <sup>△</sup> | 448    |
| 留邊蘆町  | 28,075       | 13,537       | 14,538             | 8,735 <sup>△</sup> | 1,124  |
| 遠 軽 町 | 23,176       | 9,176        | 14,000             | 4,435 <sup>△</sup> | 2,404  |
| 紋 別 町 | 29,457       | 19,281       | 10,176             | 4,648 <sup>△</sup> | 3,392  |
| 瀧ノ上町  | 21,424       | 8,555        | 12,869             | 5,826 <sup>△</sup> | 2,113  |
| 虻 田 町 | 12,240       | 6,499        | 5,761              | 1,213 <sup>△</sup> | 1,307  |
| 伊 達 町 | 33,894       | 14,980       | 18,914             | 3,170 <sup>△</sup> | 696    |
| 静 内 町 | 23,260       | 7,807        | 15,453             | 3,295 <sup>△</sup> | 1,072  |
| 浦 河 町 | 22,129       | 8,080        | 14,049             | 3,329 <sup>△</sup> | 1,853  |
| 清 水 町 | 18,604       | 11,670       | 6,934              | 1,937 <sup>△</sup> | 1,088  |
| 芽 室 町 | 26,762       | 15,136       | 11,626             | 2,533 <sup>△</sup> | 1,640  |
| 廣 尾 町 | 18,244       | 4,739        | 13,505             | 2,640 <sup>△</sup> | 249    |
| 幕 別 町 | 29,130       | 11,862       | 17,268             | 3,534 <sup>△</sup> | 279    |
| 池 田 町 | 23,672       | 11,283       | 12,389             | 2,561 <sup>△</sup> | 1,901  |

第一表 昭和26年度交付基準額に関する調  
道 (△印は減)

| 昭和26年度<br>決定 |              |            | 比較        |           |
|--------------|--------------|------------|-----------|-----------|
| 基準財政<br>需要額A | 基準財政<br>収入額B | 交付基<br>準額C | 假決定       | 25年度      |
| 8,730,672    | 3,204,460    | 5,526,212  | 4,696,362 | 4,522,029 |

第二表 昭和26年度交付基準額に関する調  
都市交付團體

| 團體名         | 昭和26年度<br>決定 |              |                    | 比較                   |         |
|-------------|--------------|--------------|--------------------|----------------------|---------|
|             | 基準財政<br>需要額A | 基準財政<br>収入額B | 交付基<br>準額C         | 假決定                  | 25年度    |
| ◎札 幌        | 528,440      | 448,907      | 79,533             | 240 <sup>△</sup>     | 3,471   |
| ◎函 館        | 377,214      | 241,542      | 135,672            | 44,995 <sup>△</sup>  | 19,765  |
| ◎小 樽        | 303,356      | 245,450      | 57,906             | 10,768 <sup>△</sup>  | 1,224   |
| 旭 川         | 197,746      | 194,740      | 3,006 <sup>△</sup> | 2,770 <sup>△</sup>   | 35,100  |
| 釧 路         | 148,315      | 138,621      | 9,694 <sup>△</sup> | 4,594 <sup>△</sup>   | 23,901  |
| 帯 廣         | 89,408       | 57,168       | 32,240             | 4,739 <sup>△</sup>   | 6,521   |
| 北 見         | 82,041       | 37,527       | 44,514             | 11,453 <sup>△</sup>  | 6,385   |
| 夕 張         | 147,223      | 144,071      | 3,152              | 8,555 <sup>△</sup>   | 28,673  |
| 岩 見 澤       | 74,764       | 44,863       | 29,901             | 9,842 <sup>△</sup>   | 2,412   |
| 網 走         | 67,428       | 30,872       | 36,556             | 8,418 <sup>△</sup>   | 9,670   |
| 留 萌         | 62,425       | 27,519       | 34,906             | 7,422 <sup>△</sup>   | 5,150   |
| 稚 内         | 59,114       | 28,236       | 30,878             | 10,034 <sup>△</sup>  | 12,693  |
| 美 唄         | 121,591      | 106,486      | 15,105             | 8,042 <sup>△</sup>   | 10,958  |
| 政令都市<br>小 計 | 1,209,010    | 935,899      | 273,111            | 56,003 <sup>△</sup>  | 24,460  |
| 都市小計        | 1,050,055    | 810,103      | 239,952            | 7,364 <sup>△</sup>   | 101,044 |
| 計           | 2,259,065    | 1,746,002    | 510,063            | 124,508 <sup>△</sup> | 65,479  |
|             |              |              |                    | 7,364 <sup>△</sup>   | 101,044 |

第三表 甲町村 自治警察交付團體

| 團體名   | 昭和26年度<br>決定 |              |                    | 比較                 |        |
|-------|--------------|--------------|--------------------|--------------------|--------|
|       | 基準財政<br>需要額A | 基準財政<br>収入額B | 交付基<br>準額C         | 假決定                | 25年度   |
| 琴 似 町 | 27,970       | 17,976       | 8,174 <sup>△</sup> | 1,515 <sup>△</sup> | 5,650  |
| 豊 平 町 | 50,761       | 26,951       | 23,810             | 7,352 <sup>△</sup> | 3,716  |
| 江 別 町 | 46,835       | 42,949       | 3,886 <sup>△</sup> | 8,235 <sup>△</sup> | 20,371 |
| 石 狩 町 | 15,360       | 5,971        | 9,389              | 1,670 <sup>△</sup> | 1,726  |

第六表 昭和26年度交付基準額等に関する調

## 乙町村 交付團體

| 團體名  | 昭和26年度<br>決定 |              |            | 比較    |       |
|------|--------------|--------------|------------|-------|-------|
|      | 基準財政<br>需要額A | 基準財政<br>収入額B | 交付基<br>準額C | 假決定   | 25年度  |
| 札幌村  | 10,033       | 5,579        | 4,454      | 431   | 2,827 |
| 篠路村  | 6,634        | 3,004        | 3,630      | 545   | 336   |
| 手稲町  | 11,986       | 6,390        | 5,596      | 205   | 360   |
| 廣島村  | 8,665        | 2,797        | 5,868      | 956   | 263   |
| 新篠津村 | 6,613        | 2,017        | 4,596      | 546   | 497   |
| 厚田村  | 9,484        | 3,688        | 5,796      | 1,085 | 1,277 |
| 濱益村  | 11,093       | 4,382        | 6,711      | 1,471 | 724   |
| 恵庭村  | 16,377       | 8,050        | 8,327      | 1,509 | 206   |
| 大島村  | 7,073        | 1,046        | 6,027      | 760   | 490   |
| 小島村  | 4,943        | 840          | 4,103      | 729   | 686   |
| 大澤村  | 4,507        | 550          | 3,957      | 489   | 367   |
| 吉岡村  | 4,474        | 1,168        | 3,306      | 602   | 491   |
| 知内村  | 11,603       | 3,452        | 8,151      | 1,810 | 990   |
| 茂別村  | 7,047        | 2,022        | 5,025      | 714   | 1,356 |
| 大野村  | 12,221       | 6,528        | 5,693      | 877   | 280   |
| 七飯村  | 19,452       | 10,494       | 8,958      | 580   | 1,211 |
| 龜田村  | 15,293       | 8,408        | 6,885      | 835   | 628   |
| 錢龜澤村 | 11,435       | 3,106        | 8,329      | 1,038 | 296   |
| 戸井村  | 8,646        | 2,539        | 6,107      | 927   | 589   |
| 尻岸内村 | 6,626        | 2,470        | 6,159      | 855   | 487   |
| 樺法樺村 | 4,215        | 889          | 3,326      | 484   | 627   |
| 尾札部村 | 8,166        | 2,060        | 6,106      | 935   | 909   |
| 白尻村  | 8,378        | 2,584        | 5,794      | 1,148 | 531   |
| 鹿部村  | 5,563        | 2,942        | 2,621      | 807   | 3     |
| 砂原村  | 8,294        | 2,548        | 5,746      | 1,027 | 223   |
| 落部村  | 7,192        | 1,685        | 5,507      | 838   | 311   |
| 上ノ國村 | 15,334       | 4,514        | 10,820     | 1,649 | 2,858 |
| 泊村   | 6,552        | 1,851        | 4,701      | 646   | 263   |
| 厚澤部村 | 12,395       | 3,795        | 8,600      | 1,544 | 1,545 |
| 乙部村  | 11,051       | 2,339        | 8,712      | 1,132 | 446   |
| 熊石村  | 10,568       | 2,562        | 8,006      | 1,146 | 118   |
| 具取洞村 | 4,360        | 457          | 3,903      | 520   | 226   |
| 久遠村  | 5,977        | 1,109        | 4,868      | 605   | 137   |
| 奥尻村  | 10,520       | 1,873        | 8,647      | 789   | 582   |
| 太櫓村  | 7,834        | 1,636        | 6,198      | 773   | 848   |
| 東瀬棚村 | 9,167        | 2,973        | 6,194      | 936   | 1,055 |
| 西島牧村 | 6,288        | 585          | 5,703      | 655   | 151   |
| 東島牧村 | 4,182        | 421          | 3,761      | 454   | 507   |
| 樽岸村  | 4,576        | 880          | 3,696      | 455   | 53    |
| 歌棄村  | 2,860        | 463          | 2,397      | 367   | 505   |
| 磯谷村  | 4,336        | 799          | 3,537      | 496   | 577   |
| 黒松内村 | 5,944        | 1,726        | 4,218      | 579   | 766   |

| 團體名  | 昭和26年度<br>決定 |              |            | 比較      |         |
|------|--------------|--------------|------------|---------|---------|
|      | 基準財政<br>需要額A | 基準財政<br>収入額B | 交付基<br>準額C | 假決定     | 25年度    |
| 本別町  | 24,108       | 11,527       | 12,581     | 2,830   | 1,217   |
| 厚岸町  | 25,334       | 11,286       | 14,048     | 5,265   | 980     |
| 弟子屈町 | 17,756       | 7,650        | 10,106     | 5,295   | 2,058   |
| 計    | 1,248,752    | 685,934      | 562,818    | 150,498 | 20,336  |
|      |              |              |            | 12,354  | 115,607 |

第四表

## 甲町村 自治警察廢止交付團體

| 團體名         | 昭和26年度<br>決定 |              |            | 比較     |       |
|-------------|--------------|--------------|------------|--------|-------|
|             | 基準財政<br>需要額A | 基準財政<br>収入額B | 交付基<br>準額C | 假決定    | 25年度  |
| 福島町         | 13,768       | 2,668        | 11,100     | 1,934  | 374   |
| 美幌町         | 35,088       | 12,967       | 22,121     | 4,591  | 5,114 |
| 斜里町         | 26,980       | 7,990        | 18,990     | 4,131  | 2,367 |
| 27年4月<br>廢計 | 75,836       | 23,625       | 52,211     | 10,656 | 7,855 |

第五表

## 甲町村 自治警察廢止交付團體

| 團體名          | 昭和26年度<br>決定 |              |            | 比較     |        |
|--------------|--------------|--------------|------------|--------|--------|
|              | 基準財政<br>需要額A | 基準財政<br>収入額B | 交付基<br>準額C | 假決定    | 25年度   |
| 松前町          | 11,078       | 2,400        | 8,678      | 1,133  | 609    |
| 八雲町          | 68,676       | 11,891       | 16,785     | 4,795  | 3,380  |
| 深川町          | 17,303       | 13,750       | 3,553      | 1,470  | 2,128  |
| 富良野町         | 28,654       | 14,695       | 13,959     | 3,826  | 1,707  |
| 士別町          | 29,876       | 16,726       | 13,150     | 946    | 1,808  |
| 名寄町          | 32,147       | 17,418       | 14,729     | 2,014  | 2,657  |
| 羽幌町          | 23,685       | 13,849       | 9,836      | 2,209  | 3,577  |
| 天鹽町          | 15,202       | 4,271        | 10,931     | 2,329  | 878    |
| 豊浦町          | 23,696       | 4,183        | 19,513     | 3,008  | 1,400  |
| 新得町          | 19,714       | 12,068       | 7,646      | 4,895  | 4,227  |
| 根室町          | 30,424       | 16,151       | 14,270     | 3,549  | 3,507  |
| 26年10月<br>廢計 | 260,453      | 127,402      | 133,056    | 30,174 | 20,362 |
|              |              |              |            |        | 5,556  |

| 團體名   | 昭和26年度<br>決 定 |              |                    | 比 較                |       |
|-------|---------------|--------------|--------------------|--------------------|-------|
|       | 基準財政<br>需要額A  | 基準財政<br>収入額B | 交付基<br>準額C         | 假決定                | 25年度  |
| 比布村   | 10,533        | 7,058        | 3,475              | 825 <sup>△</sup>   | 888   |
| 愛別村   | 12,101        | 6,329        | 5,772              | 1,787 <sup>△</sup> | 587   |
| 上川村   | 14,949        | 14,830       | 119                | 3,571 <sup>△</sup> | 3,602 |
| 上富良野町 | 18,845        | 8,608        | 10,237             | 1,500              | 1,206 |
| 中富良野村 | 13,982        | 8,257        | 5,725              | 1,812              | 305   |
| 山部村   | 8,433         | 4,744        | 3,689              | 1,308 <sup>△</sup> | 1,149 |
| 東山村   | 7,979         | 3,048        | 4,931              | 788 <sup>△</sup>   | 390   |
| 南富良野村 | 12,851        | 5,116        | 7,735              | 3,120              | 1,773 |
| 占冠村   | 7,886         | 3,059        | 4,827              | 3,939 <sup>△</sup> | 681   |
| 和寒村   | 15,520        | 5,114        | 10,406             | 1,509              | 248   |
| 剣淵村   | 13,235        | 4,303        | 8,932              | 979                | 870   |
| 温根別村  | 7,739         | 2,339        | 5,400              | 1,188              | 11    |
| 上士別村  | 10,977        | 4,006        | 6,971              | 1,583 <sup>△</sup> | 36    |
| 朝日村   | 8,709         | 3,823        | 4,886              | 1,156 <sup>△</sup> | 1,581 |
| 多寄村   | 7,475         | 2,810        | 4,665              | 786 <sup>△</sup>   | 402   |
| 下川町   | 16,029        | 9,219        | 6,810              | 3,949 <sup>△</sup> | 3,362 |
| 智恵文村  | 7,147         | 1,730        | 5,417              | 560                | 65    |
| 常盤村   | 6,647         | 1,765        | 4,882              | 805 <sup>△</sup>   | 427   |
| 中川村   | 11,697        | 3,216        | 8,481              | 2,280 <sup>△</sup> | 218   |
| 小平村   | 14,536        | 6,952        | 7,584              | 4,375              | 394   |
| 鬼鹿村   | 6,170         | 1,629        | 4,541              | 770 <sup>△</sup>   | 368   |
| 苦前村   | 14,309        | 5,905        | 8,404              | 1,853 <sup>△</sup> | 1,018 |
| 天賣村   | 3,176         | 1,165        | 2,011              | 314 <sup>△</sup>   | 873   |
| 焼尻村   | 4,413         | 2,118        | 2,295              | 433                | 89    |
| 初山別村  | 7,707         | 2,085        | 5,622              | 2,009 <sup>△</sup> | 920   |
| 遠別町   | 12,851        | 3,761        | 9,090              | 1,873 <sup>△</sup> | 905   |
| 幌延村   | 10,087        | 2,555        | 7,532              | 1,638              | 170   |
| 宗谷村   | 7,019         | 1,579        | 5,440              | 839                | 261   |
| 猿拂村   | 10,781        | 5,231        | 5,550              | 3,300 <sup>△</sup> | 341   |
| 濱屯別町  | 10,427        | 4,201        | 6,226              | 1,899 <sup>△</sup> | 938   |
| 中屯別町  | 11,391        | 4,465        | 6,926              | 2,268              | 112   |
| 歌登村   | 10,450        | 3,740        | 6,710              | 5,740 <sup>△</sup> | 652   |
| 豊富村   | 14,427        | 6,474        | 7,963              | 3,122 <sup>△</sup> | 1,791 |
| 香深村   | 7,115         | 2,212        | 4,903              | 726 <sup>△</sup>   | 376   |
| 船泊村   | 6,672         | 1,303        | 5,369              | 629                | 1,099 |
| 鷲泊村   | 8,229         | 2,709        | 5,520              | 691                | 742   |
| 畜形村   | 7,951         | 2,980        | 4,971              | 877                | 1,117 |
| 仙法志村  | 4,560         | 1,302        | 3,258              | 570                | 512   |
| 鬼脇村   | 6,976         | 1,874        | 5,102              | 755                | 1,002 |
| 東藻琴村  | 7,930         | 2,538        | 5,392              | 1,542              | 194   |
| 女満別町  | 13,689        | 5,577        | 8,112              | 1,412              | 2,632 |
| 上斜里村  | 14,626        | 5,989        | 8,637              | 2,067              | 1,344 |
| 小清水村  | 17,746        | 6,118        | 11,628             | 3,386              | 2,007 |
| 端野村   | 13,952        | 4,311        | 9,641              | 1,626              | 2,926 |
| 訓子府町  | 13,952        | 5,024        | 8,928              | 2,900              | 1,206 |
| 熱郭村   | 4,064         | 922          | 3,142              | 472 <sup>△</sup>   | 698   |
| 南尻別村  | 17,678        | 7,082        | 10,596             | 1,852              | 64    |
| 狩太町   | 11,794        | 9,328        | 2,466              | 166 <sup>△</sup>   | 1,314 |
| 眞狩村   | 8,106         | 3,453        | 4,653              | 800 <sup>△</sup>   | 47    |
| 留壽都村  | 7,563         | 2,540        | 5,023              | 600                | 461   |
| 喜茂別村  | 10,810        | 4,427        | 6,383              | 981 <sup>△</sup>   | 487   |
| 京極村   | 12,429        | 4,943        | 7,486              | 1,213 <sup>△</sup> | 147   |
| 小澤村   | 6,654         | 3,680        | 2,974 <sup>△</sup> | 58 <sup>△</sup>    | 1,778 |
| 前田村   | 8,709         | 3,603        | 5,106              | 719                | 221   |
| 島野村   | 3,353         | 588          | 2,765              | 378 <sup>△</sup>   | 429   |
| 發足村   | 5,894         | 1,958        | 3,936              | 619                | 50    |
| 泊村    | 10,799        | 6,380        | 4,419              | 1,279              | 498   |
| 神恵内村  | 6,579         | 916          | 5,663              | 635 <sup>△</sup>   | 348   |
| 余別村   | 3,423         | 422          | 3,001              | 413 <sup>△</sup>   | 643   |
| 入舸村   | 3,048         | 431          | 2,617              | 380 <sup>△</sup>   | 604   |
| 美園町   | 6,229         | 1,381        | 4,848              | 657 <sup>△</sup>   | 477   |
| 大江村   | 9,965         | 3,202        | 6,763              | 1,028              | 389   |
| 赤井川村  | 8,087         | 1,237        | 6,850              | 558                | 57    |
| 麴谷村   | 9,013         | 2,817        | 6,196              | 786 <sup>△</sup>   | 459   |
| 北村    | 9,314         | 6,178        | 3,136              | 747 <sup>△</sup>   | 1,525 |
| 幌向村   | 10,096        | 7,029        | 3,040              | 645 <sup>△</sup>   | 1,100 |
| 奈井江町  | 15,706        | 14,403       | 1,303              | 42 <sup>△</sup>    | 4,402 |
| 江別乙村  | 13,088        | 5,233        | 7,855              | 1,085              | 806   |
| 音江村   | 11,094        | 4,120        | 6,974              | 1,261              | 13    |
| 由仁町   | 16,068        | 9,289        | 6,779              | 1,253 <sup>△</sup> | 615   |
| 長沼町   | 22,363        | 16,826       | 5,537              | 1,623 <sup>△</sup> | 90    |
| 月形村   | 11,769        | 5,397        | 6,372              | 807 <sup>△</sup>   | 393   |
| 浦臼村   | 8,732         | 4,470        | 4,262              | 1,077 <sup>△</sup> | 307   |
| 新十津川村 | 21,144        | 9,516        | 11,628             | 2,552 <sup>△</sup> | 273   |
| 妹背牛村  | 11,167        | 8,608        | 2,559              | 1,182 <sup>△</sup> | 77    |
| 秩父別村  | 9,065         | 5,678        | 3,387              | 809 <sup>△</sup>   | 740   |
| 一己村   | 9,419         | 5,018        | 4,401              | 864 <sup>△</sup>   | 79    |
| 納内村   | 7,134         | 3,065        | 4,069              | 777 <sup>△</sup>   | 307   |
| 多度志村  | 9,901         | 3,890        | 6,011              | 2,266 <sup>△</sup> | 569   |
| 雨龍村   | 9,964         | 5,182        | 4,782              | 1,089 <sup>△</sup> | 478   |
| 北龍村   | 7,645         | 4,266        | 3,379              | 1,005 <sup>△</sup> | 1,091 |
| 東鵜栖村  | 11,639        | 8,025        | 3,614              | 1,223 <sup>△</sup> | 396   |
| 鵜栖村   | 13,606        | 6,812        | 6,794              | 1,673              | 424   |
| 江丹別村  | 5,523         | 1,080        | 4,443              | 874 <sup>△</sup>   | 93    |
| 東旭川村  | 22,175        | 13,832       | 8,343              | 2,212 <sup>△</sup> | 22    |
| 神樂村   | 16,493        | 8,854        | 7,639              | 1,003              | 189   |
| 東神樂村  | 13,087        | 5,962        | 7,125              | 483 <sup>△</sup>   | 169   |
| 神居村   | 11,165        | 4,805        | 6,360              | 2,065 <sup>△</sup> | 530   |
| 永山村   | 10,158        | 8,921        | 1,237              | 1,009 <sup>△</sup> | 1,897 |
| 當麻村   | 15,790        | 9,212        | 6,578              | 2,728              | 411   |

| 團體名        | 昭和26年度<br>決 定 |              |                    | 比 較                         |                 |
|------------|---------------|--------------|--------------------|-----------------------------|-----------------|
|            | 基準財政<br>需要額A  | 基準財政<br>収入額B | 交付基<br>準額C         | 假決定                         | 25年度            |
| 陸別村        | 11,657        | 5,357        | 6,300              | 4,423                       | 1,500           |
| 大津村        | 10,020        | 3,905        | 6,115              | 1,678                       | 681             |
| 浦幌村        | 18,450        | 9,976        | 8,474              | 2,539 <sup>△</sup>          | 2,674           |
| 釧路村        | 6,583         | 1,528        | 5,055              | 2,214                       | 1,542           |
| 昆布森村       | 5,043         | 1,001        | 4,042              | 857 <sup>△</sup>            | 384             |
| 濱中村        | 16,889        | 4,790        | 12,099             | 1,924 <sup>△</sup>          | 398             |
| 太田村        | 6,121         | 662          | 5,459              | 1,512 <sup>△</sup>          | 143             |
| 標茶町        | 18,944        | 8,351        | 10,593             | 1,651 <sup>△</sup>          | 3,104           |
| 鶴居村        | 10,438        | 1,396        | 9,042              | 1,264 <sup>△</sup>          | 1,000           |
| 白糖村        | 20,546        | 11,218       | 9,328              | 4,698 <sup>△</sup>          | 2,438           |
| 音別村        | 12,056        | 9,708        | 2,348 <sup>△</sup> | 281 <sup>△</sup>            | 4,139           |
| 和田村        | 8,276         | 2,577        | 5,699              | 1,035                       | 670             |
| 齒舞村        | 5,296         | 1,866        | 3,430              | 937                         | 1,354           |
| 別海村        | 27,261        | 4,263        | 22,998             | 3,126 <sup>△</sup>          | 229             |
| 中標津町       | 18,563        | 5,311        | 13,252             | 1,443 <sup>△</sup>          | 382             |
| 標津村        | 11,307        | 4,822        | 6,485              | 1,305 <sup>△</sup>          | 777             |
| 羅臼村        | 6,663         | 2,375        | 4,288              | 1,207 <sup>△</sup>          | 1,888           |
| 乙町計        | 2,052,818     | 851,139      | 1,201,679          | 128 <sup>△</sup> 284,831    | 106,797 45,775  |
| 交付團體<br>總計 | 5,896,929     | 3,434,102    | 2,462,827          | 19,846 <sup>△</sup> 600,667 | 343,810 144,901 |

| 團體名  | 昭和26年度<br>決 定 |              |                    | 比 較                |       |
|------|---------------|--------------|--------------------|--------------------|-------|
|      | 基準財政<br>需要額A  | 基準財政<br>収入額B | 交付基<br>準額C         | 假決定                | 25年度  |
| 置戸町  | 14,222        | 8,577        | 5,645              | 3,635 <sup>△</sup> | 1,393 |
| 相内村  | 8,731         | 2,968        | 5,763              | 1,109              | 313   |
| 佐呂間村 | 12,669        | 3,857        | 8,812              | 2,807              | 2,281 |
| 若佐村  | 7,652         | 1,945        | 5,707              | 1,494              | 1,150 |
| 常呂町  | 13,758        | 4,395        | 9,363              | 1,182              | 1,402 |
| 生田原村 | 10,510        | 4,334        | 6,176              | 3,148 <sup>△</sup> | 520   |
| 丸瀬布村 | 9,812         | 5,450        | 4,362              | 5,048 <sup>△</sup> | 1,823 |
| 白瀬村  | 6,832         | 2,371        | 4,461              | 1,483 <sup>△</sup> | 713   |
| 上湧別村 | 13,960        | 6,146        | 7,814              | 819                | 267   |
| 下湧別村 | 18,019        | 6,986        | 11,033             | 1,577 <sup>△</sup> | 1,139 |
| 上渚渚村 | 9,963         | 3,580        | 6,383              | 1,229 <sup>△</sup> | 811   |
| 渚渚村  | 4,848         | 1,473        | 3,375              | 434 <sup>△</sup>   | 387   |
| 興部町  | 13,584        | 4,665        | 8,919              | 2,115 <sup>△</sup> | 104   |
| 西興部村 | 7,257         | 2,516        | 4,741              | 1,464 <sup>△</sup> | 631   |
| 雄武町  | 13,389        | 4,806        | 8,583              | 3,297 <sup>△</sup> | 563   |
| 洞爺村  | 5,522         | 2,438        | 3,084              | 513 <sup>△</sup>   | 547   |
| 大瀬村  | 5,712         | 1,978        | 3,734              | 1,483 <sup>△</sup> | 994   |
| 牡鹿村  | 9,674         | 5,667        | 4,007              | 1,276 <sup>△</sup> | 2,279 |
| 白老村  | 12,946        | 3,832        | 9,114              | 2,344              | 441   |
| 安平村  | 16,331        | 7,201        | 9,130              | 1,362 <sup>△</sup> | 436   |
| 厚真村  | 14,124        | 5,407        | 8,717              | 2,127 <sup>△</sup> | 911   |
| 鶴川村  | 11,994        | 4,714        | 7,280              | 1,243              | 674   |
| 穂別村  | 12,788        | 4,751        | 8,037              | 2,816 <sup>△</sup> | 311   |
| 日高村  | 7,144         | 2,130        | 5,014              | 3,237 <sup>△</sup> | 957   |
| 平取町  | 18,804        | 6,898        | 11,906             | 3,823 <sup>△</sup> | 974   |
| 門別村  | 20,120        | 5,471        | 14,649             | 2,283              | 917   |
| 新冠村  | 11,490        | 3,105        | 8,385              | 3,797 <sup>△</sup> | 23    |
| 三石町  | 14,976        | 4,805        | 10,171             | 1,782              | 614   |
| 荻伏村  | 7,384         | 2,423        | 4,961              | 1,676 <sup>△</sup> | 180   |
| 様似村  | 12,248        | 5,101        | 7,147              | 1,962              | 57    |
| 幌泉村  | 11,636        | 3,211        | 8,425              | 1,399              | 898   |
| 音更村  | 29,319        | 14,570       | 14,749             | 2,081 <sup>△</sup> | 739   |
| 士幌村  | 12,125        | 6,178        | 5,947              | 1,190              | 521   |
| 上士幌村 | 12,692        | 5,792        | 6,900              | 4,095 <sup>△</sup> | 653   |
| 鹿追村  | 14,677        | 7,207        | 7,470              | 1,854              | 623   |
| 御影村  | 7,407         | 3,492        | 3,915              | 791 <sup>△</sup>   | 562   |
| 川西村  | 14,388        | 10,464       | 3,924 <sup>△</sup> | 70 <sup>△</sup>    | 2,908 |
| 大正村  | 9,129         | 5,534        | 3,595              | 532                | 476   |
| 中札内村 | 7,185         | 3,143        | 4,042              | 946 <sup>△</sup>   | 380   |
| 更別村  | 8,330         | 2,656        | 5,674              | 819 <sup>△</sup>   | 237   |
| 忠類村  | 5,291         | 1,464        | 3,827              | 1,010 <sup>△</sup> | 280   |
| 大樹町  | 14,512        | 5,129        | 9,383              | 1,898 <sup>△</sup> | 470   |
| 豊頃村  | 10,924        | 4,597        | 6,327              | 1,194 <sup>△</sup> | 1,438 |
| 西足寄村 | 14,619        | 7,539        | 7,080              | 6,517 <sup>△</sup> | 1,362 |
| 足寄村  | 8,690         | 3,694        | 4,996              | 3,900 <sup>△</sup> | 1,375 |

第七表 昭和26年度交付基準額等に関する調  
不交付團體

| 團體名   | 昭和26年度<br>決 定 |                      |                      | 比 較                                     |         |
|-------|---------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------------|---------|
|       | 基準財政<br>需要額A  | 基準財政<br>収入額B         | 交付基<br>準額C           | 假決定                                     | 25年度    |
| (都市)  |               |                      |                      |                                         |         |
| 室蘭    | 173,130       | 272,393 <sup>△</sup> | 99,263 <sup>△</sup>  | 26,669 <sup>△</sup>                     | 95,086  |
| 苫小牧   | 70,992        | 118,647 <sup>△</sup> | 47,655 <sup>△</sup>  | 36,857 <sup>△</sup>                     | 61,505  |
| 計     | 244,122       | 391,040 <sup>△</sup> | 146,918 <sup>△</sup> | 63,526 <sup>△</sup>                     | 156,591 |
| 自警設置  |               |                      |                      |                                         |         |
| 三笠町   | 67,731        | 72,117 <sup>△</sup>  | 4,386 <sup>△</sup>   | 1,391 <sup>△</sup>                      | 14,005  |
| 上砂川町  | 35,886        | 36,145 <sup>△</sup>  | 259 <sup>△</sup>     | 4,549 <sup>△</sup>                      | 2,368   |
| 歌志内町  | 49,309        | 53,296 <sup>△</sup>  | 3,987 <sup>△</sup>   | 3,396 <sup>△</sup>                      | 8,583   |
| 計     | 152,926       | 161,558 <sup>△</sup> | 8,632 <sup>△</sup>   | 7,945 <sup>△</sup> 1,391 <sup>△</sup>   | 24,956  |
| (乙町村) |               |                      |                      |                                         |         |
| 幌加内村  | 17,842        | 20,774 <sup>△</sup>  | 2,932 <sup>△</sup>   | 2,222 <sup>△</sup>                      | 8,856   |
| 東川村   | 14,422        | 15,354 <sup>△</sup>  | 932                  | 2,181 <sup>△</sup>                      | 723     |
| 風連村   | 16,661        | 21,122 <sup>△</sup>  | 4,461                | 1,470 <sup>△</sup>                      | 10,238  |
| 幌別町   | 21,169        | 27,171 <sup>△</sup>  | 6,002 <sup>△</sup>   | 2,541 <sup>△</sup>                      | 6,097   |
| 阿寒町   | 19,519        | 24,303 <sup>△</sup>  | 4,784 <sup>△</sup>   | 1,390 <sup>△</sup>                      | 6,781   |
| 計     | 89,613        | 108,724 <sup>△</sup> | 19,111 <sup>△</sup>  | 5,873 <sup>△</sup> 3,931 <sup>△</sup>   | 32,695  |
| 合 計   | 486,661       | 661,322 <sup>△</sup> | 174,661 <sup>△</sup> | 13,818 <sup>△</sup> 68,848 <sup>△</sup> | 214,242 |

第八表

昭和26年度道交付金基準額決定基準財政需要及び収入内容に関する調

|        | 費目<br>(税目)  | 26年度        | 假決定         | 25年度             |
|--------|-------------|-------------|-------------|------------------|
| 基準財政需要 | 土木費         | 605,730     | 580,873     | 446,993          |
|        | 教育費         | 5,613,960   | 5,159,644   | 4,165,301        |
|        | 厚生労働費       | 641,381     | 609,521     | 424,295          |
|        | 産経費         | 885,167     | 734,643     | 623,889          |
|        | 戦災復興費       | 1,331       | 1,331       | 569              |
|        | 公債費         | 17,713      | 17,646      | 20,985           |
|        | その他行政費      | 965,390     | 678,121     | 871,658          |
|        | 計           | 8,730,672   | 7,781,779   | 6,553,690        |
| 基準財政収入 | 事業税         | 2,007,440   | 1,967,818   | 1,053,459        |
|        | 特別所得税       | 40,143      | 40,143      | 35,399           |
|        | 入場税         | 620,918     | 603,448     | 455,813          |
|        | 遊興飲食税       | 409,936     | 347,985     | 238,456          |
|        | 自動車税        | 53,256      | 53,256      | 43,600           |
|        | 積区税         | 55,006      | 55,006      | 66,126           |
|        | 狩獣者税        | 7,265       | 7,265       | 8,651            |
|        | 漁業権税<br>その他 | 10,496<br>— | 10,496<br>— | 9,003<br>121,188 |
|        | 計           | 3,204,460   | 3,085,417   | 2,031,695        |

## 附記

本稿整理後の2月4日、中央からその後更に慎重なる審査の結果(資料その他の誤謬等から)交付基準額に若干の変更が加えられ本道に對する基準額を5,468,267,000圓に決定した旨の正式通知があつた。なおこれは全国的な案分の上につての変更であり、伴つて市町村枠等に於ても現在の額の平均96.9%程度に落着くことが豫想される。

『時報』既掲載各種資料についてのその後の動き

「時報」第三卷第八號(昭和二十六年八月二十日發行)以降に掲載された、各種重要資料に對するその後の動きについて、新聞報導等により拾つて見ると、大略つぎのとおりで、いずれも今後の推移を見ないと結論の出ないものが多いようである。

學校給食 (第三卷第九號登載)

學校給食は、繼續實施にきまる。

ガリオア資金の打切りで、四月の新學年から存續が危ぶまれていた學校給食は、十一日の閣議で二十七年農林省食管特別會計から、二十四億二千八百萬圓を支出することに決つた。これは給食用小麥代金の約半額を國庫負擔するもので、父兄負擔は月二百七十圓見當に押えられることとなる。こんどの給食實施方法は、年間パン用玄麥十五萬二千トンの購入費、四十八億五千萬圓のうち半額の、二十四億二千八百萬圓を農林省食管特別

會計から、またミルク購入回轉資金、九千八百萬圓を同省一般會計から支出する、したがつて豫算面は農林省、實施面は文部省が擔當することになる。文部省ではこの豫算案にもとづいて、早急に具體案を作るが、現在のところでは、給食兒童數を五百五十萬人とし、週五回、月二十回、年二百五十回給食する。この場合父兄負擔の給食代金は、加工費、ミルク代、副食代をふくめて、一日十三圓五十錢、月二百七十圓見當となる。

これに對し、全國學校給食推進協議會は、二十五日午前十時半から、東京神田、共立講堂で「學校給食の完全實施と國庫豫算の増額」を要求する第四回全國大會を開き、現在政府が考へている、二十四億圓の豫算では、この四月から六百六十萬の兒童が給食をうけられず、繼續出來る五百五十萬の兒童も、父兄の負擔額が六割以上もはね上るため、事實上給食を中絶せざるを得ないと主張、現狀維持による、パン給食五百五十萬人分、ミルク給食八百萬人分、計九十六億圓の國庫負擔を要する。さらにこの線を將

來維持するため、「學校給食法」を決めるべきだと決議した。  
と報じられており、實施までにはなお曲折がある模様である。

### 選舉制度の改正

(第三卷第八號、第九號登載)

選舉制度の改正については昨年以來各方面から、これに對する意見を出されているが、「衆議院公職選舉法改正特別委員會は、昨年以來、小委員會を設けて、公職選舉法の改正案を研究していたが、このほど改正要綱をまとめたので來週から、本委員會で検討の上改正案として、今國會に提出することになった」と報じて、選舉運動期間の短縮、知事市町村長選舉の決選投票の廢止等廣範圍の改正についてあげているが、二月一日の衆議院豫算委員會において首相は「選舉法改正はまだ決定していない」と答辯しており、今國會に提出されるまでにはまだ相當の日時を要するものと思われる。

### 付加價值税の實施延期及び地方税制の改正

(第三卷第九號登載)

實施再延期を絶望視されていた付加價值税は「昭和二十八年一月實施を條件として一年間實施延期を認める」旨、本月二十五日總司令部から政府に對し内諾があつた。

付加價值税の實施再延期については、十八日の岡野國務相と、マーカント經濟科學局長との會談の結果、ほとんど絶望だとされ、地方自治廳、地方財政委員會でも付加價值税實施にともなう施行令を先週中に決定する手はずでいたのであるが、全國知事會方面からの強い要望もあり政府としては望を捨てず、岡野國務、池田大藏兩相が中心となつて折衝を續け、吉田首相からも書簡をもつて最後の折衝を行つたため、司令部側も、ついにこれを了解し實施延期を認めるに至つたもので、従つて事業税、特別所得税は本年十二月末まで存續することになる譯である。

かくも實施絶望とされていた付加價值税が、急轉して再延期を認められたことは、勿論、政府の強い折衝の結果であるが、政府がその必要な理由

として強調した。

- (1) 付加價值税の實施は、講和發効後の經濟界に混亂を招く。
- (2) 付加價值税を實施するためには、都道府縣の準備が不足している。
- (3) 付加價值税の内容については、納税者及び都道府縣事務當局ともに理解がうすい。

(4) 事業税を存續することの方が、税收増となるので、税收減となる付加價值税を實施することは適當でない。

等の諸點、特に(4)の理由には、すこしでも多くの税收確保を期待している總司令部としては、付加價值税實施を固執する根據に大きな影響があつたものようである。

地方財政委員會としては、昭和二十七年一月から付加價值税を實施した場合の税收減を次の如く計算していた。

| 區分       | 事業税及び特別所得税を徴収する場合 |              | 差引        |
|----------|-------------------|--------------|-----------|
|          | 事業税及び特別所得税を徴収する場合 | 付加價值税を徴収する場合 |           |
| 法人       |                   |              |           |
| 昭和二十七年度分 | 五四、三六八            | 四八、三六六       | (減) 六、〇〇二 |
| 同 二十六年   | 四二、二一五            | 三四、六六八       | (減) 七、五二七 |
| 同 二十五年   | 四、九二一             | 六、四四六        | (減) 一、五二五 |
| 同 二十五年   | 一、七二八             | 一、七二八        | —         |
| 滞納繰越分    | 五、五〇四             | 五、五〇四        | —         |
| 個人       |                   |              |           |
| 昭和二十七年分  | 三〇、一〇〇            | 二八、三九三       | (減) 一、七〇七 |
| 昭和二十七年分  | 二六、七五二            | 二五、〇四五       | (減) 一、七〇七 |
| 滞納繰越分    | 三、三四八             | 三、三四八        | —         |
| 合 計      | 八四、四六八            | 七六、七五九       | (減) 七、七〇九 |

(單位百万圓)

政府は、付加價值税の實施延期に伴い、更に必要な事業税の基礎控除、入場税、遊興飲食税、固定資産税の税率引下げについての折衝を續けているが、朝日新聞は、財界から見たい一部觀測を次のように報じている。

「財界では、付加價值税の延期を大體歡迎する聲が多く、一部には近く講



和も發効されるので結局は、實施に至らないのではないかと、と、見る面もある。なお、資本の回轉期間の長くなる製鐵、電力、私鐵等や経費の中で人件費の多くかかる土建、運送業などでは特に、付加價値税の實施を不利だとし、収益に應じて徴収する事業税の體系が、現在の經濟情勢には適しているとの聲が強い。」

なお、地方税法の一部改正について、昨年十二月十七日FSSの國內歳入課より發表せられたGHQの見解を参考までに掲げる。

その見解の基調となつてゐるものは地方に獨立の財源をできるだけ多く與えて、地方自治の運営を容易にし、地方の發展を期する立場から検討するといふことである。

## 第一 都道府縣稅

### (1) 付加價値税

一年延期することなく、昭和二十七年一月一日から實施し、事業税は廢止すべきである。

### (2) 入場税及び遊興飲食税

事務上の手續の變更は同意するが、税率を全國一率に現行税率の二分の一程度に引下げることには不賛成である。税率は都道府縣が、その財政を考慮して、自らの責任において決定すべきである。

### (3) 自動車税

自家用三倍、營業用車二倍の増加は、その増加額を道路補修用の財源に充てること及び道路を損傷する程度が甚だしい大型重量車の課税に特別の考慮を拂うことを條件として同意する。なお國鐵及び專賣公社の自動車に課税することも認める。

### (4) 鑛區税

鑛區税未納の場合鑛業權を取消すことは、收入確保の上から必要と思ふ同意する。

### (5) 漁業權税

これは徵税が困難な割に税額が少いから廢止に同意する。

### (6) 發電施設税

これを都道府縣税として新設することは、固定資産税の一部分を移し、バラバラにし、また公共施設の課税が一貫しないという點で反對である。

## 第二 市町村稅

### (1) 住民税

扶養親族の所得に對し、各別に課税することは、市町村の收入が増加すると共に、一般の負擔が輕減されるので同意する。しかし法人税割の税率を下げることは、税は取れるところから取るべきであると共に、事業税の廢止によつて余裕があるので、法人の負擔は困難でないので、賛成することはできない。

### (2) 固定資産税

税率を一五から一二に引下げすることは反對である。この税率の据置に伴う増額に應じ平衡交付金は減するものと思う。また税率を變更する場合に許可すること以外に、地方財政委員會に權限を與えるべきでない。地方財政委員會は勸告や助言はできるが、命令その他の統制的權限を持つべきでない。

固定資産の評価について、市町村間、または府縣に生ずることのあるべき凹凸を、平衡委員會の如きものを設けて是正することは同意する。國鐵及び專賣公社の固定資産については、直接營業の用に供するものを除いて、課税することに同意する。

發電施設税、電柱税、軌道税、船舶税の如く固定資産税を細分することは反對である。

都市計畫等のため土地の使用權なきものを不課税とすることは賛成する。

固定資産が讓渡された場合に、新舊所有者に連帶して納付する義務を負わせることは賛成である。

### (3) 鑛産税

- 事業區域が二以上の市町村に亘る場合に配分することは承認する。
- (4) 廣告税及び接客人税  
この廢止は同意する。

### 第三 その他

- (1) 次の五點については目下研究中である。
- (イ) 市町村の外國人の固定資産の課税範圍
- (ロ) 市町村の境界變更の場合の措置
- (ハ) 税金支拂の時期
- (ニ) 徴税の優位性
- (ホ) 法文中の字句の解釋
- (2) 國税の端數計算を地方税にも適用することは同意する。
- (3) 財政年度後徴收せられた税金の所屬年度を明確にすることが必要である。
- (4) 道路法の損傷負擔金との關係を合理化することが必要である。
- (5) 酒消費税と煙草消費税の新設は許可しない。これ等の税は付加税の性質を持つものであつて、シャープ勸告は國、都道府縣及び市町村がそれぞれの獨自の財源を持つことを基本方針としており、今これ等を認めることは時代逆行である。獨立した消費税として課税するとしても、二重課税となるから反對である。
- この見解發表後、十六項目からなる將來検討すべき問題が提示され更に質疑應答の結果、次の課點が明確にされた。
- (1) 固定資産税の税率について、市町村がその責任において過重を認め、税率を下げることは賛成するが、國の法律によつて一率に引下げを行うことは同意できない。
- (2) 財産税が、所得税に比して高率であり、米國の場合と逆であるから、固定資産税は引下げるのが適當であるという意見に對しては、國民所得に對する税率は米國の方が高い現状であるから、兩税の何れを低くするかは政策の問題である。

- (3) 固定資産税の増加に伴い平衡交付金の減額は、具體的な數字が出なければ不明であるか、事務遂行に支障を來すような減額は交付金の性質からありえないと思う。

- (4) 固定資産税の増額に伴い、地代家賃統制令の改正は考えらるべきである。

- (5) 税率を下げて起債の承認額が減ることのないよう希望したのに對しては、(1)及び(2)の税種について税率を下げて支障のないようにする旨が答えられた。(地方自治ニュースより)

### ○追記

付加價値税の實施延期に伴い政府としては、更に、これに關連する必要な折衝を總司令部に續けていたが(前述)脱稿後の二月五日、次の諸點について總司令部の了承を得たと報じている。

一、付加價値税の實施延期にともなつて存置される事業税に三萬八千圓の基礎控除を創設する。

二、住民税法人割の税率一五%を一・五%に引下げる。

三、接客人税、漁業權税、廣告税を廢止する。

なお政府は六、七の兩日總司令部に固定資産税、遊興飲食税、入場税の税率引下げを折衝、八日の閣議で改正要綱を決定する方針のようである。

### 義務教育費國庫負擔制度 (第三卷第十二號登載)

第十三國會に提出を豫想されていた本制度の設定については、二十六日の衆議院文部委員會で、寺中文部省社會教育局長からつぎのように答辯された。

平衡交付金制度から地方の義務教育費を切離すいわゆる義務教育費國庫負擔制度を考慮していたが、國庫から補助を受けなくても教育費をまかなえる府縣と、まかなえない府縣とがあり、これに一律に補助金を出すのは公平を欠くので、地方税制を改正、いわゆる還付税制度の設定でこの不均衡を是正する考案が出て、この制度の設定は、地方税制の改正と同時に進行

昭和二十六年産米麥供出成績表

27. 1. 10現在 (単位 支米石)

| 支 店 市 別 | 區 分 | 米         |             |       | 麥       |           |       |
|---------|-----|-----------|-------------|-------|---------|-----------|-------|
|         |     | 割 當       | 供 出         | %     | 割 當     | 供 出       | %     |
| 石 狩     | 石 狩 | 104,969   | 72,249.8    | 68.8  | 5,650   | 7,168.9   | 126.9 |
| 空 知     | 知 川 | 556,171   | 433,634.0   | 78.0  | 11,118  | 15,422.4  | 135.7 |
| 上 川     | 川 志 | 550,802   | 476,469.3   | 86.5  | 12,496  | 22,566.7  | 180.5 |
| 後 志     | 志 山 | 50,785    | 41,687.0    | 82.1  | 1,500   | 1,861.1   | 124.1 |
| 檜 山     | 山 島 | 16,847    | 14,228.4    | 84.5  | —       | 0.4       | —     |
| 渡 島     | 島 振 | 31,890    | 24,115.2    | 75.6  | 100     | 129.1     | 129.1 |
| 膽 振     | 振 高 | 46,515    | 34,770.8    | 74.8  | 4,000   | 7,801.7   | 195.0 |
| 日 勝     | 勝 高 | 21,517    | 17,860.8    | 83.0  | 30      | 34.5      | 115.0 |
| 十 勝     | 勝 高 | 17,021    | 14,616.0    | 85.9  | 21,800  | 16,866.0  | 77.4  |
| 釧 路     | 路 國 | —         | —           | —     | 70      | —         | —     |
| 根 室     | 室 走 | —         | —           | —     | —       | —         | —     |
| 網 走     | 走 谷 | 14,615    | 17,022.0    | 116.5 | 43,821  | 62,527.8  | 142.7 |
| 宗 谷     | 谷 萌 | —         | —           | —     | 163     | —         | —     |
| 留 萌     | 萌 計 | 25,657    | 20,100.9    | 78.3  | 100     | 174.1     | 174.0 |
| 支 店 計   | 計   | 1,436,789 | 1,166,754.2 | 81.2  | 100,848 | 134,552.7 | 133.4 |
| 札 幌     | 幌 川 | 12,090    | 9,017.2     | 74.6  | 350     | 502.9     | 143.7 |
| 旭 川     | 川 樽 | 8,762     | 7,239.2     | 82.6  | 4       | 4.8       | 120.0 |
| 小 樽     | 樽 館 | 353       | 282.0       | 79.9  | —       | —         | —     |
| 函 館     | 館 蘭 | 580       | 303.6       | 52.3  | —       | —         | —     |
| 室 蘭     | 蘭 路 | 35        | 22.8        | 65.1  | —       | —         | —     |
| 釧 路     | 路 廣 | —         | —           | —     | —       | —         | —     |
| 帶 廣     | 廣 見 | 1,498     | 1,845.0     | 90.0  | 200     | 115.0     | 57.5  |
| 北 見     | 見 張 | 6,942     | 7,644.8     | 110.1 | 2,297   | 4,922.2   | 214.3 |
| 夕 張     | 張 澤 | 144       | 144.0       | 100.0 | 57      | 75.0      | 131.6 |
| 岩 見     | 見 澤 | 63,898    | 41,710.1    | 65.3  | 268     | 375.2     | 140.0 |
| 網 走     | 走 走 | 57        | 145.6       | 255.4 | 7,882   | 12,985.0  | 164.7 |
| 留 萌     | 萌 牧 | 1,481     | 1,252.7     | 84.6  | —       | 2.4       | —     |
| 苫 小     | 小 牧 | 19        | 11.2        | 58.9  | —       | —         | —     |
| 稚 内     | 内 唄 | —         | —           | —     | 37      | 41.1      | 111.1 |
| 美 唄     | 唄 計 | 52,952    | 35,621.0    | 67.7  | 57      | 113.0     | 198.2 |
| 市 計     | 計   | 148,511   | 105,239.2   | 70.9  | 11,152  | 19,136.6  | 171.6 |
| 合 計     | 計   | 1,585,300 | 1,271,993.4 | 80.2  | 112,000 | 153,689.3 | 136.2 |

前年同期供出実績 割當米 1,516,856石  
供出米 1,625,755石 107.1%

昭和二十六年産米供出量の補正 (第三卷第十二號登載)

昭和二十六年産米供出割當についての、重要な一条件となつていた、減

うべきだとの意見が出て來た。しかし地方税制の改正は不可能となつたので、政府からの義務教育費國庫負擔法案の提出は延期となつた。文部省としては、地方税制と切離し、なんらかの方法で、同制度の設定を實現した。

額補正の問題は、一月二十六日本道分十六萬石の減額補正を認められた。従つて當初割當量百五十八萬五千三百石は、百四十二萬五千三百石に補正される。なお一月十日現在の供出成績は、つぎのとおり百二十七萬一千九百九十三石となつており、未供出は今回の補正量に對して、十五萬三千三百余石となるわけである。

# ○追記

減額補正十六萬石の支廳別割當を確定する道農業委員会は、六・七日の兩日に亘り審議の結果、道原案を承認、つぎのとおり支廳長會議で指示された。

|   |   |                    |
|---|---|--------------------|
| 石 | 狩 | 一六、五〇〇石 (一〇〇、五五九石) |
| 空 | 知 | 七二、〇〇〇 (六〇〇、八六五)   |
| 上 | 川 | 五〇、〇〇〇 (五〇九、五六四)   |
| 後 | 志 | 五、〇〇〇 (四六、一三八)     |
| 檜 | 山 | 一、〇〇〇 (一五、八四七)     |
| 渡 | 島 | 四、〇〇〇 (二八、四七〇)     |
| 膽 | 振 | 五、九〇〇 (四〇、六六九)     |
| 日 | 高 | 一、二〇〇 (二〇、三一七)     |
| 十 | 勝 | 一、〇〇〇 (一七、五一九)     |
| 留 | 萌 | 三、四〇〇 (二三、七三八)     |
| 網 | 走 | 補正なし               |

(カツコ内は補正後の供出割當量)

## ◎昭知二十六年産米推定實收高について

農林省札幌、函館、帯廣、北見の四統計事務所では、昭和二十六年産米の推定實收高を去る一月二十六日發表した。これによると本道における昭和二十六年産米推定實收高は

| 水 稻       | 陸 稻    | 計          |
|-----------|--------|------------|
| 一四五、四九〇町歩 | 二三五町歩  | 一四五、七二五町歩  |
| 推定反收      | 〇、八三八石 | 一、七四八石     |
| 推定實收高     | 一、九七〇石 | 二、五四七、五七〇石 |

となつており、この推定實收高は、昨年末農林省で發表した豫想收穫高に較べ三萬四千石(一・三%)、前年産に比較すると五十八萬九千三百石(一・八・八%)の減收となつてゐる。

一方、農林省の全國推定實收高は

| 作 付 面 積 | 町 歩       | 收 穫 面 積   | 町 歩   | 推 定 反 收    | 推 定 實 收 高 |
|---------|-----------|-----------|-------|------------|-----------|
| 水 稻     | 二、九〇一、一〇一 | 二、八九一、三三〇 | 二、〇四九 | 五九、二五二、〇〇〇 | 陸 稻       |
| 陸 稻     | 一四〇、三九〇   | 一三七、六六〇   | 〇、七四五 | 一、〇二五、五〇〇  | 計         |
| 計       | 三、〇四一、五〇〇 | 三、〇二八、九九〇 | 一、九九〇 | 六〇、二七七、五〇〇 |           |

となつており、豫想收穫高との比較は三十八萬八千九百石(〇・六%)の減である。なお、全般的に豫想より増收となつた地方は、東北、北陸及び關東で、逆に減收となつた地方は、東山、東海、近畿、中國、四國、九州及び北海道となつてゐる。

次に、府縣別産米水陸稻合計推定實收高及び本道における支廳別水稻の推定實收高はつぎのとおりである。なお、農林省の豫想收穫高及び前年産推定實收高は四等米以上であつたが、二十六年産米の推定實收高は米の品位が低下したため、五等米も若干含まれてゐることを付言する。

昭和二十六年產米水陸稻合計推定實收高

(昭和二十六年十二月二十八日農林省公表)

| 府 縣 名   | 作 付 面 積   | 立毛皆無面積 | 收 穫 面 積   | 推 定 實 收 高  | 推 定 反 收 |
|---------|-----------|--------|-----------|------------|---------|
| 北 海 道   | 146,148町  | 423町   | 145,725町  | 2,547,570石 | 1,748石  |
| 青 森 縣   | 70,512    | 125    | 70,387    | 1,600,990  | 2,287   |
| 岩 手 縣   | 63,690    | 50     | 63,640    | 1,322,200  | 2,078   |
| 宮 城 縣   | 104,250   | 90     | 104,160   | 2,451,700  | 2,354   |
| 秋 田 縣   | 104,110   | 660    | 103,450   | 2,253,500  | 2,177   |
| 山 形 縣   | 98,020    | 200    | 97,820    | 2,225,980  | 2,276   |
| 福 島 縣   | 98,800    | 40     | 98,760    | 2,152,500  | 2,180   |
| 茨 城 縣   | 114,300   | 200    | 114,100   | 2,252,100  | 1,974   |
| 栃 木 縣   | 87,200    | 70     | 87,130    | 1,691,400  | 1,941   |
| 群 馬 縣   | 51,380    | 120    | 51,260    | 981,200    | 1,914   |
| 埼 玉 縣   | 82,300    | 250    | 82,050    | 1,626,100  | 1,982   |
| 千 葉 縣   | 111,100   | 60     | 111,040   | 2,250,300  | 2,027   |
| 東 京 府   | 13,210    | 30     | 13,180    | 217,500    | 1,650   |
| 神 奈 川 縣 | 26,500    | 20     | 26,480    | 491,400    | 1,856   |
| 新 潟 縣   | 177,670   | 380    | 177,290   | 4,135,520  | 2,333   |
| 富 山 縣   | 73,323    | 173    | 73,150    | 1,573,070  | 2,150   |
| 石 川 縣   | 50,927    | 70     | 50,857    | 1,164,060  | 2,289   |
| 福 井 縣   | 46,498    | 10     | 46,488    | 994,250    | 2,139   |
| 山 梨 縣   | 18,410    | 20     | 18,390    | 419,900    | 2,283   |
| 長 野 縣   | 70,820    | 330    | 70,490    | 1,732,800  | 2,458   |
| 岐 阜 縣   | 63,390    | 180    | 63,210    | 1,199,200  | 1,897   |
| 靜 岡 縣   | 59,990    | 40     | 59,950    | 1,084,900  | 1,810   |
| 愛 知 縣   | 89,340    | 190    | 89,150    | 1,731,200  | 1,942   |
| 三 重 縣   | 69,470    | 410    | 69,060    | 1,340,100  | 1,940   |
| 滋 賀 縣   | 60,900    | 40     | 60,860    | 1,396,590  | 2,295   |
| 京 都 府   | 37,180    | 330    | 36,850    | 748,980    | 2,033   |
| 大 阪 府   | 31,860    | 200    | 31,660    | 697,270    | 2,202   |
| 兵 庫 縣   | 88,890    | 406    | 88,484    | 1,667,570  | 1,885   |
| 奈 良 縣   | 28,200    | 30     | 28,170    | 618,730    | 2,196   |
| 和 歌 山 縣 | 27,440    | 90     | 27,350    | 505,940    | 1,850   |
| 鳥 取 縣   | 32,110    | 130    | 31,980    | 662,200    | 2,071   |
| 島 根 縣   | 49,633    | 311    | 49,322    | 936,650    | 1,899   |
| 岡 山 縣   | 80,860    | 540    | 80,320    | 1,539,270  | 1,916   |
| 廣 島 縣   | 69,530    | 690    | 68,840    | 1,232,040  | 1,790   |
| 山 口 縣   | 65,506    | 2,034  | 63,472    | 1,104,980  | 1,812   |
| 德 島 縣   | 28,660    | 190    | 28,470    | 536,000    | 1,883   |
| 香 川 縣   | 35,400    | 31     | 35,369    | 660,950    | 1,869   |
| 愛 媛 縣   | 40,480    | 340    | 40,140    | 688,070    | 1,714   |
| 高 知 縣   | 35,510    | 140    | 35,370    | 484,890    | 1,371   |
| 福 岡 縣   | 94,030    | 230    | 93,800    | 1,843,800  | 1,966   |
| 佐 賀 縣   | 53,100    | 140    | 52,960    | 1,057,170  | 1,996   |
| 長 崎 縣   | 31,570    | 190    | 31,380    | 501,600    | 1,598   |
| 熊 本 縣   | 80,630    | 410    | 80,220    | 1,446,400  | 1,803   |
| 大 分 縣   | 53,610    | 560    | 53,050    | 950,900    | 1,792   |
| 宮 崎 縣   | 53,570    | 770    | 52,800    | 723,400    | 1,370   |
| 鹿 兒 島 縣 | 71,470    | 560    | 70,910    | 835,700    | 1,179   |
| 全 國     | 3,041,500 | 12,510 | 3,028,990 | 60,277,500 | 1,990   |

北海道における支廳別  
水稻推定實收高

(昭和27年1月26日發表)

|    | 收穫面積<br>(町歩)      | 推定反收<br>(石)  | 推定實收<br>高(石)     |
|----|-------------------|--------------|------------------|
| 石狩 | 12,194.7          | 1.767        | 215,501          |
| 空知 | 50,962.8          | 1.675        | 853,771          |
| 上川 | 43,400.1          | 1.844        | 800,347          |
| 留萌 | 3,862.6           | 1.625        | 62,781           |
| 後志 | 6,697.0           | 1.700        | 117,222          |
| 檜山 | 3,605.0           | 1.723        | 62,097           |
| 渡島 | 4,929.0           | 1.793        | 88,394           |
| 膽振 | 5,509.0           | 1.713        | 94,387           |
| 日高 | 3,786.0           | 1.794        | 67,930           |
| 十勝 | 3,628.0           | 1.670        | 60,600           |
| 釧路 | 26.0              | 1.424        | 370              |
| 根室 | 0.4               | 0.300        | 1                |
| 網走 | 6,888.0           | 1.774        | 122,185          |
| 宗谷 | 1.6               | 0.875        | 14               |
| 計  | 145,490.0<br>(町歩) | 1.750<br>(石) | 2,543,600<br>(石) |

◎昭和二十七年農林漁業資金計畫きまる

農林省は九日の省議で昭和二十七年農林漁業資金融通特別會計の資金計畫を内定した。對象別資金計畫は次の通りであるが、魚田開發が三百萬圓減少しているほかはいづれも二十六年資金計畫を上まわっており、また主務大臣が指定する特別な共同利用施設については新に九千萬圓が計上されている。又二十七年の資金計畫で目新しい點は金利で、同資金融通法によると年利は最高七分五厘から最低四分五厘とされていたものを今回はとくに伐採調整及び農業倉庫(新設)にたいする金利は四分となつてゐる。したがつて月末から再開される通常國會には農林漁業資金融通法の改正法案が提出される豫定である。なお四分の低金利策をとつたため二十七年の平均金利は五分六厘六毛となり、二十六年の五分七厘を下まわつてゐる。

昭和二十七年農林漁業資金計畫(單位百萬圓)

|       | 二十七年   | 二十六年  |
|-------|--------|-------|
| ○土地改良 | 一〇,〇〇〇 | 六,八三四 |
| 補助一般  | 三,五六〇  | 二,二〇六 |

○林

|       |       |
|-------|-------|
| 〃災害復舊 | 七五〇   |
| 〃補助一般 | 四,五五〇 |
| 〃災害復舊 | 一,一四〇 |
| 造林業   | 四,六〇〇 |
| 造林補助  | 二〇〇   |
| 造林補助  | 七〇〇   |
| 造林補助  | 四〇〇   |
| 造林補助  | 二,一〇〇 |
| 造林補助  | 二,二〇〇 |

|       |
|-------|
| 二,八二四 |
| 二,〇五六 |
| 一,九四四 |
| 一九二   |
| 五一四   |
| 三九七   |
| 三四一   |
| 五〇〇   |
| 三二八   |
| 二〇四   |
| 三一    |
| 九三    |

○水

|      |     |
|------|-----|
| 漁業   | 六〇〇 |
| 漁港一般 | 四七〇 |
| 災害復舊 | 四〇  |
| 魚田開發 | 九〇  |

|       |
|-------|
| 六〇四   |
| 二,二九〇 |
| 四九〇   |
| 二,〇〇〇 |
| 二〇〇   |
| 二〇    |
| 四〇    |
| 八〇    |
| 三〇〇   |
| 五〇    |
| 五〇    |
| 一三〇   |
| 一〇〇   |
| 六〇    |
| 九〇    |

○鹽

魚田開發

○農林漁業共同利用施設

小水力發電

|       |
|-------|
| 三,八〇〇 |
| 六〇〇   |
| 一,一〇〇 |
| 一,二〇〇 |
| 四〇    |
| 八〇    |
| 三〇〇   |
| 五〇    |
| 五〇    |
| 一三〇   |
| 一〇〇   |
| 六〇    |
| 九〇    |

|       |
|-------|
| 二,二九〇 |
| 四九〇   |
| 二,〇〇〇 |
| 二〇〇   |
| 二〇    |
| 四〇    |
| 二四〇   |
| 一〇    |
| 五〇    |
| 一三〇   |
| 五〇    |
| 六〇    |
| 九〇    |

製氷冷凍施設

|       |
|-------|
| 一,一〇〇 |
| 一,二〇〇 |
| 四〇    |
| 八〇    |
| 三〇〇   |
| 五〇    |
| 五〇    |
| 一三〇   |
| 一〇〇   |
| 六〇    |
| 九〇    |

|       |
|-------|
| 二,二九〇 |
| 四九〇   |
| 二,〇〇〇 |
| 二〇〇   |
| 二〇    |
| 四〇    |
| 二四〇   |
| 一〇    |
| 五〇    |
| 一三〇   |
| 五〇    |
| 六〇    |
| 九〇    |

農業倉庫

|       |
|-------|
| 一,一〇〇 |
| 一,二〇〇 |
| 四〇    |
| 八〇    |
| 三〇〇   |
| 五〇    |
| 五〇    |
| 一三〇   |
| 一〇〇   |
| 六〇    |
| 九〇    |

|       |
|-------|
| 二,二九〇 |
| 四九〇   |
| 二,〇〇〇 |
| 二〇〇   |
| 二〇    |
| 四〇    |
| 二四〇   |
| 一〇    |
| 五〇    |
| 一三〇   |
| 五〇    |
| 六〇    |
| 九〇    |

木炭倉庫

|       |
|-------|
| 一,一〇〇 |
| 一,二〇〇 |
| 四〇    |
| 八〇    |
| 三〇〇   |
| 五〇    |
| 五〇    |
| 一三〇   |
| 一〇〇   |
| 六〇    |
| 九〇    |

|       |
|-------|
| 二,二九〇 |
| 四九〇   |
| 二,〇〇〇 |
| 二〇〇   |
| 二〇    |
| 四〇    |
| 二四〇   |
| 一〇    |
| 五〇    |
| 一三〇   |
| 五〇    |
| 六〇    |
| 九〇    |

酪農共同利用

|       |
|-------|
| 一,一〇〇 |
| 一,二〇〇 |
| 四〇    |
| 八〇    |
| 三〇〇   |
| 五〇    |
| 五〇    |
| 一三〇   |
| 一〇〇   |
| 六〇    |
| 九〇    |

|       |
|-------|
| 二,二九〇 |
| 四九〇   |
| 二,〇〇〇 |
| 二〇〇   |
| 二〇    |
| 四〇    |
| 二四〇   |
| 一〇    |
| 五〇    |
| 一三〇   |
| 五〇    |
| 六〇    |
| 九〇    |

人工授精

|       |
|-------|
| 一,一〇〇 |
| 一,二〇〇 |
| 四〇    |
| 八〇    |
| 三〇〇   |
| 五〇    |
| 五〇    |
| 一三〇   |
| 一〇〇   |
| 六〇    |
| 九〇    |

|       |
|-------|
| 二,二九〇 |
| 四九〇   |
| 二,〇〇〇 |
| 二〇〇   |
| 二〇    |
| 四〇    |
| 二四〇   |
| 一〇    |
| 五〇    |
| 一三〇   |
| 五〇    |
| 六〇    |
| 九〇    |

稚蠶共同飼育

|       |
|-------|
| 一,一〇〇 |
| 一,二〇〇 |
| 四〇    |
| 八〇    |
| 三〇〇   |
| 五〇    |
| 五〇    |
| 一三〇   |
| 一〇〇   |
| 六〇    |
| 九〇    |

|       |
|-------|
| 二,二九〇 |
| 四九〇   |
| 二,〇〇〇 |
| 二〇〇   |
| 二〇    |
| 四〇    |
| 二四〇   |
| 一〇    |
| 五〇    |
| 一三〇   |
| 五〇    |
| 六〇    |
| 九〇    |

サケ、マス共同孵化

|       |
|-------|
| 一,一〇〇 |
| 一,二〇〇 |
| 四〇    |
| 八〇    |
| 三〇〇   |
| 五〇    |
| 五〇    |
| 一三〇   |
| 一〇〇   |
| 六〇    |
| 九〇    |

|       |
|-------|
| 二,二九〇 |
| 四九〇   |
| 二,〇〇〇 |
| 二〇〇   |
| 二〇    |
| 四〇    |
| 二四〇   |
| 一〇    |
| 五〇    |
| 一三〇   |
| 五〇    |
| 六〇    |
| 九〇    |

○その他

|       |
|-------|
| 一,一〇〇 |
| 一,二〇〇 |
| 四〇    |
| 八〇    |
| 三〇〇   |
| 五〇    |
| 五〇    |
| 一三〇   |
| 一〇〇   |
| 六〇    |
| 九〇    |

|       |
|-------|
| 二,二九〇 |
| 四九〇   |
| 二,〇〇〇 |
| 二〇〇   |
| 二〇    |
| 四〇    |
| 二四〇   |
| 一〇    |
| 五〇    |
| 一三〇   |
| 五〇    |
| 六〇    |
| 九〇    |

# ◎ 地方財政と競馬競輪の収益について

(全國都道府縣議會議長會事務局資料による)

競馬競輪事業の公營か、民營かについては從來關係者間において相當議論が行われている。本會では主として現在の地方財政收入の見地より、これを直ちに民營に移すことについては反對である旨を決議し、昨年既に關係方面に意思を表明したことは御承知のとおりである。この資料は競馬については全國公營競馬協議會、競輪については全國競輪施行者協議會において、それぞれの事業に關する實績乃至地方財政との關係についての諸表を今回當局で入手したので、これら數字の中から地方財政と競馬競輪の収益關係を考察するに便するものと思われものを採す、又は適宜組合せ御參考に供するものである。

なお、これらの調査によれば、右兩協議會においては、本年度都道府縣及び市町村が競馬競輪兩事業より受くる収益を六十一億余圓として推定している。いずれにせよこの事業は窮乏せる地方財政の收入源としては見逃すことのできない財源であるとともに、またその使途は公共福祉に貢獻するところ大きなものがあるといえる。

## 一、自昭和二十三年度公營競馬馬券賣上高及益金調

(單位百萬圓)

| 年 度     | 馬券賣上高  | 益 金   | 備 考                       |
|---------|--------|-------|---------------------------|
| 昭和二十三年度 | 三、〇一八  | 三四五   | 實績額                       |
| 同 二十四年度 | 五、三八七  | 五二三   | 同                         |
| 同 二十五年度 | 一、〇一〇四 | 一、〇九〇 | 同                         |
| 同 二十六年度 | 二二、〇二五 | 二、四五三 | 見込額 (自二六・六三カ月の實績益五、〇六百萬圓) |
| 合 計     | 四〇、五三四 | 四、四一一 |                           |

## 二、昭和二十六年自一月までの施行者別競馬益金實績調

(單位千圓)

| 施行者 | 昭和二十六年損(△)益金 | 施行者 | 昭和二十六年損(△)益金 | 施行者      | 昭和二十六年損(△)益金 |
|-----|--------------|-----|--------------|----------|--------------|
| 北海道 | 一、四〇五        | 石川  | 二〇六          | 愛媛       | 二、〇〇五        |
| 青森  | 六四八          | 福井  | 一、〇一七        | 高知       | 一、四四七        |
| 岩手  | 四九二          | 靜岡  | 一、一〇九        | 福岡       | 四二、〇七九       |
| 秋田  | 三一六          | 愛知  | 一〇、〇六四       | 佐賀       | 七、六八二        |
| 宮城  | 五二           | 三重  | 二、四八一        | 長崎       | 一一           |
| 山形  | 二〇四          | 岐阜  | 一六、三六三       | 熊本       | 七三           |
| 福島  | 二六           | 滋賀  | 三三二          | 大分       | 八一七          |
| 新潟  | 五、二九六        | 京都  | 三、九八八        | 宮崎       | 六二八          |
| 茨城  | 八七二          | 大阪  | 一〇、六三五       | 鹿児島      | 二四           |
| 栃木  | 六、七八五        | 和歌山 | 二、三一四        | 都道府縣の計   | 三三四、三二一      |
| 群馬  | 五、七五六        | 兵庫  | 四八、八四五       | 市町村(内譯略) | 八〇一、二六一      |
| 埼玉  | 九、八六七        | 岡山  | 四、三三八        | 合計       | 一、一三五、五八二    |
| 千葉  | 三二、一二八       | 廣島  | 三、一九三        |          |              |
| 東京  | 五八、〇八七       | 山口  | 七、七七一        |          |              |
| 神奈川 | 五六、八三四       | 徳島  | 一、四二四        |          |              |
| 長野  | 九九七          | 香川  | 三、二五四        |          |              |

備考

- 1、この表は昨年六カ月間の収益實績であるが、全國公營競馬協議會では昭和二十六年推定収益を約二十四億五千萬圓と見込んでいる。この額はこの實績の約倍額である。
- 2、この表は開催毎の收支決算を集計したものであり、年間の經常收支が含まれていないから施行團體の純收入には多少の増減が豫想される。
- 3、この表の施行者數の内譯は都道府縣四一、市四七、東京都特別區一、村一市町村組合八、計九八である。

### 三、自昭和二十三年年度車券賣上高及び競輪益金調

(單位百萬圓)

| 年 度      | 車券賣上高   | 益 金   | 備 考              |
|----------|---------|-------|------------------|
| 昭和二十三年年度 | 二四二     | 一四    | 實績額(昭和二十三年十一月發足) |
| 同 二十四年度  | 一三、五〇八  | 一、二二七 |                  |
| 同 二十五年度  | 三三、一〇九  | 二、五〇八 |                  |
| 同 二十六年度  | 五三、六一七  | 三、六七四 |                  |
| 合 計      | 一〇〇、四七六 | 七、四二三 |                  |

### 四、昭和二十六年年度當初豫算に計上された施行者別競輪益金調 (單位千圓)

| 施行者 | 昭和二十六年年度<br>益金 | 施行者 | 昭和二十六年年度<br>益金 | 施行者  | 昭和二十六年年度<br>益金 |
|-----|----------------|-----|----------------|------|----------------|
| 北海道 | 三、〇〇〇          | 愛知  | 一一、三三三         | 山口   | 一、〇〇〇          |
| 福島  | 二、七四五          | 奈良  | 二九、〇〇〇         | 福岡   | 二二、五〇〇         |
| 埼玉  | 五、〇〇〇          | 和歌山 | 二四、〇〇〇         | 都道府  | 五五九、一八八        |
| 千葉  | 三〇、二三八         | 京都  | 一四、〇〇〇         | 縣の計  | 一、四七五、七八四      |
| 東京  | 一八三、六八八        | 大阪  | 八二、〇〇〇         | 市町の計 | 一、四七五、七八四      |
| 神奈川 | 一九、三八三         | 兵庫  | 七四、三〇一         | 合 計  | 二、〇三四、九七二      |

備考 1、この表の収益金總計約二十億圓は表題にもあるとおり昭和二十六年年度當初豫算上に見積り計上せられたものであるが、全國競輪施行者協議會では、本年度収益豫想額を約三十七億圓と見込んでおり、これについて次のとおり意見を付している。即ち「二カ月間の自中止期間のあつた昭和二十五年年度の實績でも約二十五億圓であり、昭和二十六年年度の想定額約三十七億圓は内輪に見積つた額であるから實績はなおこれを上廻るものと考えられる。」

2、この表の施行者數の内譯は都道府縣一四、市六一、町一、計七六である。

### ◎國立病院の地方移管をめぐる動き

國立病院の地方移管問題については、かねてより中央において研究の動きがあつたが、去る一月二十九日の閣議で次のような要綱を正式に決定した。

#### 國立病院の地方移管に關する閣議決定 (昭和二七、一、二九)

#### 一、方針

我が國における醫療體系整備の一環として、その目的實現に副うよう國立病院の整理を實施するものとする。

#### 二、要領

##### ① 整理基準

- (イ) 國立病院中、一部は繼續して、都道府縣の區域を超越した指導的且つ特殊的任務を果すようにする。
  - (ロ) 國立病院中、一部は立地條件その他の理由により結核對策の一翼として國立結核療養所に轉換する。
  - (ハ) 殘余の施設はその機能に鑑み、これを維持發展させることを本旨とし、適當な經營主體と協議の上希望するものに移管する。
- 前項の移管先は、都道府縣を原則とし、狀況により都市その他公的機關への移管も考慮する。

##### ② 整理實現のための措置

- (イ) 國立療養所轉換にする病院については、轉換の時期を昭和二十八年四月一日とし、それまでに轉換を圓滑ならしめるよう立法上、行政上の措置を講ずる。
- (ロ) 移管する病院については、昭和二十七年途中で手續を完了することを目途とし、當該病院の建物、その他の現狀に鑑み、移管を圓滑



にするため、左の財政並びに立法措置を講ずる。

(一) 譲渡価格は時價により評價し、國有財産については、七割引、備品については、五割引とする。

(二) 整備に要する費用は六億四千餘萬圓を國庫から補助するため、(一)の譲渡價格の支拂については、年賦拂にすることができるとする。

(三) 移管先における國の債權は、三分の一以内を割り引き移管先に有償譲渡する。

(四) 移管する病院の職員については、その身分につき適當な考慮を拂うこととする。

(五) 移管の決定した病院については、必要があれば手續完了を待たず經營移管を行うことができるものとする。

本問題について地方側としては、地方財政の現状から、無條件の移管は絶對反對であり全國知事會においては、一月十七日の世話人知事會の席上、厚生次官の説明に對しこの點はつきり反對の意思を表明し、全國議會議長會においても反對の意を表すると共に關係方面への陳情を行つてゐる。勿論この問題の解決は、今後具體的移管の個所について折衝が行われるものと考へるが、右に掲げた閣議決定の各項も相當地方事情を取り入れた内容をもつており、それぞれの見地から慎重な検討が必要と考へられるので世話人知事會議における厚生次官の説明要旨及び都道府縣別國立病院並びに國立療養所の配置一覽表を次に掲げ参考に供したい。

世話人知事會議における厚生次官の説明要旨

(昭和二七、一、一七)

宮崎厚生省次官より國立病院の地方移管について、大要次のような説明があつた。

○國立病院九ヶ所中、結核、癩、整形外科等の特殊病院及び地方ブロックを中心となつてゐる病院等三九ヶ所を除いて、六〇ヶ所を都道府縣又

は希望團體に移管する豫定であり、移管病院については九ヶ月豫算が組んである。

○移管の條件については、土地、建物は時價の七割引、備品は五割引、消耗品は時價である。

○譲渡團體に對しては、總額六億四、〇〇〇萬圓を補助する。

○地方の負擔については地方債によることとし、三年据置きの一五ヶ年々賦である。

○債權、債務はなるべく譲渡前に整理するが、整理の終らない債權、債務については、三分の一に割引いて譲渡する。

右に對して知事側より、さきの全國知事會議の決議に基き、國立病院の府縣移管は、府縣の希望した病院のみに限ることとし政府より地方に押しつけることがないようにされたいとの發言があつた。

(参考)

都道府縣別國立病院・國立療養所配置一覽

(昭和二七、一、三〇現在)

| 都道府縣 | 國立病院數 | 國立療養所數<br>(結核、癩、精神、背癱) | 合 計 |
|------|-------|------------------------|-----|
| 北海道  | 五     | 二                      | 一七  |
| 青森   | 一     | 六                      | 七   |
| 岩手   | 一     | 三                      | 四   |
| 秋田   | 一     | 二                      | 三   |
| 宮城   | 二     | 四                      | 六   |
| 山形   | 一     | 四                      | 五   |
| 福島   | 三     | 二                      | 五   |
| 東京   | 七     | 六                      | 一三  |
| 神奈川  | 三     | 五                      | 八   |
| 千葉   | 二     | 八                      | 一〇  |

|                                                         |                            |
|---------------------------------------------------------|----------------------------|
| 高 德 香 山 島 島 岡 廣 滋 和 奈 兵 大 京 福 石 富 岐 靜 三 愛 新 長 山 群 埼 栃 茨 | 都 道 府 縣                    |
| 知 島 川 口 根 取 山 島 賀 山 良 庫 阪 都 井 川 山 阜 岡 重 知 潟 野 梨 馬 玉 木 城 | 國 立 病 院 數                  |
| 一 一 一 三 二 一 一 三 一 三 一 三 二 三 一 二 一 二 六 二 二 三 二 一 三 二 二 二 | （結核、癩、精神背隨）<br>國 立 療 養 所 數 |
| 一 二 三 五 二 四 四 四 二 一 二 五 五 二 三 四 二 五 六 三 六 七 六 一 三 二 三 一 | 合 計                        |
| 二 三 四 八 四 五 五 七 三 四 三 八 七 五 四 六 三 七 二 五 八 〇 八 二 六 四 五 三 |                            |

|       |                                         |
|-------|-----------------------------------------|
| 合 計   | 鹿 熊 宮 長 佐 大 福 愛<br>兒<br>島 本 崎 崎 賀 分 岡 媛 |
| 九 九   | 一 一 一 三 二 二 五 一                         |
| 一 八 一 | 七 五 三 三 三 四 八 二                         |
| 二 八 〇 | 八 六 四 六 五 六 三 三                         |

歳出予算累計明細表

(昭和27年2月現在)

| 産業経済費         | 財産費         | 統計調査費      | 選挙費        | 公債費         | 諸支出金        | 豫備費       | 合計             | 総額に対する割合、% |
|---------------|-------------|------------|------------|-------------|-------------|-----------|----------------|------------|
| —             | —           | —          | 1,524,000  | —           | 192,000     | —         | 38,819,800     | 0.19       |
| 751,800       | —           | —          | 1,468,800  | —           | 2,587,200   | —         | 3,766,070,700  | 17.97      |
| —             | —           | —          | 1,159,800  | —           | 1,282,200   | —         | 1,177,611,700  | 5.62       |
| 377,654,800   | 3,874,500   | 7,222,400  | 7,891,700  | —           | 143,664,700 | —         | 1,185,666,000  | 5.66       |
| 566,300       | —           | —          | 3,320,000  | —           | 1,667,800   | —         | 2,381,240,800  | 11.36      |
| 64,390,000    | —           | 5,308,400  | 199,500    | —           | 19,102,800  | —         | 496,734,600    | 2.37       |
| 165,659,000   | —           | 503,200    | 340,000    | —           | 36,431,500  | —         | 224,670,300    | 1.07       |
| 150,089,200   | 4,643,700   | —          | 136,900    | —           | 922,700     | —         | 702,007,300    | 3.35       |
| —             | —           | —          | 300,000    | —           | 572,200     | —         | 25,522,200     | 0.12       |
| 251,435,400   | 4,458,100   | 626,600    | 2,734,800  | —           | 13,265,000  | —         | 507,784,000    | 2.42       |
| 28,878,300    | 550,000     | 10,000     | 390,500    | —           | 3,924,700   | —         | 184,464,800    | 0.88       |
| 29,220,200    | 487,000     | 818,400    | 2,734,800  | —           | 20,774,000  | —         | 138,869,100    | 0.66       |
| 45,996,100    | 310,000     | 5,541,900  | 4,949,700  | —           | 34,678,900  | —         | 183,848,300    | 0.88       |
| 6,941,200     | 403,000     | —          | 14,200     | —           | 461,000     | —         | 33,617,400     | 0.16       |
| 39,016,400    | 251,900     | 758,600    | 4,482,500  | —           | 13,170,500  | —         | 301,103,100    | 1.44       |
| 369,400       | —           | —          | —          | —           | —           | —         | 888,900        | —          |
| 1,961,300     | —           | 17,000     | 653,000    | —           | 1,505,100   | —         | 7,228,800      | 0.04       |
| 2,716,500     | 100,000     | —          | —          | 107,500     | 2,145,800   | —         | 19,455,500     | 0.09       |
| 14,097,000    | 1,293,900   | 128,300    | 135,200    | —           | 2,514,700   | —         | 45,568,300     | 0.22       |
| 8,588,800     | 255,000     | 722,100    | 70,500     | —           | 3,914,600   | —         | 25,680,400     | 0.12       |
| 120,019,000   | 100,000     | —          | 300,000    | —           | 19,073,100  | —         | 315,415,800    | 1.50       |
| 14,371,500    | 1,050,000   | —          | 100,000    | —           | 3,192,500   | —         | 103,933,600    | 0.50       |
| 643,849,500   | 209,654,600 | —          | —          | —           | 23,493,200  | —         | 2,309,906,000  | 11.02      |
| 66,418,100    | 2,121,900   | 55,000     | 271,000    | —           | 15,113,500  | —         | 352,343,600    | 1.68       |
| 112,780,100   | —           | —          | —          | —           | 16,000      | —         | 467,250,800    | 2.23       |
| 40,000        | —           | —          | —          | —           | —           | —         | 40,000         | —          |
| 332,509,300   | 31,888,700  | —          | —          | —           | 1,500,000   | —         | 947,462,647    | 4.52       |
| 10,000        | 350,000     | —          | —          | 42,482,000  | 14,806,200  | —         | 57,648,200     | 0.28       |
| 20,635,800    | —           | —          | —          | 109,300,400 | —           | —         | 129,936,200    | 0.62       |
| 13,810,400    | —           | —          | —          | —           | —           | —         | 29,544,453     | 0.14       |
| 1,986,997,300 | —           | 19,219,300 | 47,589,000 | —           | 115,192,500 | —         | 3,383,176,400  | 16.14      |
| 1,582,300     | —           | —          | —          | —           | 26,812,000  | —         | 39,759,900     | 0.19       |
| —             | —           | —          | —          | —           | 337,382,800 | —         | 337,382,800    | 1.61       |
| 483,000,000   | —           | —          | —          | —           | 2,000,000   | —         | 614,500,000    | 2.93       |
| —             | —           | —          | —          | —           | 3,000,000   | —         | 3,000,000      | 0.01       |
| —             | 4,500       | —          | —          | —           | 4,000,000   | —         | 404,500        | —          |
| —             | —           | —          | —          | —           | 21,484,000  | —         | 24,959,000     | 0.12       |
| —             | —           | —          | —          | —           | —           | —         | 389,953,600    | 1.86       |
| 2,765,500     | —           | —          | —          | —           | —           | —         | 2,945,500      | 0.01       |
| —             | —           | —          | —          | —           | —           | 3,000,000 | 3,000,000      | 0.01       |
| 4,987,120,700 | 261,796,800 | 40,931,200 | 80,770,100 | 151,889,900 | 886,243,200 | 3,000,000 | 20,959,415,000 | 100.00     |
| 23.79         | 1.25        | 0.20       | 0.39       | 0.72        | 4.23        | 0.01      | 100.00         |            |

昭和26年度一般會計

|               | 議會費         | 道廳費           | 警 察<br>消 防 費 | 土 木 費         | 教 育 費         | 社會及び<br>勞働施設費 | 保 健<br>衛生費  |
|---------------|-------------|---------------|--------------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| 1) 報酬         | 32,418,000  | 760,000       | 2,533,800    | —             | 1,392,000     | —             | —           |
| 2) 吏員給        | 3,746,400   | 595,163,700   | 1,437,000    | —             | 3,157,598,100 | 3,317,7000    | —           |
| 3) 給料         | 1,712,400   | 305,535,900   | 300,600      | —             | 866,261,200   | 1,359,600     | —           |
| 4) 旅費         | 27,873,800  | 115,078,200   | 4,081,700    | 77,109,800    | 246,922,400   | 77,420,400    | 96,871,600  |
| 5) 職員手當       | 3,528,000   | 599,355,400   | 1,167,800    | —             | 1,768,502,600 | 3,132,900     | —           |
| 6) 雜手當        | 450,000     | 56,069,900    | 567,000      | 2,790,300     | 303,673,200   | 15,282,200    | 28,901,300  |
| 8) 報償費        | 11,464,000  | 1,550,000     | 3,149,500    | 1,800,000     | 1,198,000     | 1,955,100     | 620,000     |
| 9) 賃金         | 425,000     | 1,373,400     | 128,600      | 419,729,300   | 3,071,100     | 111,315,500   | 10,171,900  |
| 10) 交際費       | 8,050,000   | 14,400,000    | —            | —             | 2,200,000     | —             | —           |
| 11) 消耗品費      | 1,449,500   | 32,624,100    | 1,124,400    | 46,091,900    | 40,050,200    | 37,220,800    | 76,704,000  |
| 12) 燃料費       | 500,500     | 26,226,800    | 722,000      | 45,099,500    | 39,670,600    | 14,248,200    | 24,243,700  |
| 13) 食糧費       | 1,317,500   | 12,747,500    | 2,854,500    | 13,853,800    | 17,907,000    | 19,223,000    | 16,926,400  |
| 14) 印刷製本費     | 2,404,600   | 20,529,800    | 930,000      | 6,603,800     | 26,934,200    | 19,228,200    | 15,741,100  |
| 15) 光熱水費      | 276,000     | 4,690,300     | 120,000      | 7,007,600     | 5,314,600     | 2,844,300     | 5,545,200   |
| 16) 通信運搬費     | 370,000     | 49,192,200    | 421,200      | 134,906,800   | 14,220,800    | 31,312,800    | 12,999,400  |
| 17) 保管料       | —           | —             | —            | 519,500       | —             | —             | —           |
| 18) 廣告料       | 50,000      | 1,360,000     | —            | 87,000        | 227,000       | 678,800       | 689,600     |
| 19) 手數料       | —           | 1,886,000     | 36,000       | 596,400       | 3,194,700     | 1,286,100     | 7,386,500   |
| 20) 借料及び損料    | 250,000     | 5,943,100     | 801,600      | 8,716,400     | 2,679,900     | 6,605,300     | 2,402,900   |
| 21) 筆耕翻譯料     | 120,000     | 2,396,500     | 21,400       | 1,582,000     | 3,266,700     | 4,576,800     | 166,000     |
| 22) 委託料       | —           | —             | 27,800       | 1,925,000     | —             | 70,037,300    | 103,933,400 |
| 23) 修繕料       | 824,000     | 13,831,000    | 333,900      | 32,253,600    | 12,913,700    | 9,061,100     | 16,002,300  |
| 24) 工事請負費     | 2,049,700   | 1,955,000     | 540,000      | 827,339,100   | 376,200,000   | 84,264,300    | 140,560,600 |
| 25) 備品費       | 850,000     | 33,205,600    | 2,118,000    | 55,004,800    | 79,707,100    | 33,240,400    | 64,238,200  |
| 26) 原材料費      | —           | —             | —            | 220,935,400   | 28,000        | 26,233,400    | 107,257,900 |
| 27) 買上金       | —           | —             | —            | —             | —             | —             | —           |
| 28) 施設費       | —           | 954,800       | 21,500,000   | 493,192,500   | 37,408,600    | 23,681,747    | 4,827,000   |
| 29) 賠償及償還金    | —           | —             | —            | —             | —             | —             | —           |
| 30) 利子及割引料    | —           | —             | —            | —             | —             | —             | —           |
| 31) 補償金及補填金   | —           | —             | —            | 7,903,500     | —             | 7,710,553     | 120,000     |
| 32) 負擔金補助及交付金 | 214,000     | 193,500       | 14,600,000   | 115,473,900   | 218,672,400   | 773,859,000   | 91,165,500  |
| 33) 保 險 料     | —           | —             | —            | 8,576,200     | 350,000       | 2,439,400     | —           |
| 34) 他會計繰出金    | —           | —             | —            | —             | —             | —             | —           |
| 35) 貸 付 金     | —           | —             | —            | —             | 15,000,000    | 114,500,000   | —           |
| 36) 投資及出資金    | —           | —             | —            | —             | —             | —             | —           |
| 37) 積 立 金     | —           | —             | —            | —             | —             | —             | —           |
| 38) 繰 替 金     | —           | —             | —            | —             | —             | 3,440,000     | 35,000      |
| 39) 扶 助 金     | —           | —             | —            | —             | —             | 389,953,600   | —           |
| 41) 公 課 費     | —           | —             | —            | —             | —             | 180,000       | —           |
| 43) 豫 備 費     | —           | —             | —            | —             | —             | —             | —           |
| 合 計           | 100,343,400 | 1,897,022,700 | 59,516,800   | 2,529,098,100 | 7,244,564,100 | 1,889,608,500 | 827,509,500 |
| 總額に對する割合%     | 0.48        | 9.05          | 0.28         | 12.07         | 34.56         | 9.02          | 3.95        |

# 雜 錄

## 地方行政疑義問答集

### ○損害賠償の議決について

(昭二六、八、一五地自行發二三〇號)  
北海道總務部長宛 行政課長回答

問一、左の事例は地方自治法第九十六條第一項第十一號の「法律上その義務に屬する損害賠償の額を定めること」に該當し、議會の議決を経なければならぬと思うが如何。

市が經營する電車、自動車の事故（運轉手の過失による）により人畜及び建造物その他に損害を與えたので、これが損害賠償の額を決定せんとする場合。

二、若し然りとすれば、損害賠償額の決定とは、争訟による決定のみを指すか或は所謂示談による解決（たとえば見舞金等）をも含むか。

答一、お見込の通り。

二、後段お見込の通り。なお、訴訟、和解等については、地方自治法第九十六條第一項第十號の規定にも該當するから念の爲。

### ○農産物検査法中の疑義について

(昭二六、八、二〇地自行發第二二八號)  
福岡縣議會事務局長宛 行政課長回答

問一、農産物検査法第二十一條の規定に基き縣條例を制定し、それに罰則を設ける場合、同法第二十一條の規定する罰則を超え、地方自治法第十四條第三項の規定による罰則を設けることができるか。

答一、法律上は不可能でないが、條例に設けられる罰則は米麥以外の農産物の受検査義務違反に對するものであるから、米麥の受検査義務違反に對

する農産物検査法第二十二條の罰則と均衡を失するが如き罰則を設けることは適當でない。

### ○地方自治法の解釋について

(昭二六、七、一三地自行發第一八三號)  
北海道總務部長宛 行政課長回答

問一、地方自治法第二百四十三條關係

市の事業（道路、橋梁、上下水道、建築など）一切を代行させるため開發會社（株式會社）ができたが、市條例を以て「工事の請負はすべて右會社と隨意契約して行ふ」ことを規定することは第二百四十三條第一項但書に照し違法と思われるが如何。

但書の法意は、個々の工事につき個別に議會の同意を要するとの意味であつて、條例で包括的に將來に亘つて規定することは議會の議決權の侵害と思われる。

二、法第二百四十三條の二關係

第二百四十三條の二第一項本文中「公金の浪費」とは例えば交際費が程度以上に使用されるような場合もあてはまるか。

同條第一項本文後段「財産の違法若しくは不當な處分」の財産とは市の管理に屬するすべてを含むか、例えば市が借りてゐる土地なども該當するか。

同條第一項本文後段中「特定の目的のために準備した公金の目的外の支出」とは起債、起債前借、補助金などの一時他に流用する場合も該當するか、例えば補助工事請負人に直ちに支出を要するにもかかわらず一時他の支拂に充當した場合。

三、法第二百四十二條關係

第二百四十二條第一項本文後段「決算は………收入役は出納閉鎖後一カ月以内にこれをしなければならぬ」とあるが右期日以内にしなければならぬ場合の處置如何、強行規定と思われるが收入役の責任問題となるか例えば稅收入が豫定期日内に豫定した收入をえられずそのため相當

遅れた場合、帳簿上、書類上、五月三十一日までに締切り六月三十日まで提出したことに装つても違法とならないか。

#### 四、法第二百一一条關係

法第九十三條及び第二百一一条本文中「第七十二條第二項及び第四項の規定は選舉管理委員會書記、監査委員の事務を補助する書記にこれを準用する」とあるが、任免権は首長にあるという意味か、それともそれぞれの委員長若しくは委員にあるという意味か。

#### 答一、御見込の通り。

二、前段、御照會の趣旨が明かでないが、現實の交際費の支出が浪費かどうかにより判断すべきであつて、單に豫算に計上された交際費の額が多いというような理由のみをもつては「公金の浪費」に該當するものとは解し難い。

中段、法の趣旨とするところは、市の所有に屬する財産の違法若しくは不當な處分についてであつて、一般的に、普通地方公共團體の職員が當該地方公共團體の「借りてゐる土地」を處分することは考えられない。

後段、特定の目的のために準備された起債、補助金等を一時他に流用したために、當該目的が達成されなくなつたような場合は含まれる。

三、法律上別段の強制規定はないが、違法の措置であるから職務懈怠等の責任を問われることはあり得る。

#### 四、後段、御見込の通り。

註 地方自治法第二百四十三條第一項にいう、競争入札以外の方法によつて工事の請負等の契約をするときになされる議會の同意は、その個々の契約の締結に際してなされるべきものであるとするのが、少くとも同條の規定の豫想するところと合致した解釋である。しかしながら、條例を設けて、例えば、一定金額以下の契約においては隨意契約の方法によることができる旨の規定をおくことは差支えないであらう。ただし、一般に議決を條例の形でなすことについてはその必要ある限り何ら制限はないからである。しかしながら、設例の如き、工事の請負は、すべて特定會社に隨意契約して行ふという條例を設けることは、財

産の賣却、工事の請負等の契約の締結の公正と有利を確保し、個々の契約について、その都度議會の同意議決のなされることを豫想する地方自治法第二百四十三條第一項の規定の趣旨に全く反するもので、違法たるを免れないと解すべきであらう。

#### ○地方自治法中疑義について

(昭二六、八、二〇地自行政發第二四〇號)  
島根縣津和野町長宛 行政課長回答

#### 問一、用語の解釋について

(一) 第九十四條第四項「臨時會に付議すべき事件は……」とあるが、この付議すべき事件とは議題を指すのか或いは兩者を含めたものを指すものであるか。

(二) 議案とは議會に提出してはじめて議案となるものであつて議會開催の前日までは發案と解釋してよい。

二、前項(一)に關連するものであるが、定例會においては付議すべき事件を告示することを要しないように解釋しているが、定例會及び臨時會を招集の場合、各議員において豫め議案を審議した上で議會に臨む意味において、議案を印刷したものゝを豫め議員に配付することができる。

三、(一) 第九十九條第四項の審査權の問題であるが「常任委員會は議案、陳情等を審査する」とあるがこれは議會の議決により付議された議案陳情等を審議する受動的な權限であつて、議會招集の告示があつてから議會開催當日までの間に常任委員會において町長發案にかかる議案を審議することは、できないものと解釋してよい。

(二) 調査權は議會に付託された事件に關してだけでなく、能動的に然も積極的に所管事務に關して調査する權限を有するものと解釋してよい。

答一、(一) 法第九十二條第四項の「付議すべき事件」とは、議案に限らず選舉決定その他議會に付議せらるべきすべての事件を含むものであり

議案の場合は當該議案を付議事件として告示すべきである。

(二) 發案は、議會に議案を提出することであるから、議會が活動能力を持つ會期中に限られるものである。開會前に議長の許へ送達されたものとして取扱うべきである。

二、便宜提出を豫定されている議案と同一内容の印刷物を配付するといふことであるならば、あえて差支えない。

三、(一) 招集の告示の日から開會の日までの間は會期のうちに入らないから發案はなし得ない。故に設問の如く事前に議案を審議することはできない。

(二) お見込のとおり。なお、委員會の活動は、議會の議決により特に閉會中の審査に付された事件の存する場合でない限り、會期中に限られる。

### ○教育委員會法第五十八條の解釋について

(昭二六、九、四地自行政發第二六三號)  
靜岡縣總務部長宛 行政課長回答

問 教育委員會法第五十八條により二本建豫算が提出された場合に、地方議會は教育委員會の原案まで増額できるか。

答 長の豫算原案内についての豫算金額を増額することは差支えないが、教育委員會の原案にあつても長の原案にない削除された部分を議會が復活することは長の豫算提出權の侵害になるものと解する。

問 同條による「必要な財源」を明記する場合「財源なし」とすることができるか。

答 豫算編成權者としての長が財源を他に求めることが最早や不可能であると認めるかぎり差支えない。

問 長の教育委員會の原案の金額を削除して豫算案を作つたときも附記を要するか。

答 お見込のとおり。

問 教育委員の提出した豫算原案の一部、または全部を保留して別の機會

に議會に提出することができるか。

答 真正むを得ない場合は、別の機會に提出することもできるが、一般的には適當でない。

問 教育委員會が追加豫算の原案を提出したとき、地方公共團體の長がこれに全面的に反對であり、しかも長として提出する豫算案がないとき、長は、零の豫算に教育委員會の原案を付託して議會に提出しなければならないか。

答 豫算案を提出する必要がない。

### ○地方自治法の疑義について

(昭二六、九、二一地自行政發第二八九號)  
船橋市議會事務局長宛 行政課長回答

問 一、一般選舉後、議長の選舉等の事件に關する議會招集告示の日は、法第一百一條第二項但書の規定によることができるか。

二、定例會、臨時會の會期を何日間とし、招集の日からこれを起算する旨を會議規則中に規定したとき、招集當日(會期を六日と定めた場合の第一日)に定足數に達しないで開會できなかった場合は、議長から會期の第二日の何時から開會する旨議員に通知すればよいか、或は法第一百一條第二項の規定により長が改めて招集しなければならないものかどうか。

答 一、設問の場合は一般的にはできないと解する。なお、付議すべき事件の各場合の事情を斟酌して、急施事件なりや否やを判定すべきものである。

二、議員が招集に應じている限り、會議規則に定められたところにより第二日に會議を當然に開くことができる。なお、會議規則中にあらかじめ會期を何日間と定めることは適當ではない。

### ○地方自治法の疑義について

(昭二六、九、二二地自行政發第三〇〇號)  
長野縣總務部長宛 行政課長回答

問 地方自治法第七十四條に基き、婦人に關する調査の委託をするため

婦人専門委員十五名を置いたのであるが、その調査の委託はその都度行うべきか、又は婦人に關する調査を概括的に委託して自主的に行わせても差し支えないか。この場合の會議の招集權についても、すべて前段により市長が行うものと解するかどうか。

答 前段、概括的に委託しても差し支えないものと解する。後段、法第七十四條の専門委員は全くの獨任制の補助機關であるから、調査の委託は個々の委員に對し個別的に行うべきであり、従つて、法令上「會議の招集」という概念はないが、事實上共同して調査する必要上隨時會合する必要がある場合には、便宜その連絡は市長が行うことは差し支えない。

### ○豫算修正議決の疑義について

(昭二六、九、二六地自行政第三〇三號)  
北海道總務部長宛 行政課長回答

問一、追加更正豫算が特別委員會に付託となり「別紙(一)」「(略)」の通り修正の上本會議に報告され、本會議において「別紙(二)」「(略)」の通り、補足修正動議が成立し修正可決された。

ところがこの議決の内容は、歳出豫算の修正費目として款、項、目を明示したが費目毎の修正額を明示せず總額のみを示した各款、項、目毎の減額修正する金額は「理事者において適當に措置されたい」との包括的議決の内容をもつた部分があるが、このような豫算の修正議決は無効と解され、従つて長において再議に付すべきものと思料されるが如何。

二、右を適法に措置するとすれば、本事件の場合には地方自治法第七十六條第四項を適用して再議に付することが適當と思料するがどうか御照會の標記については、何れもお見込の通りと解される。

理由、豫算の修正議決に當つては、少くとも各款項の金額につき明確に表示しなければ當該議決は無効と解せざるをえない。又、法第七十六條第四項の「違法」は「無効」を含む。

### ○市監査委員條例規定事項について

(昭二六、一〇、五地自行政第三〇九號)  
岩手縣總務部長宛 行政課長回答

問 市監査委員條例中に「監査委員は、常に市の經營に係る事業の管理及び出納その他の事務執行の状況に留意し、必要と認めるときは何時でも關係者に對して帳簿書類その他の資料の提出を求め、または質問し若しくは出頭を求めその他必要な調査をすることができ」という條文を設けることは

(1) 關係者にこのような義務を課することは越權である。  
(2) この條例は市長が設定するものであり、地方自治法第七百條の議會の事務調査權、選舉人その他の關係人の出頭、證言並びに記録の提出請求權に對し、執行機關たる市長、監査委員にも同様の權限があるとすると二説があるが如何に解すべきか。

答 議會の事務調査權、關係人の出頭等の請求權は、地方自治法によつて與えられた議會の權限であるが、地方自治法上監査委員には設問の如き權限は認められていないのであつて、該條例は、監査委員の權限を越えた無効の條例と解せられる。

### ○地方自治法第二百三十條の解釋について

(昭二六、一〇、八地自行政第三一〇號)  
大分縣總務部長宛 行政課長回答

問 日赤募金或いは共同募金の割當の一部を市町村費を以て支出することは地方自治法第二百三十條の規定に該當するや否や、なお、若し該當しなくても、豫算に組むことは、その募金の性質上、不適當であると思われるが如何。

答 前段、同條に該當するものと解される。後段、前段により承知された。

註 地方自治法第二百三十條普通地方公共團體は、宗教上の組織若しくは團體の便益若しくは維持のため、又は公の支配に屬しない慈善、教育若しくは博愛の事業



に對し公金を支出してはならない。

### ○議會運営上の疑義について

(昭二六、一〇、八池自行發第三一號)  
名古屋市會事務局局長宛 行政課長回答

問 地方公共團體の事務に關係がなく、當該地方公共團體において措置の出来ない事例(例えば國家公務員の整理反對の件)について議會に對し請願が提出された場合、議長はこの請願を處理する方法なしとしてその受理を拒むことができるとする説と、請願は憲法、法律に規定された國民の權利であるから、その請願が法定の形式を具備しておれば議長におして受理を拒む權限がないとする説があるが、貴廳の御解釋を承りたい。

答 後段お見込の通り。

問 議員より同一事件につき、二件以上議案が提出された場合(例えば議員定數を六十名とするA案と五十名とするB案とが同時に提出された場合)

(一) 上程方法につき

(イ) 兩議案を一括上提し兩案につき審議する。

(ロ) 議長の權限により一件ずつ順次上程する。

(二) 議決方法につき

(イ) A案が議決されれば、B案は一事不再議の原則により審議を要しない。

(ロ) A案の議決後(可決否決に不拘) B案を上程議決する。

との二説に分れたが各點につき貴廳の見解を承りたい。

答 一、上程方法については(イ)、(ロ)何れもお見込の通り。

二、議決方法については、(イ)の場合においては、一案が可決されれば他の案の議決は必要はない。(ロ)の場合においては、B案より上程審議し、B案が可決されれば、A案の審議を要せずB案が否決されれば續いてA案を上程審議すべきものと考ええる。

### ○國土總合開發法第十條第二項の都府縣の同意と 地方自治法第七十九條による専決處分について

(昭二六、一〇、九池自行發第三一四號)  
長崎縣總務部長宛 行政課長回答

問 地方自治法第七十條第一項の事由に該當する場合國土總合開發法第十條に基く縣の同意を知事において専決處分することが出来るか。

答 お見込の通り。但し、その認定は客觀的に妥當なものであることを要し、若し、その認定を誤るときは違法の措置となるから念のため。

### ○地方自治行政實施に關する照会について

(昭二六、一〇、一〇池自行發第三一五號)  
北信四縣市議會事務局協議會會長宛 行政課長回答

問 一、法第百十三條但書中「同一事件につき再度招集の議會」について「定例會の場合」は定例會であることのみで足りる(昭二四、九、六自連行發第十六號與市議會事務局局長宛)とする實例と「定例會の場合」には再度招集は、ありえない(昭二五、九、一六自行發第二百七號大分縣總務部長宛)とする實例とがあるが何れによるべきか、なお定例會に再度招集のありえない理由を承りたい。

答 定例會については再度招集はあり得ない。

理由、定例會については、臨時會の場合と異なり、法律上豫めその付議事件を告示されるということはないのであるから、再度招集の要件たる同一事件は客觀的に存在し得ないというの外はないからである。なお、昭二四、九、六の行政實例は變更されたものと解すべきである。

問 二、定例會に付議すべき事件は告示できるか。告示できないとすればその理由。

答 前段、告示しても差し支えないが、定例會に付議できるのは告示された事件に限らない。

問 三、臨時會に付議すべき事件について

(1) 議會に發案權の專屬する事件であれば、たとえ急施を要するものでなくても、豫め告示することなく直ちに付議できるか。

(2) 付議すべき事件の發議案は何時までに提出するのが適法か。招集當日以後の發議案は急施事件に限り付議すべきか。

答(1) できない。

(2) 前段、遅くとも、長において開會までに當該付議事件を告示して議員一般に周知せしめることができる程度の余裕をもつて提出すべきものと解する。

後段お見込の通り。

問四、臨時出納検査立會議員に對し報酬を支給できるか。なお、費用辨償についてはどうか。

答 所問の立會が議員としての通常の職務の遂行と認められる限り、歳費以外に特別の報酬を支給すべきではない。なお、費用辨償についてはお見込の通り。

問五、(1) 常任委員會の所管事務の調査については議會の議決を必要とせず審査については議會の議決を必要とするかと解してよいか。

(2) 常任委員會の所管事務の範圍如何。次のように委員會條例に規定すれば、どんな事例をも調査し又は審査することができるか。

「議長の承認を受けた事件について調査又は審査を行うことができる。」

答(1) 前段、お見込の通り。後段、議案陳情等が委員會の審査に付議されれば當然に審査し得る。

(2) 前段の事務の範圍は、委員會條例の定めるところによるべきであるなお、會議規則の有無にかかわらず、委員會は、所管事務とされた範圍においては、調査權及び付議された議案、陳情等の審査權を有する問六、議會において審議されていない事件については特別委員會を設置することができないか。

答 議會において審議されていない事件についても、議會の議決により特

に付議された事件については、特別委員會を設置することができるかと解する。

問七、地方議會の委員會はどの程度において公開の原則によるべきか。

答 會議公開の原則は當然には委員會に適用されないが、委員會においても委員長の許可をえて傍聽することができ、等の取扱をすることは差し支えない。

問八、常任委員會は調査するに當り、書面による調査の外、實施について調査することができるか。なお調査權の範圍如何。

答 前段、書面検査及び實施監査にわたらない限り、當該市町村の事務に關する調査については、お見込の通り。後段、當該市町村の事務に關して付託された事件に關してのみならず、廣くその所管事務に關して調査する權限を有する。なお、前段により承知されたい。

問九、(1) 本會議に上程された審議中の議案又は委員會に付託となつた議案で、委員會に於て審議中のものについて提案者から議案の修正撤回若しくは變更の申立があつた場合、會議規則に何等の規定がないときは不可能と解するがどうか。會議規則にこれに關する規定がなくとも議會の承認を得れば可能か。

(2) 議題に供されない以前ならば通知をもつて撤回することができるか。

(3) 長の發議案は以上の制約を受けず、單に通知すれば撤回、修正、變更が可能か。

答(1) 後段お見込の通り。

(2) (1)により承知されたい。

(3) 長の發議案であつても議會が承認したときは撤回できるものと解するが、改訂、修正、變更についても同様の取扱によりなし得る。

問一〇、請願、陳情等について。

(1) 議會協議會で審議された請願、陳情等について、本會議へ上程採擇することなく、直ちに委員會付託の處理をすることは會議規則に

定めてあれば差し支えない。

(2) 議長宛の請願、陳情等で本會議において採擇されたものがあるとき、執行機關への手続はどのように處理するのが適當であるか。執行機關に對し議決報告のみなし善處方要望するを以て可なりや。

(3) 請願書提出次第會議規則に規定があれば、議長は議會閉會中と雖も關係委員會に付託して審査させることができるか。

答(1) お見込の通り。

(2) 受理した請願の内容により處理の方法を異にすると考えられるが、その方法としての経過及び結果の報告の請求等の取扱については會議規則中に規定することが適當である。

(3) できない。

問一、出席催告(法百十三條)について。

(1) 會期二日以上市の議會において、二日目以後の出席催告は當日の應招議員のみで前日以前の應招議員に對してはないと解してよいか。議員定数の半数以上の應招がなければ出席の催告ができず、半数以下の應招の場合は再度招集すべきものと解してよいか。

(2) 欠席議員に對する出席催告はありえないか。

答(1) 前段、第一日以後當日までに應招した議員に對して行うものと解する。後段、お見込の通り。

(2) 第一日以降當日までに一回も應招しない議員については、お見込の通り。

問二、提案された條例又は規則は、これを議員の動議により直ちに改正されるものではなく、その改正案を提出させ、可決をしなければ効力を生じないものと解してよいか。

答 所問の改正手續については、會議規則の定めるところにより判斷すべきであるが、法第百十二條第二項の場合についてはお見込の通りである。なお、機關意志の決定である會議規則等の改正手續は動議により議題に

供して改正することもできる。

問一三、地方公務員法第二十四條第四項について。

兼職に對する給與支給が違法であるが、吏員に對して合法的に支給できるものがあればその實例を示されたい。

答 兼務に對して給與を支給することはできない。

問一四、監査委員中議員選出の人選が決り、學識經驗者からの人選が未だ決定されなくても議員選出の委員のみで監査事務を行うことができるか。

答 できる。

## ○地方自治法の疑義について

(昭二六、一〇、一〇)地方自治法第三一六號  
九州各市議會事務局長宛 行政課長回答

問 議會に發案權の專屬する事件は急務を要するものを除き臨時會に提案できないか。できないとすれば議會の自律作用上、何時でも提案できるよう法の改正方要望したいという意見があるがどうか。

答 豫め告示してあれば提案できるのであるから敢て要望意見のように改正する必要はないと考える。

問 市長の事務部局に屬する部課設置條例の發案權は長に專屬するか。

答 お見込の通り。

問 法第百七十七條第一項の再議に付したときの議決は、單純議決か。

答 お見込の通り。

問 法第百條の議會の調査權は實地調査を含み、第九十八條第一項の検査は書面検査か。然らば第百條の調査權に藉口した検査も可能か。

答 前段お見込の通り。後段法第九十八條第一項の検査は書面検査であるが、實地検査の場合は同條第二項の規定により、監査委員をして行わしめるものであるから、法第百條の調査權には、これらの調査權は含まないものと解すべきである。

○閣僚一部の更迭と衆議院役員の一部改選について

新

労働大臣 吉武 恵市 (昭和二七、一、一八就任)

舊

兼厚生大臣 自宅 東京都澁谷區千駄ヶ谷三ノ四九六  
電話 赤城 (48) 一、五九七

新

厚生大臣 橋本 龍伍

法務總裁 木村 篤太郎 (昭和二七、一、一八就任)

舊

兼行政官 自宅 市川市新戸町一、一二  
電話 市川 一六 一

新

行政官 橋本 龍伍

衆議院

公職選舉法改正に關する調査特別委員會

委員長 小澤 佐重喜 (昭和二七、一、二八就任)

舊

自宅 東京都文京區湯島切通坂町二二ノ一  
電話 小石川 (85) 一、二三 四

水田 三喜男

道人事異動 (昭和二七、二、二)

(民生部保護課長) 事務吏員 渡部 貞喜

民生部勤務を命ずる。

(民生部世話課長) 同 右 居島 安三

民生部保護課長に補する。

(總務部渉外勞務課長) 同 右 鈴木 勘藏

民生部世話課長に補する。

(石狩支廳次長) 同 右 高橋 清吉

總務部渉外勞務課長に補する。

(日高支廳次長) 同 右 足立 穗

石狩支廳次長を命ずる。

(札幌渉外勞務管理事務所長)

同 右 上田 初男

日高支廳次長を命ずる。

事務局人事異動 (新規採用) (昭和二七、二、一)

坂井 佳子

事務補を命ずる。

庶務課經理係勤務を命ずる。

## 日、イ賠償中間協定案

日本・インドネシア賠償會談は、一月十八日「賠償に関する中間協定案」の假調印を終つたが、この協定案および兩國首席代表の間に取交された交換公文は同月三十一日、日・イ兩國政府から發表された。この協定案は前文および本文八カ條から成り、平和條約第十四條の規定にもとづいて、役務による對イ賠償支拂の基本原則を規定したもので、今後の交渉はこれを基礎にした賠償支拂の具體的細目を取り極めることになり、對日講和條約の發効後は速かに正式調印されるものと豫定されている。

ここに添付する賠償に関する中間協定案は、千九百五十一年十二月二十二日から千九百五十二年一月十八日まで東京で日本國政府代表とインドネシア共和國政府代表との間に行われた賠償會談の結論を示すものである。それぞれの代表は、賠償に関する中間協定案が兩國政府間の將來の協定によつて行われることのある變更を受けるものと了解する。更に、この賠償に関する中間協定案の要旨は日本國との平和條約第十四條に基づき兩國政府間に達成されるべき最終的協定にとり入れなければならないものと了解する。

日本國代表およびインドネシア代表は、添付された賠償に関する中間協定案に記載された主旨の賠償に関する中間協定が、日本國との平和條約が兩國の間に効力を生じた後できるだけすみやかに署名されるべき事を、各自の政府に勧告することに同意した。千九百五十二年一月十八日に東京で日本語、インドネシア語および英語で二通を作成した。

日 本 國  
インドネシア共和國

### ◇賠償に関する中間協定案

日本國政府及びインドネシア共和國政府は、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本國との平和條約第十四條(A)に基き賠償問題を解決することをひとしく希望するので、この會議で賠償に関する最終的協定に達することの困難性を考慮するので、次の事實、すなわち日本國政府の見解によれば、日本國の賠

償債務は、インドネシアが被つた損害及び苦痛によつて量られるべきではなく、日本國の履行能力によつて量られるべきこと、日本國との平和條約第十四條(A)の規定は、與えた損害を修復する費用を請求國に補償することに資することを日本國に要求していること並びに前記の損害の解釋は次のとおりでなければならぬこと、すなわち、

A、損害は、一九四一年十二月八日から一九四五年九月二日までの期間に與えられたものであること。

B、損害は、日本國が與えたものであること。

C、損害は、物的な性質のものであること。

D、損害は、インドネシアが被つたものであること。

を考慮するので、次の事實、すなわち、インドネシア共和國政府の見解によれば、日本國の賠償債務の決定は、インドネシアが被つた次の損害及び苦痛に基くべきこと、すなわち、

A、金及び銀、海運業及び漁業の船舶、鑛業及び動力を含む工業及び商業、港及び港灣施設、鐵道及び通信、農業、建造物並びに私營の醫師その他の自由業の設備の損失並びに日本國通貨の發行によつて被つた損失としての直接の戦争損害

B、戦争に充當した追加の豫算支出

C、工業、鑛業、農園、農業、船舶、商業その他の生産施設の全面的收用に歸すべき所得の損失としての損害

D、家庭の長および貨銀取得者が、殺害され、行方不明となりまたは負傷した結果としての所得の損失

E、生産の減少並びに修復、再建及び社會的復興の遅延を招來した日本國軍隊の占領による直接の結果としての追加的損害

を考慮するので、また、双方の見解が協定に到達する目的をもつて次の會議に討議のために提出されることに同意したので、この賠償に関する中間協定を締結することに決定し、これに應じて下名の全權委員を任命した。これらの全權委員は、各自の全權委任狀を示し、それが良好妥當であると認められた後、次の規定を協定した。

第一條 日本國は、現在の領域が戦争中に日本國軍隊によつて占領され、かつ、損害を與えられたインドネシアに生じさせた損害及び苦痛に對して賠償を支拂うというその義務を承認する。

インドネシアは、日本國が存立可能な經濟を維持すべきものとすれば、日本國が

すべての前記の損害および苦痛に對して完全な賠償を行いかつ同時に他の債務を履行するためには日本國の資源が現在十分でないことを承認する。

第二條 與えた損害を修復する費用を補償することに資することを日本に要求している日本國との平和條約第十四條(A)の規定を實施するため日本國が、その賠償義務の履行として、この賠償に關する中間協定第三條に明記する生産、沈船引揚げその他の作業における日本人の役務をインドネシアに提供しなければならないことが同意される。

第三條 この賠償に關する中間協定第二條に掲げる日本人の役務のインドネシアに對する提供に當つては日本國の存立可能な經濟の維持が考慮に入れられなければならないこと、前記の役務が、インドネシアの經濟發展計畫に従つて、礦業、農業、海運業、漁業その他の分野を含むその産業の確立、發展または再建に促進するようなものでなければならぬことおよび次に掲げる役務が日本國の費用で提供されなければならないことが同意される。

(A) 資本財、機械及び消費財の生産における役務 (B) 沈船引揚げにおける役務 (C) 工業、農業、海運業、漁業、科學研究、銀行業及び商業の分野の技術上及び經營上の援助における役務但し、インドネシアの能力がこの點で不充分であり、且つ、インドネシアの要員がこれらの分野において養成されている期間とする。

(D) 日本國にある工場における専門家の養成を含み、技術的分野における理論及び實地の教育及び經驗を得ることについてインドネシア國民にできるだけ多くの機會を提供することにおける役務。

第四條 賠償の實施は、いかなる外國爲替上の負擔をも日本國に課することを避けるなければならないことが同意される。

第五條 この賠償に關する中間協定第三條に基づき加工されるべき貨物および提供されるべき役務の量および種類は、提供されるべき原料とともに、兩當事國間の協定によつて決定されることが同意される。

第六條 兩當事國は、次の會議において、賠償に關する最終的協定に達する目的で、なかつて次の事項を討議することに同意する。

(A) 賠償の額及びその履行の期間 (B) 賠償に關する紛争を解決する方法

第七條 この賠償に關する中間協定は、日本語、インドネシア語および英語で作成する。すべての本文は、ひとしく正文とする。前記の本文の解釋に關して意見が一致しない場合には、英語の本文が優先する。

第八條 この賠償に關する中間協定は、兩當事國によつて批准されなければならない。この協定は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

### 日本代表からイ代表宛書簡

書簡をもつて啓上いたします、本日日本國代表團とインドネシア代表團との間において各自の政府に對する勸告として合意された賠償に關する中間協定案に關して、本代表は日本國政府に代り、貴代表に次の通り通報する光榮を有します。

一、日本政府は賠償に關する中間協定案の本文に掲げる賠償に關する次の會議は一九五一年十二月廿二日から一九五二年一月十八日まで東京で開催された會議の繼續であり且つ日本國との平和條約第十四條に定める賠償に關する最終的取極めに達する目的をもつて開催されるものであると了解します。この點に關して日本國政府は次の會議が一九五二年五月ジャカルタで開催されるが、その時期および場所は、最終的には、次の二に掲げる困難が解決されたときの情勢に照して兩國間の外交上の手續により決定されるものであると了解します、さらに日本國政府はその會議の軍事日程が暫定的には次の通りであると了解します。

①賠償に關する中間協定案第六條に掲げる賠償額およびその履行期間の決定②賠償に關する中間協定案第六條に掲げる賠償の一般的小および技術的事項についての紛争を解決する方式の決定③賠償に關する中間協定案第五條に掲げる賠償の履行に關する實施措置および實施規則の決定④その他の事項

二、日本國政府は一九五一年十二月廿二日から一九五二年一月十八日までの會議において、賠償に關する中間協定案の本文に掲げるように、たとえば賠償額及びインドネシアが被つた損害及び苦痛の種類について賠償に關する最終的協定に達することが困難であつたのは、日本國政府が他の請求國の賠償請求をまだ受けておらないという事實、従つて日本國政府は連合國に對する日本國の賠償の全範圍及び總額についての全般的概觀並びに連合國に提供されるべき役務の量及び種類に關する情報を欠いているという事實によるものと了解します。

三、賠償に關する中間協定案第三條(b)に關しては、日本國政府は引揚げた船舶の修理及び沈船から引揚げたクズ鐵の工業をその他設備への轉化が前記の協定案の第三條(a)の範圍に該當するものであると了解します。

四、一九五二年一月四日にインドネシア代表團が、會議に提出した協定案第六條すなわち「日本國はインドネシアの原材料及び未成品の國內的製造のために、ある産業

を日本國からインドネシアに移すことによつて、日本國の技術及び産業を利用に供しなればならない、日本國は原材料を日本國に送り、及び製品をインドネシアに運ぶに當つては、日本及びインドネシアの海運機關を協定された割合において利用するものとする。日本國は發電所を含む完全な工場を設置するための設備を利用に供し、また工業、農業、海運、漁業及び科學的研究機關に必要な貨物をインドネシアに利用させるものとする」に關しては日本國政府は、この點に關するインドネシア代表團の見解を理解するものであつて、そこに掲げる目的が日本國とインドネシアとの間の經濟協力の分野にとり入れるように貴國政府とできる限り協力する意向を有します。但し日本國政府は前記の事項が日本國との平和條約第十四條(三)に定める職務の範圍に該當するものではないと了解します、日本國政府はそれぞれの政府の代表者の間の公式及び非公式の會談によつて、前記の經濟協力が相互に有利であり、且つ、日本國とインドネシアとの間友好親善關係を強化するものであるとの意見を兩者が共に有していることが明かになつたと信ずるのであります。私は、この機會に貴代表に對し重ねて敬意を表します。

一九五二年一月十八日

賠償會議日本國代表團首席

津島壽一

賠償會議インドネシア代表團首席

ラデン・ジュアンダ

### イ代表から日本代表宛書簡

書簡をもつて辱上いたします。

私は、貴代表が次のように通報された本日付の貴簡を受領することを確認する光榮を有します(以下前掲の書簡に同じ)

本代表は貴簡の内容を十分に了承した上で、インドネシア共和國政府に代つて、インドネシア共和國が貴簡に掲げられる日本國政府の了解及び意思を深く感謝し、歡迎することを貴下に通報する光榮を有します。

本代表はこの機會に貴代表に對し重ねて敬意を表します。

千九百五十二年一月十八日

賠償會議インドネシア代表團首席

ラデン・ジュアンダ

賠償會議日本國代表團首席

津島壽一殿



圖書室便り

○新購入圖書紹介

圖書名 著者

キリストの生涯 上 ジョヴァンナ・ハビーニ 平 凡 社

世界歴史辭典 一一六 北海經濟新聞社

新日本建設大觀 給與關係法令集 人事行政學會

北海 道奇談 橋 文 七

人間中野正剛 緒 方 竹 虎

地方自治と公營企業 柴 田 護

南方熊楠全集 二、三、九、一〇 瀧 澤 敬 三

ニッポン日記 上・下 マーク・ゲイン

神風特別攻撃隊 猪 口 力 平

逃 亡 者 グレアム・グリーン 安 田 徳 太 郎

人間の歴史 第一卷

○各官公廳その他よりの受贈圖書

圖書名 受贈先

北海道俱樂部會員名簿 北海道俱樂部

法 務 年 鑑 昭和二十五年 法 務 府

第七十六刑事統計要旨 同

第六十三登記統計要旨 同

國際文化協會々報 三〇一號 國際文化協會

國內出版物目錄 五月、六月 國立國會圖書館

水 産 時 報 十二月號 水 産 廳

施 設 三卷十一號 電氣通信省

國際電氣通信 同

電信電話事典 同

農 林 時 報 十二月號 農林省弘報課

郵 貯 時 報 十一月號 郵政省貯金局

郵政統計月報 十二月號 同 經理局

郵 政 政 十二月號 同 人事部

運 輸 月 報 三卷八號 運輸省企畫課

物價調查月報 十一月號 物價廳調查課

通產統計月報 十一月號 通商産業省

鑛山保安年報 昭和二十四年度 同

山村及び山村農家の調査實例 林野廳指導部

業 務 月 報 九月號 特別調査課

地方自治ニュース 一號、二號 全國議長會

勞 働 時 報 一月號 勞働法令協會

勞働能率因に關する試行調査Ⅲ 道立勞働科學研究所

本道民間企業の初任給調査 五〇號 同

人事院月報 二〇號、二二號 人事院事務總局

地方財政と競輪收益 全國競輪施行者協議會

ジエトロ 新年號 海外市場調査會

北海道經濟動向の分析(第一輯) 北海道商工部交易觀光課

昭和二十五年北海道歳入歳出決算書 北海道出納局

同 同

北海道住宅白書(第一部) 北海道總合開發委員會

北海道文化厚生施設基礎資料 同

北海道總合開發に伴う文化厚生施設の基本方向(試案) 同

北海道農業協同組合年鑑 北海道協同組合通信社

地方公務員法關係例規集 北海道人事委員會事務局

北海道自治 一月號 北海道自治協會

教育月報 一月號 北海道教育委員會

北海道統計書(昭和二十四年)第二卷 北海道總務部統計課

總合經濟 一月號 北海道總合經濟研究所

北海警友 一月號 札幌警察管區本部

自治春秋 二月號 第一法規出版株式會社

魚と卵 一月號 水産孵化場

昭和二十七年二月二十日發行

北海道議會時報 第四卷 第二號

編 集 北海道議會事務局調查課

發 行 北海道議會事務局

電話 ② 一、八二〇番